

第2次尾道市環境基本計画

海、緑、文化につつまれた

地球と人にやさしいまち 尾道



平成29年3月
尾道市

はじめに

尾道市は、瀬戸内のほぼ中央、広島県の南東部に位置し、山地、丘陵、海と島が織りなす美しい自然と多彩な景観に恵まれています。

本市では、この美しい自然と多彩な景観を次世代へ引き継ぐために、平成 17 年 4 月に環境保全についての基本理念を定めた「尾道市環境基本条例」を施行し、この条例の基本理念を具現化するため、平成 19 年 6 月に「尾道市環境基本計画」を策定しました。



これまで、この計画に基づき様々な環境保全に係る事業を展開し、市民・事業者・市及び滞在者がそれぞれの立場で望ましい環境像の達成のために取り組んでまいりましたが、計画策定から 10 年が経過し、社会情勢の変化、温室効果ガス排出量の増加による地球温暖化の進行や大規模な気候変動、生物多様性の低下など、多岐にわたり新たな環境問題が発生しています。

こうした中、前計画の計画期間が終了することを受け、新たな環境問題に対応し、かけがえのない本市の良好な環境を保全・創造していくために、「第 2 次尾道市環境基本計画」を策定しました。

本計画に掲げる望ましい環境像「海、緑、文化につままれた 地球と人にやさしいまち 尾道」の実現のためには、日頃から市民一人ひとりが高い環境意識を持ち、環境にやさしい行動を心がけることが不可欠であるとともに、市民・事業者・市及び滞在者が協働、連携して環境保全活動に取り組むことが重要であると考えております。

今後も、環境行政を着実に推進し、将来にわたり本市に住み続けたいと思える環境づくりに努めてまいりますので、皆様の一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりご審議いただいた「尾道市環境審議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査や市民ワークショップなどで貴重なご意見・ご提言をいただいた多くの市民・事業者及び中学生の皆様など、ご尽力いただきましたすべての皆さまに心から感謝申し上げます。

平成 29 年（2017 年）3 月

尾道市長 平谷 祐 宏

目 次

第1章 基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	3
5 計画の対象	3
6 計画の主体と役割	4
第2章 尾道市の概況	5
1 位置と沿革	5
2 自然的条件	6
3 社会的条件	7
第3章 尾道市の環境の現況	13
1 大気環境	13
2 水環境	16
3 騒音	19
4 公害苦情	21
5 上・下水道等	22
6 自然	23
7 温室効果ガス（二酸化炭素）	25
8 ごみ処理	26
9 公園・緑地	27
10 文化財	27
第4章 環境の評価と課題	28
1 アンケート調査による評価	28
2 現況と課題	33
第5章 望ましい環境像と基本目標	38
1 望ましい環境像	38
2 基本目標	39
3 取組の体系	40
第6章 環境づくりの取組	41
I 安全・安心な暮らしづくり（生活環境）	41
1 澄んだ空気の保全	41
2 きれいな水の保全	44
3 静かで安全な環境の保全（騒音・振動・悪臭・有害物質対策）	46

II	豊かな自然と仲良く暮らす仕組みづくり（自然環境）	48
1	生物多様性の保全	48
2	身近な自然環境の保全	50
3	里地里山の保全	51
III	地球環境を意識した生活づくり（地球環境）	53
1	地球温暖化対策の推進（低炭素社会の構築）	53
2	資源循環型社会の構築	57
IV	みんなが住みやすさを感じるまちづくり（快適環境）	60
1	景観の保全と創出	60
2	地域の伝統・文化の継承	65
3	みんなにやさしいまちづくり	67
V	尾道の環境を守る人づくり（環境教育・学習及び環境保全活動）	70
1	環境教育・学習の推進	70
2	環境保全活動の推進	73
■	成果目標一覧	75
第7章	計画の推進	76
1	推進体制	76
2	進行管理	77
資料編		79



第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

これまで、私たちの生活は、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済活動に支えられ、物質的な豊かさや生活の利便性を高めた一方で、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の増加による地球温暖化の進行や大規模な気候変動、廃棄物の増大、生物多様性の低下など多岐に渡り環境問題が発生しています。

これら環境問題は、私たちの日常生活や事業活動による環境への影響が積み重なったものです。これまでの資源消費型社会から、資源とエネルギーの大量消費に依存しない低炭素社会[※]及び循環型社会[※]を構築していくことが求められます。

また、平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災及び原子力発電所の事故をきっかけに、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー、省資源を意識した生活スタイルへの見直しなど、人々の環境への関心が高まっています。

本市は、山から海、島までの多様な自然、趣のある街並み、伝統文化、歴史的遺産などに恵まれています。市民・事業者・市・滞在者が相互に協力し合い、これらの環境や資産を将来に引き継ぐとともに、地域の環境問題を解決し、さらに良い環境を創出していくことが大きな課題です。

この度、尾道市環境基本計画（平成19年（2007年）策定）の期間終了に合わせて必要な見直しを行い、平成29年度（2017年度）からの「第2次尾道市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

※低炭素社会：地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑えた社会。

※循環型社会：廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化、適正処分の仕組みが確保されることにより実現される、有限の資源を有効に利用し環境への負荷ができる限り低減された社会。

《尾道市環境基本条例 第3条（基本理念）抜粋》

1. 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の生存基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
2. 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な社会経済の発展を図りながら、持続的に発展をすることができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。
3. 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

2 計画の目的

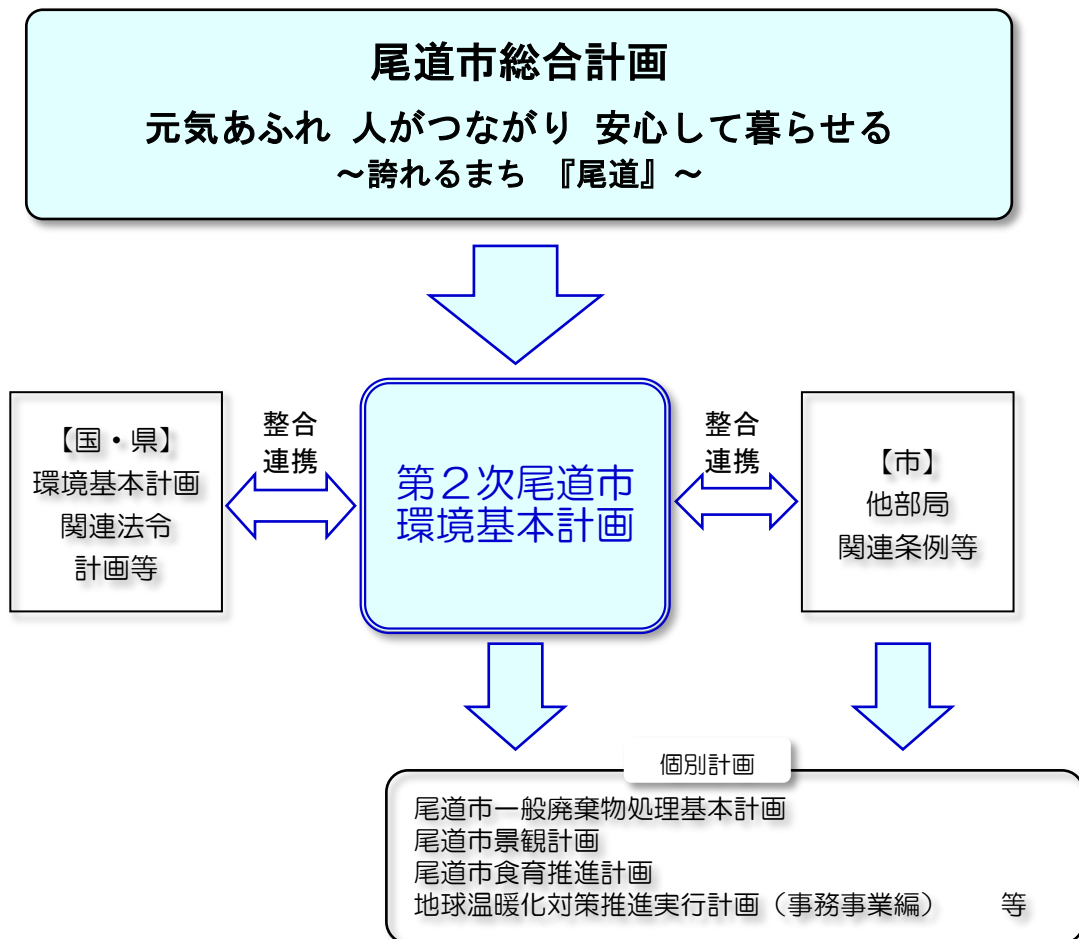
本計画は、尾道市環境基本条例に基づき、環境の保全・創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定しました。

3 計画の位置づけ

国では、「環境基本法（平成5年（1993年）11月施行）」に基づいて、「環境の保全に関する基本的な計画」を定めています。平成6年（1994年）12月に第一次計画が閣議決定された後、5年程度を目途に見直しを行い、現在は、平成24年（2012年）4月に閣議決定された「第四次環境基本計画」となっています。

広島県においては、「広島県環境基本条例（平成7年（1995年）3月施行）」に基づき、平成9年（1997年）3月に環境基本計画が策定され、現在は、平成28年（2016年）3月に策定された「第4次広島県環境基本計画」となっています。

本計画は、国や県の環境基本計画などと補完・連携し、尾道市総合計画のまちづくりの目標を踏まえ、望ましい環境像「海、緑、文化につまれた地球と人にやさしいまち 尾道」の実現に向けた取組を示すものです。

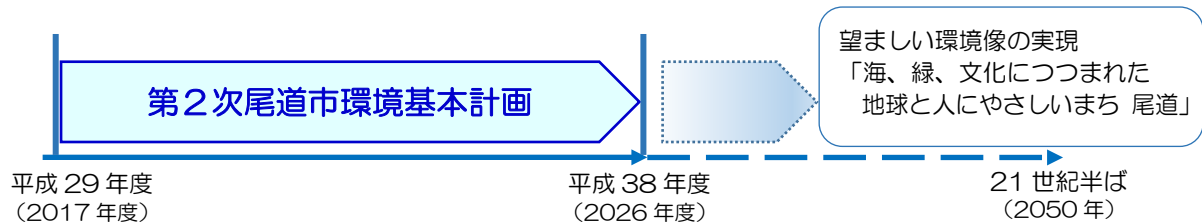


4 計画の期間

本市は、21世紀半ば（2050年）を見据え、望ましい環境像「海、緑、文化にまつまれた地球と人にやさしいまち 尾道」を掲げています。

本計画の期間は、平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）までの10年間とします。環境施策の進捗状況は、毎年度確認していきます。

なお、今後の社会情勢や環境の変化などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。



5 計画の対象

本計画で対象とする環境の要素を、下記のように設定します。

区分	対象とする環境要素
生活環境	大気、水質、騒音、振動、悪臭、有害化学物質 など
自然環境	動物、植物、生物多様性※、森林、河川、海、里山、農地 など
地球環境	地球温暖化、低炭素社会、省エネルギー、再生可能エネルギー、オゾン層破壊、酸性雨 など
	廃棄物、4R※の推進、循環型社会の構築 など
快適環境	景観、公園・緑地、水辺、歴史的・文化的環境、マナー・モラル など
環境教育・学習及び環境保全活動	環境教育・学習、環境保全活動、人材育成 など

※生物多様性：地球上の生物は、未知のものを含めると3,000万種ともいわれる多様な生物が存在している。生物多様性とは、一つひとつに個性がある生命が、網の目のように様々な関係でつながっていることを指す。

※4R（ヨンアール、フォーアール）：「過剰包装などを受け取らない」「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。
「リフューズ(Refuse＝発生回避)」「リデュース(Reduce＝発生抑制)」「リユース(Reuse＝再使用)」「リサイクル(Recycle＝再生利用)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

6 計画の主体と役割

「市民」「事業者」「市」「滞在者（以下、観光旅行者その他市内に滞在する者をいう。）」の4者が本計画を推進する主体者です。

◆市民の役割

- 生活と環境との深い関わりを認識し、身近なところから環境負荷の低減に取り組みます。
- 「私たちのまちの環境は、私たちが守る」という自覚のもと、主体的に市や事業者と協働して環境問題に取り組むとともに、市の環境施策に参加・協力します。
- 子どもから大人まですべての世代が環境を学び、自主的かつ積極的に環境保全活動に参加・協力します。

◆事業者の役割

- 事業活動の環境に対する社会的な影響や環境に与える負荷の大きさを認識し、責任ある行動をとり、環境への負荷をさらに低減し、より良い環境の創出に貢献します。
- 製品の設計・生産・流通・消費・廃棄にいたるすべての事業段階にわたって、環境への負荷の少ない製品やサービスを提供します。
- 地域社会の構成員として、地域の環境保全活動に協力するとともに、自らも積極的に活動することに努めます。

◆市の役割

- 市民・事業者と協働して、地域の環境保全に関する具体的かつ総合的な施策を策定します。
- 施策の実施にあたっては、市民・事業者と連携を図るとともに、県や周辺市町と協力して広域な取組を推進します。
- 市民・事業者への環境に対する意識啓発や行動の喚起を図り、主体的な取組や主体間の連携・協働、ボランティア活動などを支援・促進します。
- 環境の現状や各主体の環境保全の取組状況など、環境に関するさまざまな情報を広くわかりやすく発信します。
- 自ら率先して環境に配慮した行動に取り組みます。

◆滞在者の役割

- 市が発信する環境保全の取組に協力し、滞在中の環境への負荷の低減に努めます。

第2章 尾道市の概況

1 位置と沿革

本市は、瀬戸内のほぼ中央、広島県の東南部に位置します。市域の面積は285.11km²であり、大半が山地で、島しょ部は概して急峻で平地に乏しく、平地は尾道水道・御調川沿い・島しょ部の海岸沿いに形成されています。

北部は、豊かな緑に囲まれ、南部は、独特の多島美を有しており、山地、丘陵と海・島が織りなす多様で多彩な景観が本市の特徴となっています。

自然の良港を持つ尾道は、平安時代以来、対明貿易船や北前船、内海航行船の寄港地として、中世・近世を通じて繁栄をとげました。港町・商都としての発展は各時代に豪商を生み、多くの神社仏閣の寄進造営が行われました。

現在では、山陽自動車道、瀬戸内しまなみ海道に加え、平成27年（2015年）3月に全線開通した中国やまなみ街道により、広域拠点としての機能は高まり、まさに「瀬戸内の十字路」としての発展が大いに期待される都市です。



本市の位置図

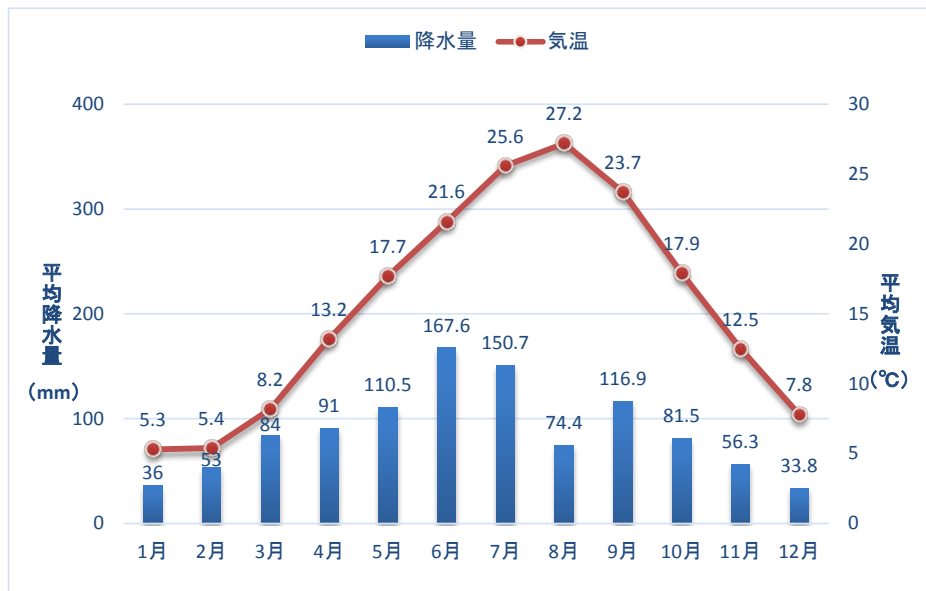
2 自然的条件

(1) 気象

気候は温暖で降雨量が比較的少ない瀬戸内型に属しますが、内陸部は温度較差がやや大きい山間部の特性を示しています。

夏の季節風は四国山地に、冬の季節風は中国山地によって遮られるため年間を通じて天候が安定しており、降水月が5、6、7月（梅雨時）と9月（秋雨・台風時）の二峰性となっており、二峰の間の8月（盛夏）の降水量が著しく少なくなります。

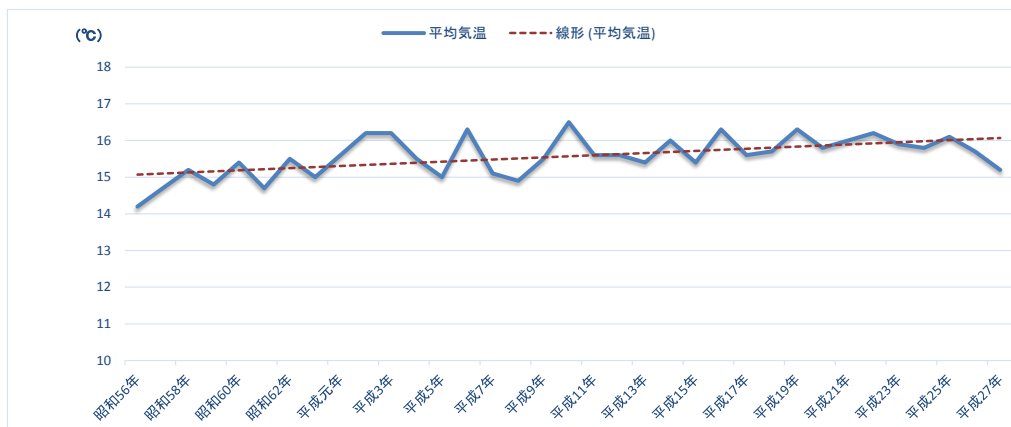
昭和56年（1981年）からの平均気温の推移を見ると、わずかながら上昇傾向が見られます。



気温・降水量の月別平年値

資料: 気象庁生口島観測所

※平年値の統計期間は1981年から2010年の30年間



気温の年平均値推移

資料: 気象庁生口島観測所

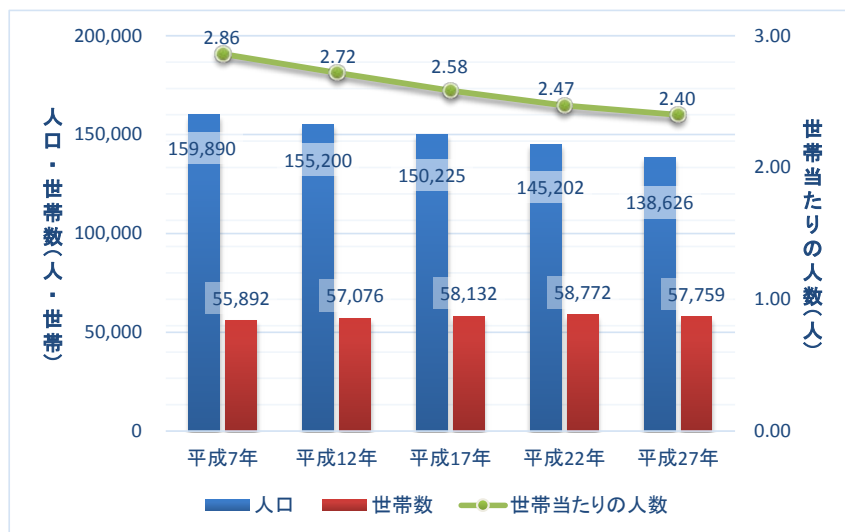
3 社会的条件

(1) 人口・世帯数

人口は、減少が続いています。平成 27 年（2015 年）は、平成 7 年（1995 年）比 86.7%となっています。

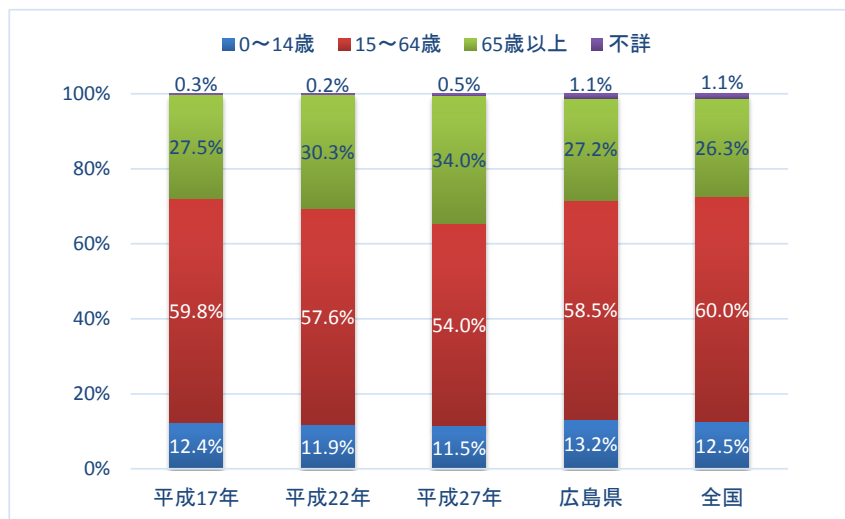
平成 22 年（2010 年）までは、世帯当たり人数の減少と世帯数の増加という核家族化の傾向が見られましたが、平成 27 年（2015 年）では、世帯当たり人数の減少とともに世帯数も減少に転じています。

年齢3区分構成比の推移では、本市においても少子・高齢化が進んでおり、平成 27 年（2015 年）の高齢化率は、全国を大きく上回る 34.0%となっています。



人口・世帯数の推移

資料：国勢調査



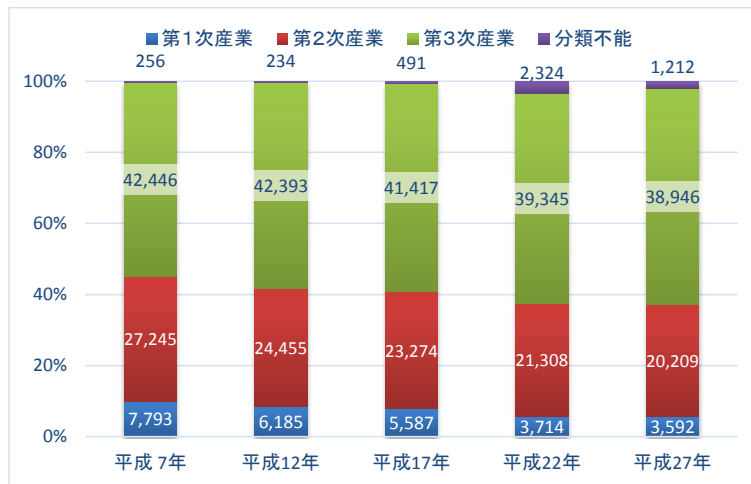
年齢3区分構成比の推移及び国・県との比較

資料：国勢調査

(2) 産業

①産業別就業者数

産業別就業者数は、第1次産業及び第2次産業の就業者数の減少、第3次産業の就業者比率の増加傾向が継続しています。



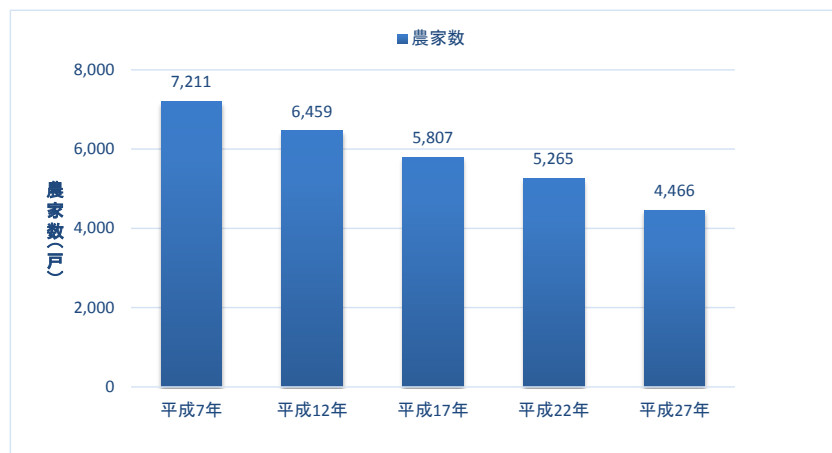
産業3区分就業者数比率

資料: 国勢調査

※グラフ中の数値の単位は人

②農家数

農家数は減少傾向が続いており、平成27年(2015年)は、平成7年(1995年)比で61.9%にまで減少しています。

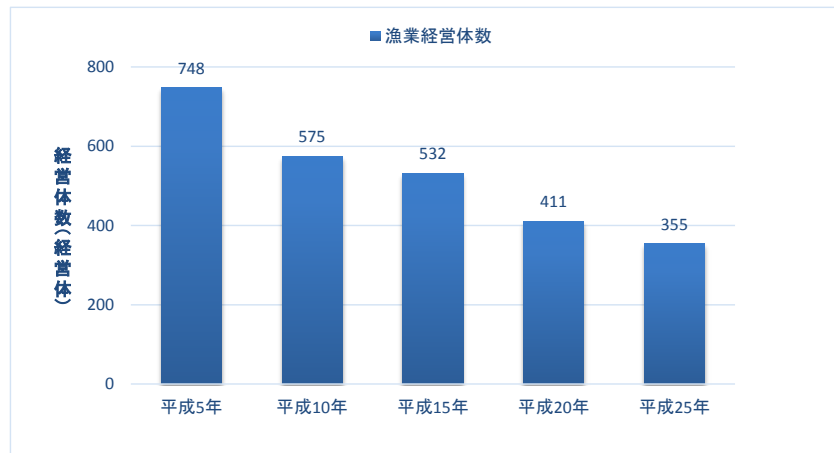


農家数の推移

資料: 農林業センサス

③漁業経営体数

漁業経営体数は減少傾向が続いており、平成25年（2013年）は、平成5年（1993年）比で47.5%と大きく減少しています。



資料: 漁業センサス

漁業経営体数の推移

④森林面積

森林面積は 14,105ha で、市域面積の 49.5%を占めています。

森林の面積

単位: ha

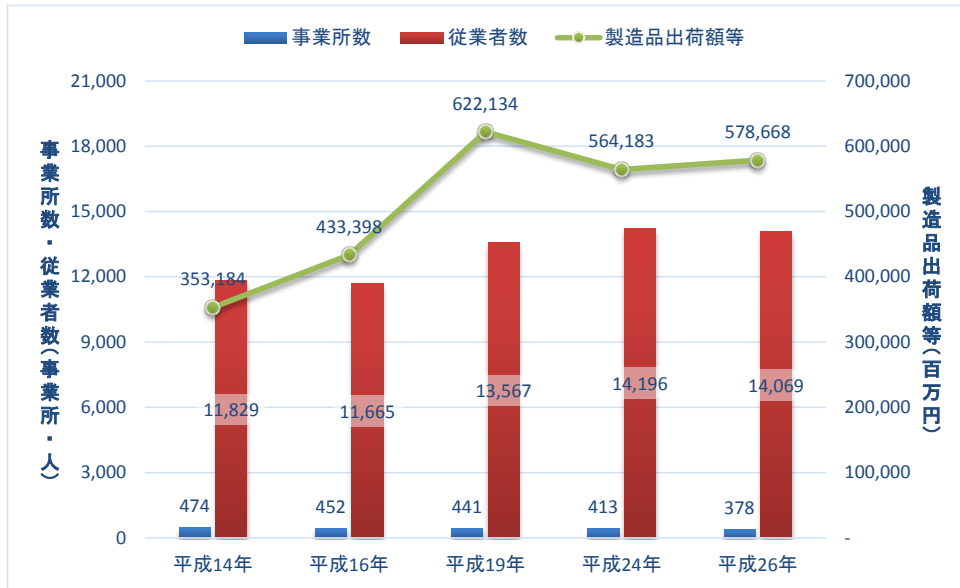
年	総数	民有林※							国有林	
		総数	人工林		天然林		竹林	※ 無立木地		※ 更新困難地
			針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹				
平成27年	14,105	14,081	1,339	233	8,956	3,123	64	330	37	23

※数値は、端数処理のため計は一致しない。
 ※民有林には地方公共団体所有の山林を含む。
 ※無立木地: 伐採跡地及び未立木地である。
 ※更新困難地: 植栽が可能であるが通常の生育が期待できない土地(岩石地、過湿地、風衝地等)のこと。

資料: 広島県林務関係行政資料平成28年度版
 広島県統計年鑑

⑤工業

工業は、事業所数は減少しているものの、従業者数、製造品出荷額等は、平成14年(2002年)以降の10年間で大きく増加してきました。

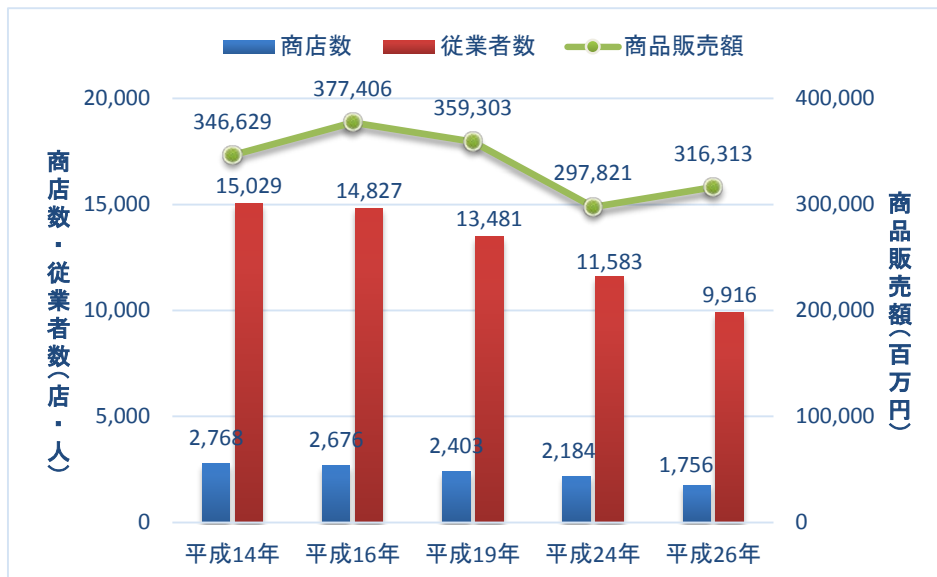


資料:工業統計調査
経済センサス

工業の推移

⑥商業

商業では、商店数、従業者数の減少傾向が続いています。平成26年(2014年)は、平成14年(2002年)比で、商店数が63.4%、従業者数が66.0%と大きく減少しています。



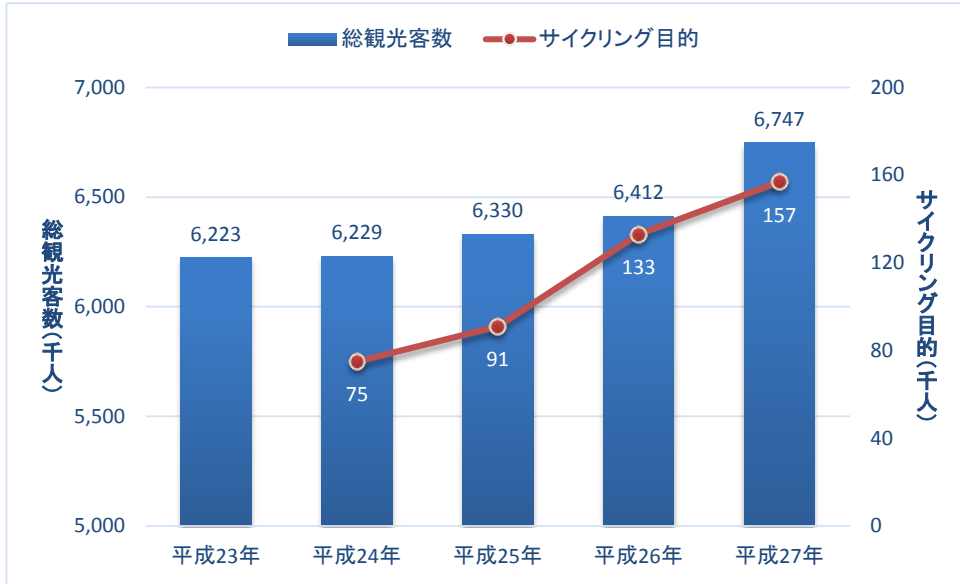
資料:商業統計調査
経済センサス

商業の推移

⑦観光

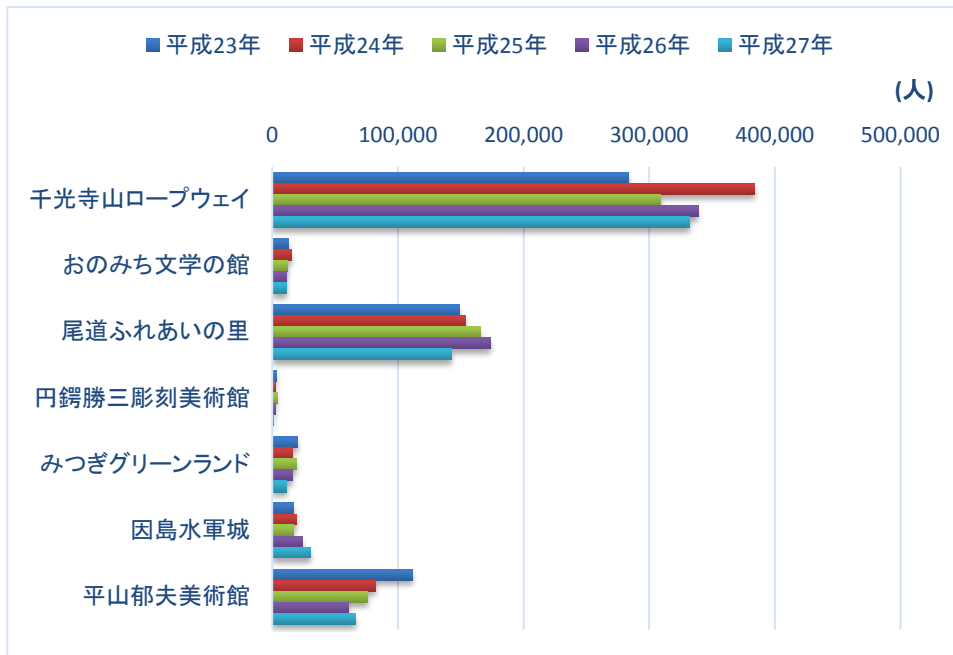
総観光客数は、増加が続いており、特に平成27年（2015年）は、前年から33万5千人の増加で、大きな伸びを示しています。中国やまなみ街道の全線開通や日本遺産認定などの効果が考えられます。

また、瀬戸内しまなみ海道の自転車無料化に加え、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などでの認知度向上により、国内外問わず、サイクリストの増加が顕著です。



観光入込客の推移

資料: 広島県観光動態調査
サイクリングの区分は平成24年より

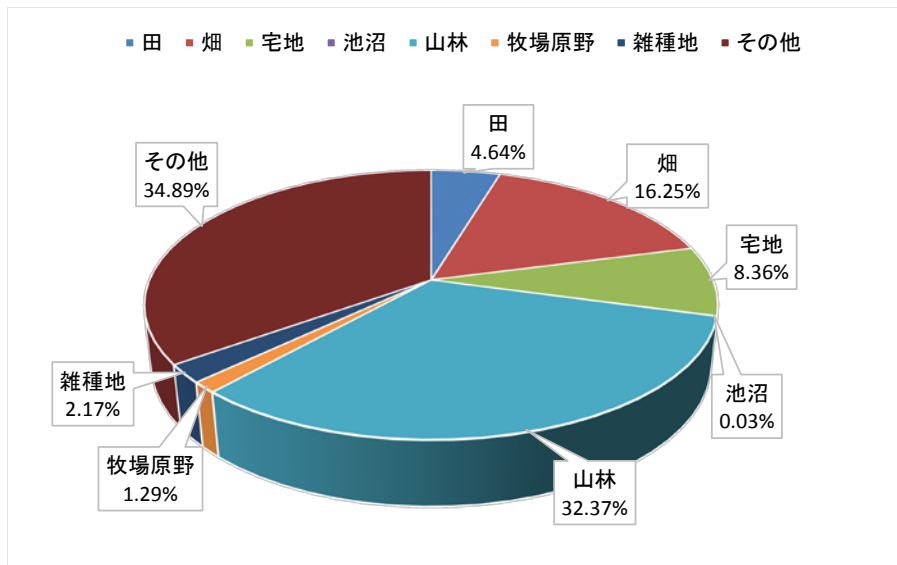


主な観光施設別観光客の推移

資料: 広島県観光動態調査

(3) 土地利用

本市域の面積 285.11km²の利用状況は、田・畑（農地）が 20.9%、宅地 8.4%、山林 32.4%などとなっています。



土地利用別面積比率

資料:尾道市資産税課



尾道市街地と千光寺ロープウェイ

第3章 尾道市の環境の現況

1 大気環境

本市における大気汚染状況の常時監視は、広島県が尾道東高等学校の一般大気測定局において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの状況を測定しています。このほか、市内14ヶ所において、簡易測定を行い、大気汚染状況の把握に努めています。

また、近年関心の高い微小粒子状物質（PM2.5）の常時監視は、近隣の測定局（三原市宮沖町・福山市役所）値を参考にしています。

光化学オキシダントについては、各年度ともに環境基準値を超過しています。また、微小粒子状物質（PM2.5）も環境基準値を超過しています。これらは、国外からの飛来物質の影響も考えられ、全国的にも環境基準値超過が見られます。

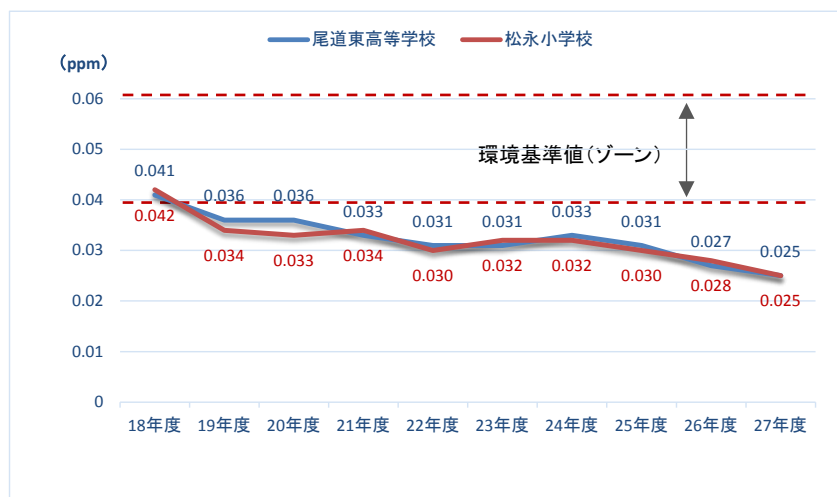
二酸化窒素(NO₂)の推移

単位：ppm

測定地点	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
尾道東高等学校	年平均値	0.020	0.018	0.018	0.016	0.014	0.015	0.015	0.015	0.013	0.013
	日平均値の年間98%値	0.041	0.036	0.036	0.033	0.031	0.031	0.033	0.031	0.027	0.025
松永小学校	年平均値	0.020	0.018	0.018	0.017	0.017	0.018	0.017	0.015	0.015	0.014
	日平均値の年間98%値	0.042	0.034	0.033	0.034	0.030	0.032	0.032	0.030	0.028	0.025

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下

資料：広島県大気汚染常時監視結果



二酸化窒素(日平均値の年間98%値)の推移

浮遊粒子状物質(SPM)の推移

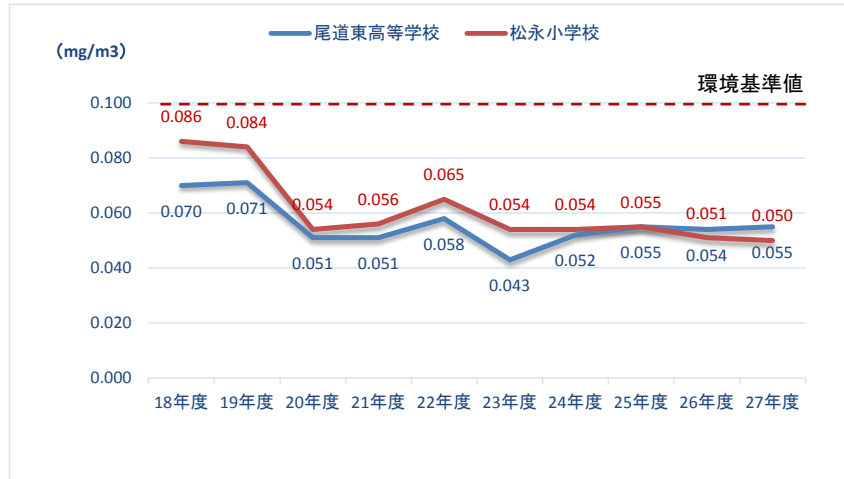
単位：mg/m³

測定地点	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
尾道東高等学校	年平均値	0.029	0.026	0.024	0.022	0.022	0.020	0.022	0.023	0.023	0.024
	日平均値の2%除外値	0.070	0.071	0.051	0.051	0.058	0.043	0.052	0.055	0.054	0.055
	1時間の最高値	0.193	0.272	0.123	0.603	0.220	0.167	0.135	0.105	0.114	0.131
松永小学校	年平均値	0.033	0.029	0.025	0.025	0.024	0.024	0.022	0.023	0.023	0.022
	日平均値の2%除外値	0.086	0.084	0.054	0.056	0.065	0.054	0.054	0.055	0.051	0.050
	1時間の最高値	0.237	0.274	0.117	0.470	0.205	0.201	0.113	0.134	0.112	0.134

※環境基準：日平均の2%除外値0.1mg/m³以下、1時間値の最高値0.2mg/m³以下

※網掛け部は、環境基準値を超過

資料：広島県大気汚染常時監視結果



浮遊粒子状物質(日平均値の2%除外値)の推移

光化学オキシダント(Ox)の推移

単位：ppm

測定地点	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
尾道東高等学校	昼間1時間の最高値	0.123	0.112	0.124	0.143	0.114	0.122	0.096	0.109	0.099	0.120
	0.06ppm超過日数	136	152	135	142	99	87	87	87	111	103
	0.12ppm超過日数	3	0	1	1	0	1	0	0	0	1
松永小学校	昼間1時間の最高値	0.117	0.119	0.112	0.143	0.125	0.115	0.099	0.109	0.108	0.123
	0.06ppm超過日数	105	140	112	143	115	83	86	102	98	93
	0.12ppm超過日数	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1

※環境基準：昼間1時間値の最高値が0.06ppm以下

※網掛け部は、環境基準値を超過

資料：広島県大気汚染常時監視結果



光化学オキシダント(昼間1時間値の最高値)の推移

微小粒子状物質(PM2.5)の推移

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

測定地点	区分	25年度	26年度	27年度
三原市宮沖町	年平均値	16.3	15.4	14.4
	日平均値の年間98%値	35.7	32.5	33.6
福山市役所	年平均値	18.7	17.8	16.7
	日平均値の年間98%値	37.9	37.0	35.9

※環境基準：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

※網掛け部は、環境基準値を超過

資料：広島県大気汚染常時監視結果

尾道市公衆衛生推進協議会 環境キャラクター

『エコろん』



環境を表す「エコ」と「コロン」とした地球をイメージ

2 水環境

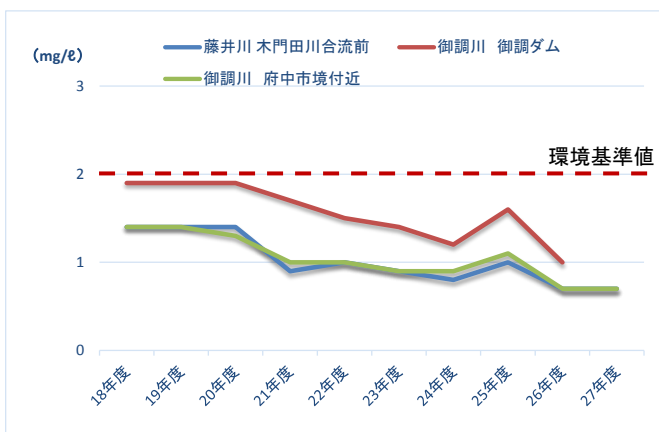
(1) 河川の水質

河川は、延長が比較的短く、流量が少ないために生活排水の影響を受けやすい状況にあります。一部で環境基準を超過していますが、生物化学的酸素要求量（BOD）※の値は低下しており、改善の傾向がみられます。

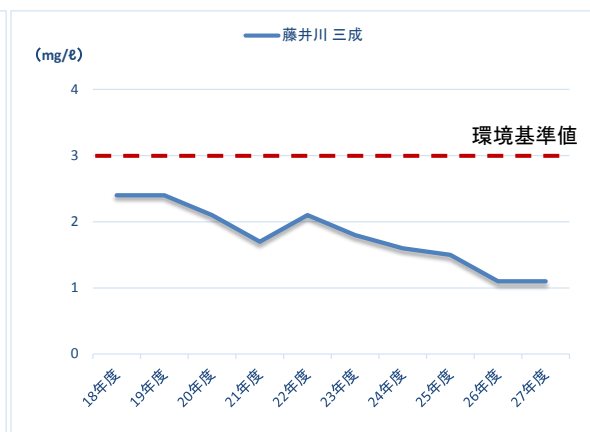
生物化学的酸素要求量(BOD)年平均値の推移【環境基準地点】 単位:mg/ℓ

測定地点	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	環境基準類型
藤井川 木門田川合流前	1.4	1.4	1.4	0.9	1.0	0.9	0.8	1.0	0.7	0.7	A
御調川 御調ダム	1.9	1.9	1.9	1.7	1.5	1.4	1.2	1.6	1.0	—	A
御調川 府中市境付近	1.4	1.4	1.3	1.0	1.0	0.9	0.9	1.1	0.7	0.7	A
藤井川 三成	2.4	2.4	2.1	1.7	2.1	1.8	1.6	1.5	1.1	1.1	B
栗原川 栗原小前	7.0	14.4	10.5	6.3	7.8	9.6	8.6	8.1	4.5	4.3	C
栗原川 日小橋	3.6	3.2	2.9	2.7	2.6	2.7	2.1	2.4	2.0	2.4	C

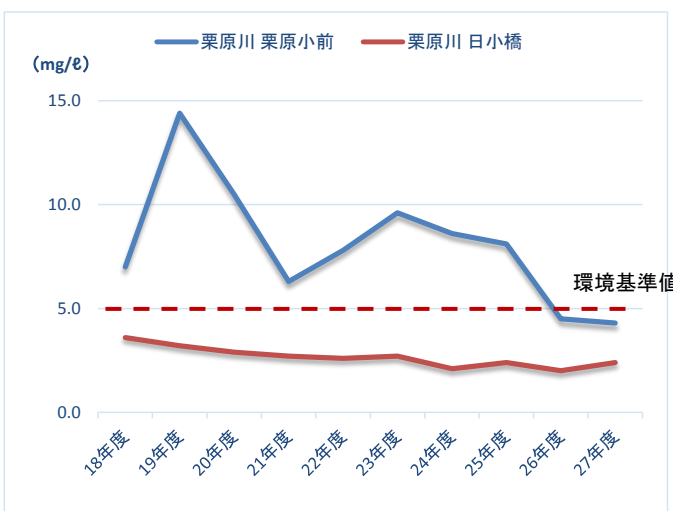
資料: 広島県公共用水域等の水質調査、尾道市環境政策課調査



環境基準A類型※(2mg/ℓ以下)



環境基準B類型(3mg/ℓ以下)



環境基準C類型(5mg/ℓ以下)

環境基準類型

項目類型	利用目的の適応性	基準値
		生物化学的酸素要求量(BOD)
A A	水道1級 自然環境保全及びA以下のもの	1mg/ℓ以下
A	水道2級 水浴及びB以下のもの	2mg/ℓ以下
B	水道3級、水産1級 及びC以下のもの	3mg/ℓ以下
C	水産3級、工業用水1級 及びD以下のもの(工業用水2級、農業用水、工業用水3級、環境保全)	5mg/ℓ以下

資料: 環境省生活環境の保全に関する環境基準(河川)
D・E類型は割愛

生物化学的酸素要求量(BOD)年平均値の推移【環境基準指定なし】

単位:mg/l

測定地点	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
門田川 尾道バイパス北	2.7	3.3	2.9	2.1	1.7	1.4	2.3	2.1	2.0	1.3
吉和川 高頭	2.6	4.8	2.6	1.7	2.0	3.6	2.2	1.2	0.9	0.9
吉和川 沖側	6.6	12.6	5.8	6.4	11.8	12.3	8.8	12.5	7.9	7.3
大田川 有江上池	18.5	4.9	19.3	36	6.0	14.0	18.5	18.8	4.7	5.1
大田川 高須IC	11.0	10.5	5.2	6.6	18.4	2.4	3.2	7.9	1.9	1.6
大田川 河本頭首工	4.7	6.6	6.6	4.2	16.2	5.4	6.0	6.8	2.7	2.2
江尻川(向島)	—	—	—	—	—	—	—	—	3.4	2.4
大川(因島)	—	—	—	—	—	—	—	—	3.2	2.0
中野川(瀬戸田)	—	—	—	—	—	—	—	—	2.1	1.7

資料:尾道市環境政策課調査

※環境基準類型:利用目的などに応じて、河川では、AAからEまでの類型を定めている。AA類型が最もきれいな水で、E類型が最もきたない水に区分される。海域では、AからCまでの類型を定めている。

※生物化学的酸素要求量(BOD):水中の有機物などの量を、微生物が分解に必要とする酸素の量で表す水質指標。BODが高いほど有機物が多く、有機物が分解される時に酸素が消費されて水中の酸素が欠乏し、水生生物の生息環境が悪化しやすい。

※化学的酸素要求量(COD):海域と湖沼の環境基準に用いられている。CODの値は、試料水中の被酸化性物質量を一定の条件下で酸化剤により酸化し、その際使用した酸化剤の量から酸化に必要な酸素量を求めて換算したもの。CODが高いほど有機物量が多いといえる。



尾道水道

(2) 海域の水質

海域の水質は、環境基準値を満たしており、良好な状況にあります。

海域の化学的酸素要求量(COD)※年平均値推移

単位:mg/l

測定地点	環境基準類型	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
燧灘北西部 18	A	1.8	1.8	1.5	1.4	1.3	1.2	1.0	1.0	1.2	1.1
燧灘北西部 25	A	1.8	1.8	1.5	1.4	1.2	1.2	1.0	1.0	1.3	1.2
燧灘北西部 58	A	1.8	1.8	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	1.3	1.2
燧灘北西部 59	A	2.0	1.9	1.6	1.5	1.4	1.3	1.1	1.1	1.4	1.3

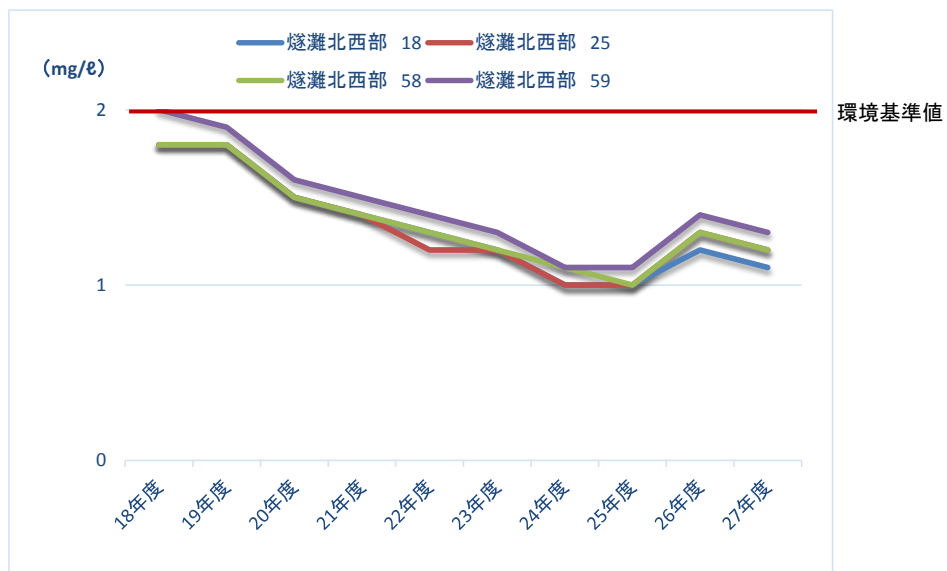
※環境基準:日間平均値が2mg/l以下

資料:広島県公共用水域等の水質調査



資料:広島県公共用水域等の水質調査結果引用・編集

水質測定地点



化学的酸素要求量(COD 年平均値)の推移

3 騒音

①交通騒音・振動

市では、道路に面する地域の環境基準達成状況など、道路交通騒音・振動の実態を把握し、交通騒音・振動の防止対策に資するため、市内主要幹線道路における測定を実施しています。主要幹線道路沿いでは、ほとんど環境基準を達成していますが、部分的に達成していない場所があります。

また、このほか道路に面する場所以外の環境騒音の測定を行っており、こちらも一部に環境基準を達成していない場所があります。

道路交通騒音・振動調査結果(平成27年度(2015年度))

測定場所	路線名	車線数	道路構造	地域類型	騒音環境基準	騒音規制区域	振動規制区域	騒音レベル (デシベル)		振動レベル (デシベル)	
								昼	夜	昼	夜
久保3丁目	国道2号	2	平地	C	3	2	—	—	40	34	
栗原町	国道2号 (尾道バイパス)	4	切土	B	2	1	—	—	34	30	
美ノ郷町三成	主要地方道 福山尾道線	2	平地	A	2	1	69.5	69.3	—	—	
高須町	市道大新西新涯線	4	平地	C	3	2	67.5	61.9	—	—	
浦崎町	県道草深古市松永線	2	切土	C	3	2	63.5	59.5	—	—	
向島町	県道向島循環線	2	平地	C	2	1	64.2	51.6	—	—	
因島土生町	県道中庄土生線	2	平地	B	2	1	65.0	56.0	—	—	
因島土生町	県道西浦三庄田熊線	2	平地	C	3	2	68.0	59.0	—	—	
因島重井町	県道中庄重井線	2	平地	B	2	1	63.0	53.0	—	—	
瀬戸田町中野	主要地方道 生口島循環線	2	平地	B	2	1	64.0	55.0	—	—	

※騒音レベルは、時間ごとの測定値(等価騒音)を平均したものである。

※振動レベルは、時間ごとの測定値(80%レンジの上端値)を平均したものである。

※騒音レベル欄の網掛けは、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準値(昼70デシベル、夜65デシベル)を超えているものを示す。

資料:尾道市の環境

自動車騒音の常時監視結果(面的評価) (平成27年度(2015年度))

対象路線 (区間延長距離)	評価対象 戸数	環境基準達成状況(%)			
		昼夜間とも 基準値以下	昼間のみ 基準値以下	夜間のみ 基準値以下	昼夜間ともに 基準値超過
一般国道2号	3,136	86.4	0.1	3.3	10.2
一般国道184号	1,439	94.0	0.0	1.1	4.9
一般国道317号	1,465	99.5	0.0	0.4	0.1
一般国道317号 (本四道路)	295	100.0	0.0	0.0	0.0
尾道三原線	94	100.0	0.0	0.0	0.0
吉田丸門田線	86	100.0	0.0	0.0	0.0
生口島循環線	332	100.0	0.0	0.0	0.0
中庄土生線	271	100.0	0.0	0.0	0.0
西浦三庄田熊線	1,458	100.0	0.0	0.0	0.0
中庄重井線	126	100.0	0.0	0.0	0.0
合計	8,702	94.0	0.1 未満	1.4	4.5

資料:尾道市の環境

②新幹線騒音・振動

平成25年度(2013年度)には、新幹線騒音・振動を測定しました。測定の結果は、環境基準を満たしています。

新幹線鉄道騒音・振動 (平成25年度(2013年度))

測定場所	線路構造	軌道面の高さ(m)	防音壁の有無	環境基準の地域類型	環境基準値(騒音) (デシベル)	騒音レベル (デシベル)		振動レベル (デシベル)
						25m	50m	
栗原町 5668-2	盛土	4	有	Ⅱ	75	73.9	71.3	59.1

資料:尾道市の環境

4 公害苦情

公害苦情は、市民の日常生活に密着した問題であるため、市には、いろいろな公害に関する苦情が寄せられています。

苦情の件数は、増加傾向がみられ、野焼き、水質汚濁、騒音に関する苦情が多く寄せられています。なかでも住宅と近接した畑での野焼きによる煙が原因となっているものが数多くあります。

公害苦情件数の推移

種 類	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
大気汚染	2	4	4	4	6	6	5
水質汚濁	12	18	29	31	20	13	24
騒音	11	15	8	16	9	13	14
振動	0	1	0	0	3	1	1
悪臭	9	12	8	6	8	9	9
野焼き	28	32	29	34	32	31	30
その他	39	29	36	45	55	69	62
合 計	101	111	114	136	133	142	145

資料:尾道市の環境



生口島のフェニックス並木

5 上・下水道等

(1) 上水道

水道普及率は、微増を継続しており、平成 27 年度（2015 年度）の 93.4%は、平成 19 年度（2007 年度）と比較して 1.4 ポイントの増加となっています。

水道の普及状況

項目	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
行政区域内人口	152,498	151,515	150,526	149,056	147,725	145,921	144,247	142,915	141,878
給水人口	140,298	139,545	138,785	138,026	137,089	135,415	134,438	133,268	132,514
水道普及率	92.0%	92.1%	92.2%	92.6%	92.8%	92.8%	93.2%	93.2%	93.4%

資料:水道事業年報

(2) 下水道等

下水道等の普及状況は、県内他市町と比較して低い状況が続いています。今後も計画的な事業の推進が必要です。

下水道等の普及状況

項目	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
総人口	150,488	149,335	148,398	147,149	145,937	145,921	144,247	142,915	141,878
水洗化人口	58,751	61,014	61,391	61,127	66,031	67,222	68,426	69,012	69,889
公共下水道	11,837	11,841	11,913	12,053	12,388	12,622	12,881	13,532	14,803
浄化槽人口	46,914	49,173	49,478	49,074	53,643	54,600	55,545	55,480	55,086
水洗化率	39.0%	40.9%	41.4%	41.5%	45.2%	46.1%	47.4%	48.3%	49.3%

資料:清掃事業概要

※水洗化人口:公共下水道人口+浄化槽人口

※水洗化率:水洗化人口/総人口×100

6 自然

(1) 動物

本市には、レッドデータブック※ひろしま 2011 で選定された貴重種の動物 401 種のうち 45 種が生息、あるいは生息の可能性があります。

鳥類では、タマシギ（絶滅危惧Ⅰ類）、ミソゴイ（絶滅危惧Ⅱ類）など 13 種、汽水・淡水魚類では、キセルハゼ（絶滅危惧Ⅰ類）、チワラスボ（絶滅危惧Ⅰ類）、アカザ（準絶滅危惧）など 11 種、昆虫類では、ハッチョウトンボ（絶滅危惧Ⅱ類）、ギフチョウ（準絶滅危惧）など 8 種があがっています。

※レッドデータブック：国または地域ごとに、動植物の絶滅危惧種を記し、各々の種の現状を調査した報告書。

本市の貴重種(動物)

分類群	県内種数	選定種数		カテゴリー別種数				
		広島県	尾道市	絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	要注意種
哺乳類	43	22	0	0	0	0	0	0
鳥類	302	43	13	0	1	5	6	1
爬虫類	16	6	1	0	0	1	0	0
両生類	19	10	2	0	0	1	1	0
汽水・淡水魚類	84	37	11	0	3	2	3	3
昆虫類	8,318	219	8	0	0	3	3	2
貝類	133	36	2	0	0	0	2	0
その他無脊椎動物	412	28	8	0	0	0	7	1
合計	9,327	401	45	0	4	12	22	7

資料：広島県の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブックひろしま 2011



タマシギ



ハッチョウトンボ

(2) 植物

本市には、レッドデータブックひろしま 2011 で選定された貴重種の植物 599 種のうち 28 種が生息、あるいは生息の可能性があります。

種子植物のヒロハマツナ（絶滅危惧Ⅰ類）、シバナ（絶滅危惧Ⅰ類）、イシモチソウ（絶滅危惧Ⅱ類）などがあがっています。

本市の貴重種(植物)

分類群	県内種数	選定種数		カテゴリー別種数				
		広島県	尾道市	絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	要注意種
種子植物	2,625	406	24	0	3	9	9	3
シダ植物	303	52	2	0	1	0	1	0
コケ植物	719	54	2	0	0	1	1	0
藻類	1,258	29	0	0	0	0	0	0
地衣類	382	16	0	0	0	0	0	0
菌類	700	42	0	0	0	0	0	0
合計	5,987	599	28	0	4	10	11	3

資料: 広島県の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブックひろしま 2011



シバナ



イシモチソウ

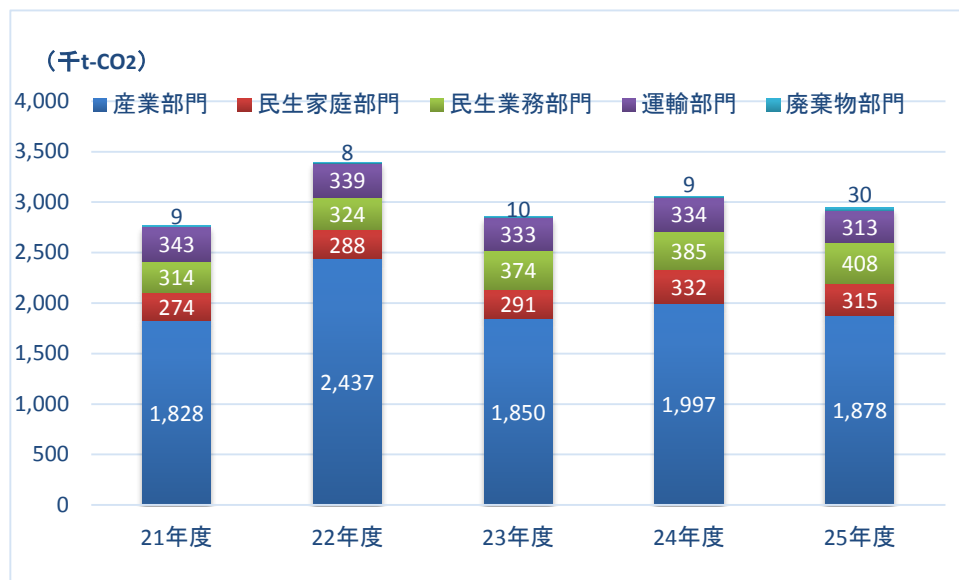
7 温室効果ガス（二酸化炭素）

環境省「地方公共団体実行計画策定支援サイト」による本市の部門別二酸化炭素排出量の推移は下記のとおりです。この数値は、極めて簡易な手法による推計であり、他の推計手法によって得られた排出量と大幅に異なる可能性があるため、参考値として示すものです。

部門別二酸化炭素排出量の推移

単位:千 t-CO₂

部 門	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
産業部門	1,828	2,437	1,850	1,997	1,878
民生家庭部門	274	288	291	332	315
民生業務部門	314	324	374	385	408
運輸部門	343	339	333	334	313
廃棄物部門	9	8	10	9	30
合 計	2,768	3,397	2,858	3,057	2,945



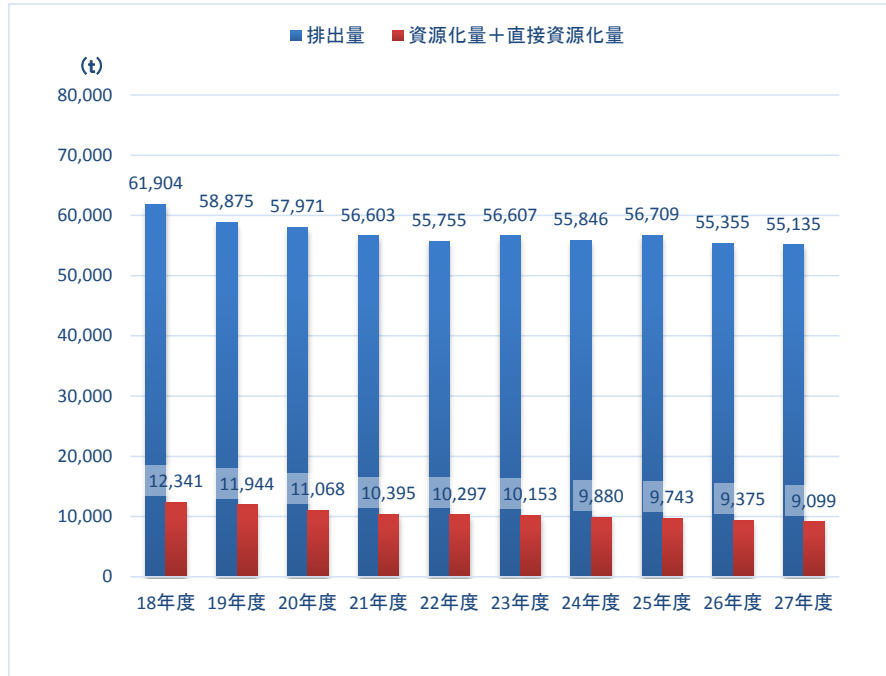
部門別二酸化炭素排出量の推移

資料:環境省 地方公共団体実行計画策定支援サイト
部門別CO₂排出量の現況推計

8 ごみ処理

(1) ごみ排出量

ごみの年間排出量は、平成 27 年度（2015 年度）が平成 18 年度（2006 年度）比 89.1%と減少しています。近年は、5 万 5 千 t ～5 万 6 千 t 前後の横ばいで推移しています。



資料: 清掃事業概要

年間排出量及び資源化量の推移

(2) 資源化率

資源化率は、低下の傾向があります。

資源化率の推移

項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
資源化率	19.9%	20.3%	19.1%	18.4%	18.5%	17.9%	17.7%	17.2%	16.9%	16.5%

資料: 清掃事業概要

※資源化率(%) = (資源化量+直接資源化量) / ごみ・資源物総量 × 100

資源物の種類

包装容器プラスチック・ペットボトル・紙類・布類・スチール缶・アルミ缶・びん類(生きびん・駄びん)・スクラップ(中間処理後の破砕鉄等)・ごみ固形燃料・蛍光灯・乾電池・使用済み天ぷら油

9 公園・緑地

公園・緑地は、市民の身近な憩いの場、子どもたちの遊び場、レクリエーション活動や文化活動など多様な活動の拠点となっています。また、災害時の避難場所として重要な役割を担います。

本市では、都市公園 90 か所、児童遊園地 75 か所、合計 165 か所の公園・緑地が整備されています。

10 文化財

本市は、中世より交通の要衝であり、北前船の寄港地として栄えてきたため、市内各所に歴史的・文化的遺産が点在しています。それらの遺産と古くからの街並みが、尾道らしさを創りあげています。

指定文化財

種別		国	県	市	計
有形文化財	国宝	4	0	0	4
	重要文化財	54	59	149	262
無形文化財		0	0	0	0
有形民俗文化財		0	0	4	4
無形民俗文化財		0	8	15	23
記念物	史跡	0	3	28	31
	名勝	1	0	2	3
	天然記念物	0	9	24	33
合計		59	79	222	360

登録文化財

区分	計
登録有形文化財	32
登録記念物	1

資料：尾道市文化振興課(平成 28 年(2016 年)11 月 1 日現在)

第4章 環境の評価と課題

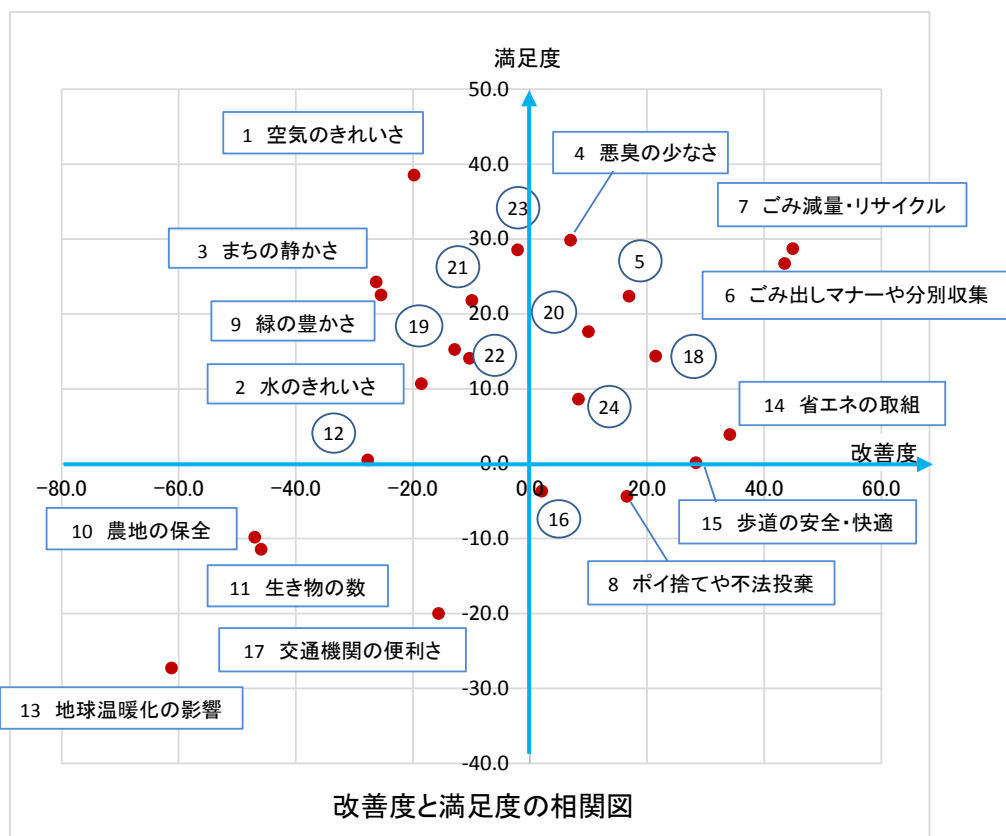
1 アンケート調査による評価

(1) 市民アンケート

本計画の策定にあたり、市民へのアンケートによる意識調査を実施しました。本市の現在の環境に関する「満足度」と、以前の環境と比較した「改善度」をお聞きしました。2つの設問の回答を指数化し、相関関係を示したのが下記の図です。

グラフでは、●が縦軸の上にあるほど満足度が高く、横軸の右にあるほど改善度が高い（以前と比べて良くなった）と評価されていることを示しています。

表中の番号と項目は、グラフ中の●の番号に対応しています。



1 空気のきれいさ	13 地球温暖化の影響
2 川や池、海の水のきれいさ	14 省エネルギーの取組
3 まちの静かさ	15 歩道の安全性、快適性
4 いやな臭いなど悪臭の少なさ	16 身近な公園や広場の使いやすさ
5 水の循環利用や節水の取組	17 バスなどの交通機関の便利さ
6 ごみ出しなどのマナーや分別収集	18 史跡や文化財の保護
7 ごみの減量やリサイクルの取組	19 地域の祭りなど伝統・文化の継承
8 ポイ捨てや不法投棄の状況	20 街並みの景観、美しさ
9 山や森の緑の豊かさ	21 自然の景色、風景の美しさ
10 田畑など農地の保全	22 川のある風景、景観の美しさ
11 水辺や野山に生息する生き物の数	23 海・島の風景、景観の美しさ
12 身近な自然とふれあう場所や機会	24 学校や地域での環境学習

※満足度の評価: 満足(+1)点、やや満足(+0.5)点、どちらとも言えない(0)点、やや不満(-0.5)点、不満(-1)点とした回答比率
 ※改善度の評価: 以前の方がよかった(-1)点、変わらない(0)点、今の方が良くなった(+1)点とした回答比率

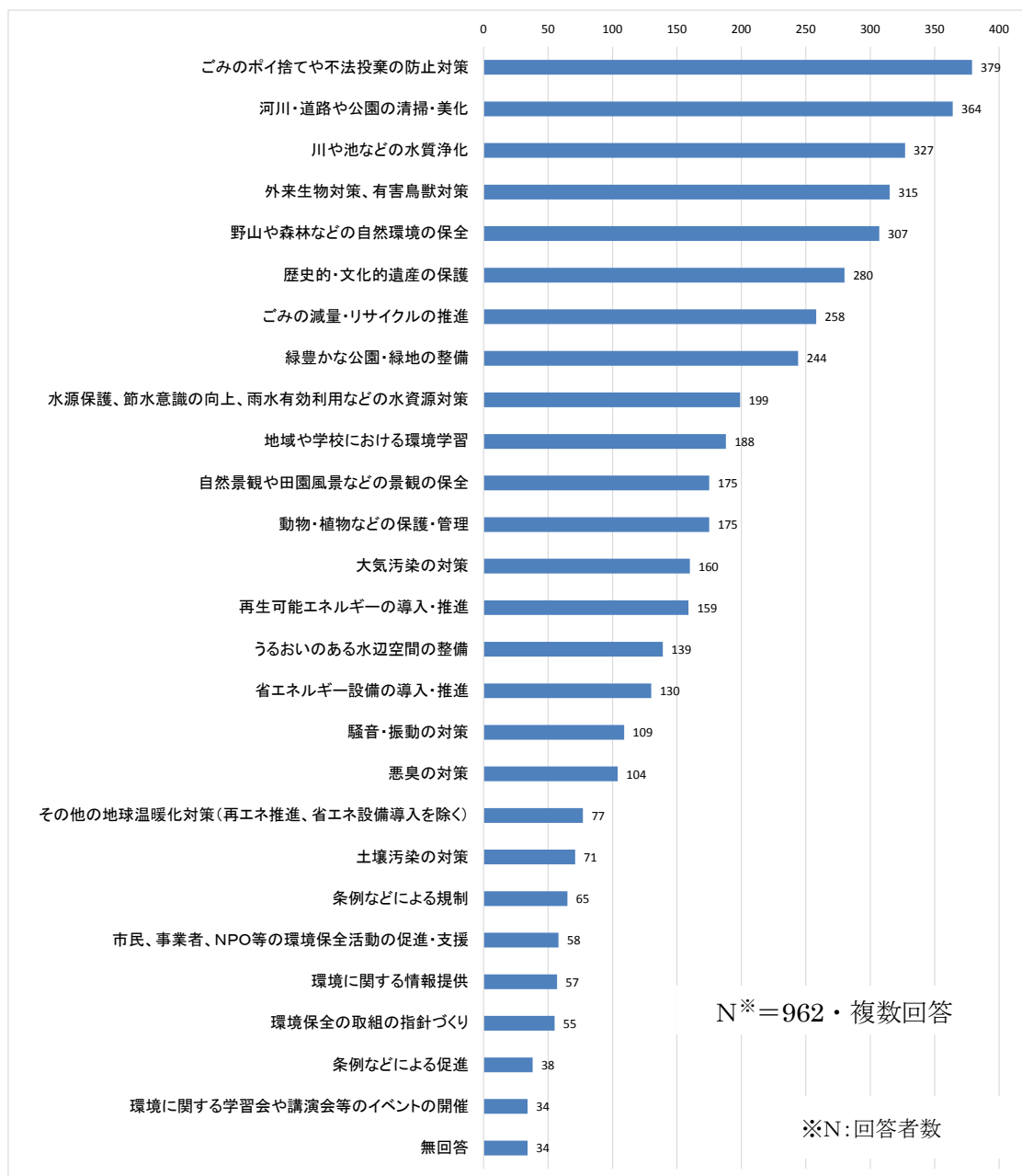
「ごみの減量やリサイクルの取組」と「ごみ出しなどのマナーや分別収集」がともに、以前よりも改善され、満足な状況にあると評価されています。

「空気のきれいさ」「海・島の風景、景観の美しさ」「いやな臭いなど悪臭の少なさ」は、一部改善度がややマイナスではあるものの、満足度は高く評価されています。

「地球温暖化の影響」「バスなどの交通機関の便利さ」「水辺や野山に生息する生き物の数」「田畑など農地の保全」は、改善度・満足度ともにマイナスの厳しい評価となっています。

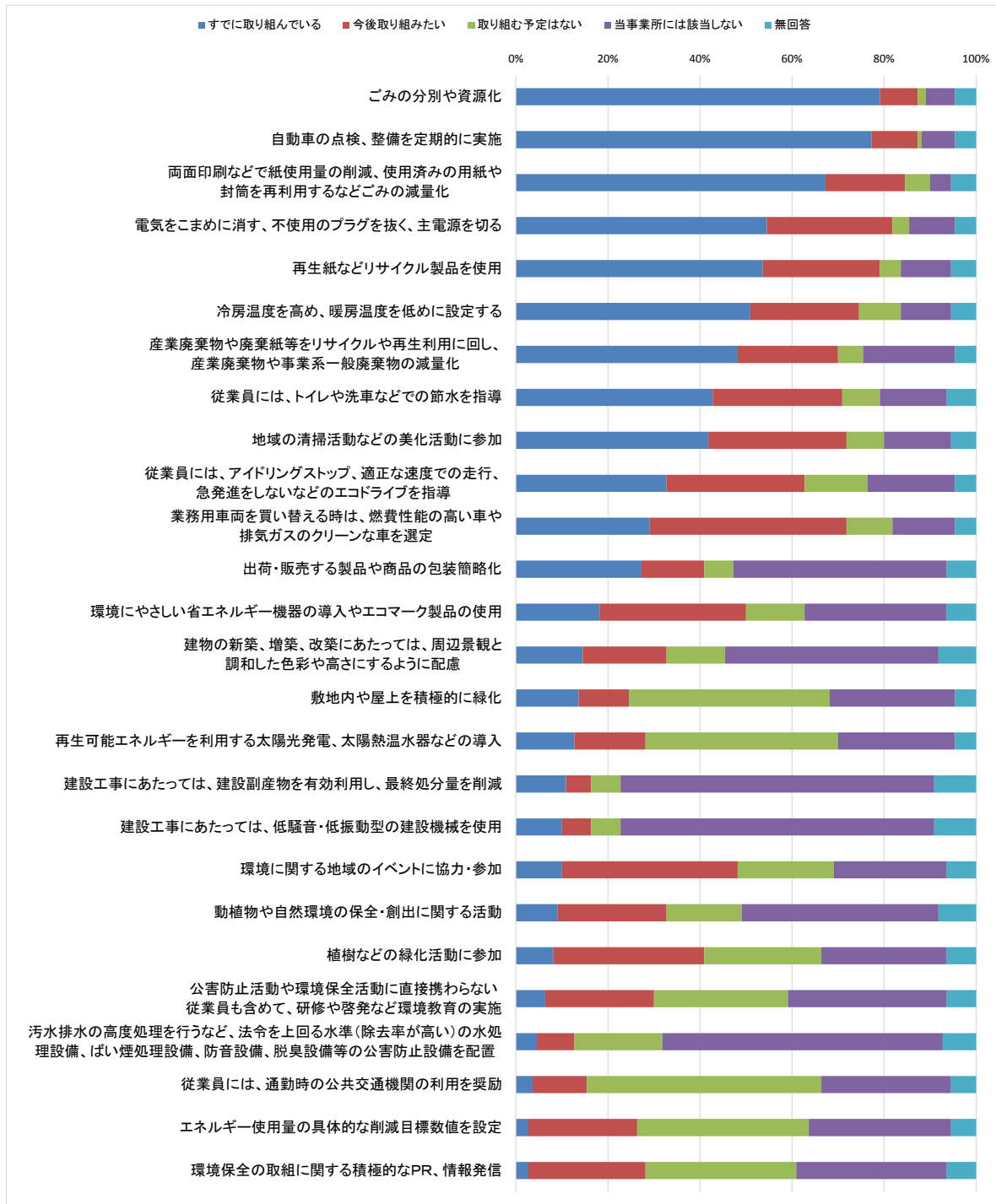
今後、本市が取り組むべき環境課題として、「ごみのポイ捨てや不法投棄の防止対策」(39.4%)、「河川・道路や公園の清掃・美化」(37.8%)の重要度が高い状況です。

これに次いで、「川や池などの水質浄化」(34.0%)、「外来生物対策、有害鳥獣対策」(32.7%)、「野山や森林などの自然環境の保全」(31.9%)があがっています。



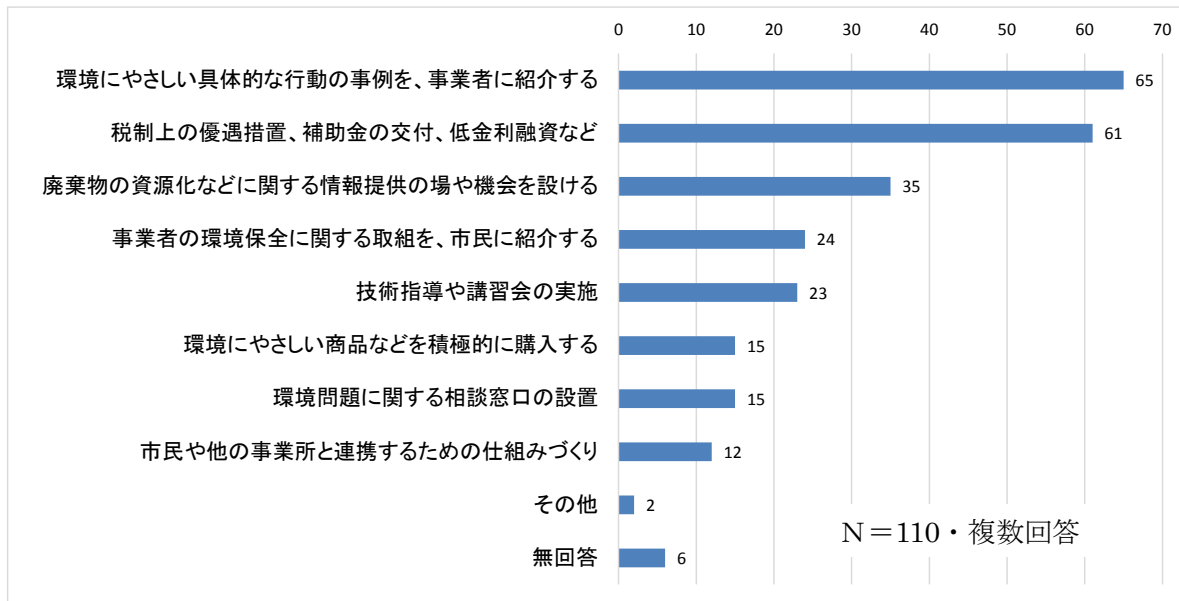
(2) 事業者アンケート

事業者の環境保全の行動に対する回答では、「ごみの分別や資源化」「自動車の点検、整備を定期的実施」は75%以上が実施しています。「両面印刷などで紙使用量の削減、使用済みの用紙や封筒を再利用するなどごみの減量化」「電気をこまめに消す、不使用のプラグを抜く、主電源を切る」「再生紙などリサイクル製品を使用」「冷房温度を高め、暖房温度を低めに設定する」など経費削減にもつながる行動について、50%以上が実施していると回答しています。



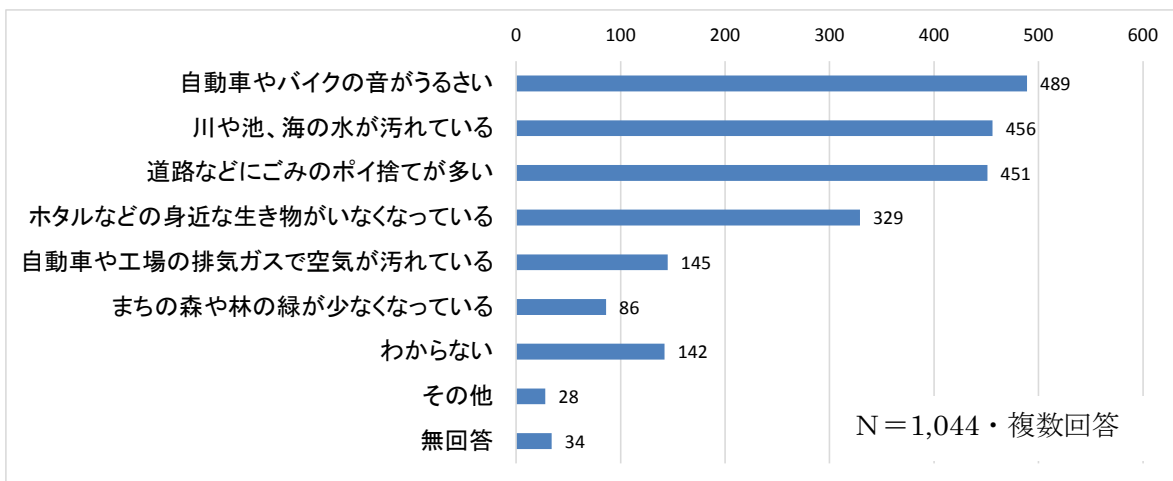
N = 110

本市が力を入れていくべきとする課題として、「環境にやさしい具体的な行動の事例を、事業者で紹介する」(59.1%)、「税制上の優遇措置、補助金の交付、低金利融資など」(55.5%)を半数以上の事業者があげています。



(3) 中学生アンケート

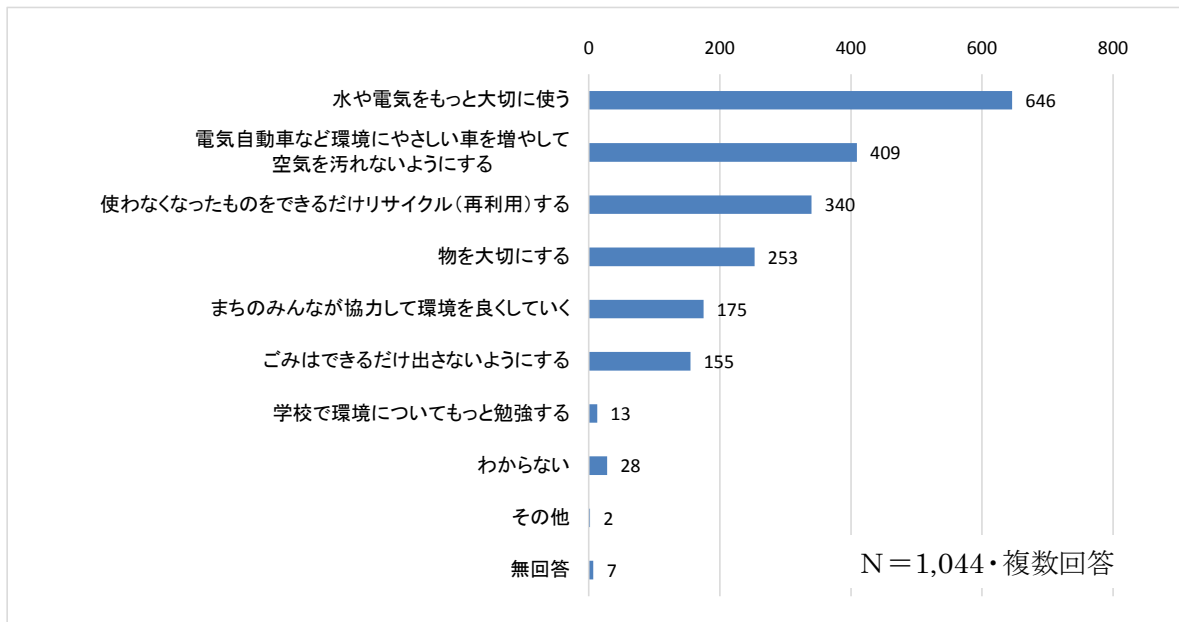
学校や家の周りで気になっている環境問題について、「騒音」「水の汚れ」「ポイ捨て」があがっています。「水の汚れ」や「ポイ捨て」に関しては、市民アンケートでも同様に問題としてあがっていますが、中学生アンケートでは「自動車やバイクの音がうるさい」という「騒音」が最も大きな問題としてあがっています。勉強している時間が多い中学生にとって、静かな環境を重視していることがうかがわれます。



地球環境を良くしていくために必要なこととして、「水や電気をもっと大切に使う」(61.9%)が最も多く、水や電気などの資源やエネルギーに対する意識が高いことがうかがわれます。

次いで「電気自動車など環境にやさしい車を増やして空気を汚れないようにする」(39.2%)、「使わなくなったものをできるだけリサイクル(再利用)する」(32.6%)があがっています。

一方、「学校で環境についてもっと勉強する」(1.2%)は、非常に少ない回答となっています。



2 現況と課題

本市の環境の現況とアンケート調査から、現状の評価と課題等についてまとめます。

環境分野		評価、問題点、課題等
生活環境	大気	<p>大気の状態は、概ね良好ではあるものの、光化学オキシダントと微小粒子状物質（PM2.5）では、環境基準値超過が見られます。これらには、国外からの飛来物質による影響も考えられます。</p> <p>市民アンケートでは、「空気のきれいさ」が最も満足度の高い項目にあがっています。</p> <p>公害苦情では、「野焼き」に関するものが毎年度 30 件程度寄せられています。</p> <p>大気汚染の未然防止とともに、広域での監視体制の継続、緊急時の対応に関する情報提供が求められます。</p>
	水質	<p>環境基準類型が指定されている河川のA類型 3 地点、B類型 1 地点、C類型 2 地点の 6 地点のうち、C類型の 1 地点で基準値超過が続いていましたが、平成 26 年度（2014 年度）では基準値を下回りました。環境基準類型指定がない地点を含め、全体的に水質の改善傾向が見られます。</p> <p>アンケートでは、市民・中学生ともに、本市の川・海の景観を含め、「水」に対する意識、関心が非常に高いことがうかがえます。</p> <p>市民アンケートでは、「川や池、海の水のきれいさ」の満足度は、比較的低い評価です。また、本市が取り組むべき環境づくりの対策として「川や池の水質浄化」が上位 3 番目にあがっています。</p> <p>市民・中学生のアンケートの自由意見には、「きれいな川や海を守る」ことに対する意見が非常に多く寄せられています。</p> <p>県内他市町と比較して下水道等の普及率が低く、市民からは、下水道等の整備推進に対する要望が寄せられています。</p> <p>水質測定の継続、下水道等の整備、ポイ捨て・不法投棄の防止なども含め、地域が連携した水環境の保全対策の推進が課題です。</p>
	騒音	<p>騒音調査結果では、交通騒音による環境基準値超過が見られます。</p> <p>新幹線による鉄道騒音は、基準値を満足しています。</p> <p>市民アンケートには、住宅が密集している市街地での、高齢者の住宅から発生する音響機器などの生活騒音に対する意見が見られます。</p> <p>中学生アンケートでは、「自動車やバイクの音がうるさい」という意見が多く寄せられています。</p> <p>交通騒音の削減対策を継続するとともに、快適な生活環境を守るためのルールやマナーの啓発が必要となっています。</p>

環境分野		評価、問題点、課題等
生活環境	悪臭	市民アンケートでは、「いやな臭いなど悪臭の少なさ」の満足度は高く、改善度もわずかにプラスに評価されています。
		今後も、違法な野焼きなど悪臭の原因となる行為の防止に努めるとともに、他の公害と同様に発生時の的確な対応が求められます。
自然環境	自然環境	北部の豊かな緑、南部の美しい海に囲まれた瀬戸内の島々まで多彩な自然環境に恵まれています。
		市民アンケートでは、「山や森の緑の豊かさ」に対する評価は、比較的満足度は高く、改善度はマイナス（悪化している）となっています。
		将来の尾道市のイメージについて、「自然のあふれる環境」「海、山、島」「緑豊か」「自然と街並みの調和」などをキーワードとする回答が多く寄せられています。
		市民アンケートの環境施策の要望では、ポイ捨て対策や美化に次いで5番目に「野山や森林などの自然環境の保全」があがっています。
		里山、街並み、海・島の景観を形成する、豊かで美しい自然環境を将来に引き継ぎ、さらに良い自然環境を創りだしていくことは、本市の大きな課題です。
		自然環境の保全には、一人ひとりが身近な自然を知り、学び、理解することが必要です。自然体験や観察会などの拡充が望まれます。
		生物多様性
市民アンケートでは、「水辺や野山に生息する生き物の数」と「田畑など農地の保全」の満足度はマイナスであり、改善度では、以前より悪化していると評価されています。		
市民からは、「ホタルが見られる川」「アサリが採れる海」の保全を求める意見が寄せられています。		
市民アンケートの市に対する環境施策の要望では、「外来生物対策、有害鳥獣対策」が4番目にあがっています。		
市民と中学生からもイノシシの被害の状況や対策を求める意見が多く寄せられています。		
自然環境の保全とともに、生物多様性に関する認識を高め、身近な地域の動植物とより良いかたちで共生していく環境づくりが求められます。		
特定外来生物に関する情報提供、安易な取得や移動の禁止等に関する啓発が必要です。		

環境分野		評価、問題点、課題等
地球環境	地球温暖化	<p>環境省の推計では、本市の二酸化炭素排出量の約65%を産業部門が占めており、製造業等の動向が大きく影響する状況です。</p> <p>アンケート調査では、エネルギー消費量の変化について、市民、事業者ともに「減っている」とする回答が「増えている」を上回っています。</p> <p>また、エネルギー消費量は「あまり変化はない」とする回答が、市民、事業者ともに55%と半数以上になっています。</p> <p>省エネルギーに対する意識と行動の実践を高め、エネルギー消費量削減の結果を実感する市民や事業者が増えることが望まれます。</p> <p>市民、事業者ともに、省エネルギー機器や再生可能エネルギー利用設備に「導入意向」や「興味がある」とする回答は、「すでに導入している」を上回っており、今後の普及が期待されます。</p> <p>設備や機器の導入支援や情報提供などの充実により、温室効果ガス削減の取組の一層の推進が期待されます。</p>
	廃棄物	<p>アンケート調査では、「ごみの減量やリサイクル」「ごみ出しのマナーや分別収集」は、満足度が高く、改善度も高く評価されています。</p> <p>一方、ごみの収集について、「分別がわかりにくい」「集積場の増設・整備」などに対する意見が見られます。特に「高齢者には分別が難しい」との声が寄せられています。</p> <p>本市の資源ごみ等の資源化率は、全国平均を下回って推移しています。</p> <p>ポイ捨て・不法投棄に対する意見も多く寄せられています。中学生アンケートにおいても、海や川、路上、公園等のポイ捨てに対する意見が非常に多くあがっています。</p> <p>市民アンケートでの市に対する環境施策の要望で、最も多くの回答を集めたのが「ごみのポイ捨てや不法投棄の防止対策」でした。</p> <p>4Rの推進、分別の周知、収集方法の改善、マナーやルールの啓発などにより、市民の理解を高めていくことが必要です。</p>

環境分野		評価、問題点、課題等
快適環境	景観	本市の多彩な自然環境と街並みが調和し、多様で美しい景観を形成しています。
		アンケートでの景観の評価は、街並み、自然、川、海・島のすべての「風景や景観の美しさ」について以前と変わることなく、満足度が高く評価されています。この中で「海・島の風景、景観の美しさ」が最も高い満足度となっています。
		アンケートでは、大切にしたい場所や風景として、「千光寺からの瀬戸内海の風景」「尾道水道と島々の風景」などの回答が多く、これらが市民にとって、非常に重要な存在であることがうかがわれます。
		また、「尾道三山」「古い街並み」「坂のまち」「桜並木」「尾道大橋、因島大橋」「海岸」「尾道商店街」「尾道駅前」などの場所や風景も多くあがっています。
		市民アンケートの自由意見には、「空き家」や「耕作放棄地」の対策について多くの記述があります。特に住宅が密集している地区では、景観上の問題だけでなく、防犯や安全面の問題が指摘されています。
		「空き家」対策については、その有効活用を含め、喫緊の課題となっています。
		尾道水道と古寺、街並み、島・海岸が織りなす特徴的な景観をはじめ、本市の多様な景観を維持し、さらに美しい景観を創出していくことが求められます。
まちの美化	まちの美化	市民アンケートの市への環境施策の要望で、ポイ捨てや不法投棄防止対策に次いで多いのが「河川・道路や公園の清掃・美化」です。
		道路、歩道の整備とともに、街路樹や植込みの管理、ごみの除去や公共の場の美化に関する意見も多く寄せられています。
		観光のまちとして、地域の美化に対する意識は高いことがうかがわれます。
		観光客のおもてなしの観点から、より美しいまちの創出と維持が課題となっています。
マナー・モラル	マナー・モラル	本市において、「ごみのポイ捨てや不法投棄」とともに市民の問題意識が高いのが「飼い主のいない犬・猫」の問題です。
		糞尿などの害だけでなく、犬には人的被害の危険性を指摘する意見も寄せられています。
		ペットを安易に捨てたり、飼い主のいない犬・猫に無責任に餌をやったりする行為を抑制することが必要です。
		「ポイ捨て」や違法な「野焼き」の防止とともに、ペットの扱いや飼い主のいない犬・猫への適正な対応について、継続的に情報提供とマナー・モラルを啓発していくことが求められます。

環境分野		評価、問題点、課題等
快適環境	文化財・伝統文化	<p>本市は、古くから交通の要衝として栄えた歴史があり、多くの歴史的・文化的遺産が継承されてきました。</p> <p>市民アンケートでは、大切にしたい伝統行事として「ベッチャー祭り」「住吉花火まつり」「因島水軍まつり」「祇園祭」などがあがっています。</p> <p>また、大切にしたい場所として「千光寺」「西国寺」「浄土寺」などの寺社仏閣があがっています。</p> <p>これらの保全と次世代への継承が地域の大きな課題です。</p>
	交通・都市整備	<p>市民アンケートでは、「バスなどの交通機関の便利さ」の満足度がマイナスの評価となっています。</p> <p>交通に関しては、高齢化を背景にした移動手段の確保、有料区間の無料化、慢性的な渋滞緩和などに多くの意見が寄せられています。</p> <p>サイクリストの増加に伴う、安全の確保に関する意見も多くあります。自転車道の整備、サイクリストへのわかりやすいマナーやルールの周知などが求められています。</p> <p>下水道等の整備・普及、公園・緑地の整備、防災など、都市整備に対しても多くの意見が寄せられています。</p> <p>尾道らしさを保ちつつ、市民や観光客が、安全・安心、快適に過ごすことができるまちづくりが求められています。</p>
環境教育・学習、環境保全活動	環境教育環境学習	<p>市民アンケートでの「学校や地域での環境学習」の評価は、改善度、満足度ともにプラスではあるものの中位からやや低い位置にあります。</p> <p>「環境教育や環境学習」に関しては、「ごみ」「ポイ捨て・不法投棄」や「景観」などの問題に比較して、関心が低いように思われます。</p> <p>市民の環境教育や環境学習に対する要望は、「学校での子どもたちへの環境教育」に対しては高いものの、「市民を対象にした環境学習会」に対しては低いため、市民の環境学習の意識を高めていくことが求められます。</p> <p>子どもたちへの環境教育・環境学習を維持するとともに、マナーやモラルの啓発を含め、市民が参加しやすい環境学習を充実し、地域の環境保全に関わる人材を育成していくことが求められます。</p>
	環境保全活動	<p>本市では、「シティクリーニング」や「ゴミゼロウォーク」など身近な地域の美化活動や資源ごみ回収などの活動が積極的に進められています。</p> <p>市民アンケートでは、「シティクリーニングなどの美化活動」「花いっぱい運動など身近な地域の環境保全活動」への参加意向が合わせて約65%と高い状況です。</p> <p>今後とも、地域の身近な地域での美化活動や、参加しやすい環境保全活動等の機会を充実させながら、市民の参加を促進していくことが必要です。</p>

第5章 望ましい環境像と基本目標

1 望ましい環境像

本計画は、尾道市総合計画が掲げる都市像「元気あふれ人がつながり安心して暮らせる～誇れるまち『尾道』～」を環境面から具現化するものです。前計画に掲げた本市がめざす21世紀半ば（2050年）の望ましい環境像「海、緑、文化にまつまれた地球と人にやさしいまち 尾道」を継承し、その実現に向けた取組を総合的かつ計画的に進めていきます。

望ましい環境像

海、緑、文化にまつまれた

地球と人にやさしいまち 尾道

市民が望む「海の美しさ」「水のきれいさ」と本市固有の「山」「川」「海」「島」が一体となっている自然、そして先人たちから受け継いだ「歴史や文化」など本市が誇る伝統を守りながら、尾道に住み、働き、訪れる人や育まれる将来の子どもたちなど「すべての人」とかけがえのない「地球」にやさしいまちの実現をめざします。

2 基本目標

「望ましい環境像」の実現に向け、5つの基本目標を設定します。

I 安全・安心な暮らしづくり（生活環境）

きれいな空気、澄んだ水に囲まれ、いつまでも安全・安心に暮らせる環境を守り、創っていきます。

II 豊かな自然と仲良く暮らす仕組みづくり（自然環境）

自然環境の変化に対応しながら、将来にわたって、本市の豊かな自然環境を守り、人と自然がより良いかたちで共生していく環境づくりを進めていきます。

III 地球環境を意識した生活づくり（地球環境）

地球環境に対する認識や意識を高め、日常の生活の中で、一人ひとりが地球環境への負荷の少ない行動ができるまちづくりを進めます。

IV みんなが住みやすさを感じるまちづくり（快適環境）

海と緑と文化が調和したまちの景観やたたずまいをいつまでも大切に守りながら、誰もが住みやすさを感じることができるまちづくりを進めます。

V 尾道の環境を守る人づくり（環境教育・学習及び環境保全活動）

環境教育や環境学習の推進により、身近な環境に対する認識と理解を高め、尾道の環境を守り、さらに良い環境の創造を担う人づくりを進めます。

3 取組の体系

海、緑、文化に
つつまれた
地球と人に
やさしいまち
尾道

I 安全・安心な暮らしづくり（生活環境）

- 1 澄んだ空気の保全
- 2 きれいな水の保全
- 3 静かで安全な環境の保全（騒音・振動・悪臭・有害物質対策）

II 豊かな自然と仲良く暮らす仕組みづくり（自然環境）

- 1 生物多様性の保全
- 2 身近な自然環境の保全
- 3 里地里山の保全

III 地球環境を意識した生活づくり（地球環境）

- 1 地球温暖化対策の推進（低炭素社会の構築）
- 2 資源循環型社会の構築

IV みんなが住みやすさを感じるまちづくり（快適環境）

- 1 景観の保全と創出
- 2 地域の伝統・文化の継承
- 3 みんなにやさしいまちづくり

V 尾道の環境を守る人づくり（環境教育・学習及び環境保全活動）

- 1 環境教育・学習の推進
- 2 環境保全活動の推進

第6章 環境づくりの取組

I 安全・安心な暮らしづくり（生活環境）

市民アンケートでは、生活環境に関わる項目について、「空気のきれいさ」「まちの静かさ」「いやな臭いなど悪臭の少なさ」の満足度が高く評価されています。一方、「川や池、海の水のきれいさ」については、比較的低い評価となっています。

環境基準で見ると、河川の水質は改善傾向が見られるものの、一部では数値の高い地点が見られます。海域の水質は、環境基準を満足しています。

大気質では、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）が環境基準を超えていますが、これらの原因物質は、国内だけではなく他国からの飛来による影響も考えられます。

騒音については、中学生アンケートにおいて、交通騒音に対する指摘が多くありました。また、住宅の状況により、音響機器などによる生活騒音も問題になっています。

今後とも、広域での監視や情報収集、測定調査を継続し、良好な生活環境を維持・保全していくことが求められます。

1 澄んだ空気の保全

大気質のすべての環境基準の達成は、本市独自の対策だけでは困難な状況もあります。しかし、自ら努力すべき部分は、継続して取り組んでいくことが必要です。温室効果ガス排出量の削減、低炭素社会の構築の面からも、自動車の排気ガス低減などの取組を進めていきます。

基本的な取組

- 自動車の排気ガスの低減
- 公共交通機関の利用促進
- 広域で連携した監視体制と情報提供の充実

成果目標

No.	成果指標	現状（平成 28 年度）	目標値（平成 38 年度）
1	空気がきれいと感じる市民の割合	62.6%	70.0%

市民の取組

- 自動車の運転時には、不要なアイドリング、急発進、急加速は避けるなど、エコドライブを実践します。
- 自動車の購入時や買い替え時には、電気自動車や燃料電池自動車、クリーンディーゼル車など環境性能の高い車両の購入を検討します。
- 公共交通機関の利用など、温室効果ガスを可能な限り排出しないライフスタイルを実践します。
- ノーマイカーデーに参加します。
- 大気に関する情報に関心を持つとともに、注意報や警報などの発令時における適切な対応について、県や市のホームページなどで確認します。
- 違法な野外焼却はしません。

事業者の取組

- 自動車の運転時には、不要なアイドリング、急発進、急加速は避けるなど、エコドライブを実践します。
- 自動車の購入時や買い替え時には、電気自動車や燃料電池自動車、クリーンディーゼル車など環境性能の高い車両の購入やリースを検討します。
- 共同配送や物流の合理化に努めます。
- 通勤には、公共交通機関の利用を奨励します。
- ノーマイカーデーへの積極的な参加に向け、事業所全体で取り組みます
- ばい煙など排出ガスの発生抑制や適正処理、排出基準などを遵守します。
- 工事現場においては、散水や覆いの活用などにより、粉じんの発生・飛散を防止します。
- 農業用ビニールなどは適正に処理し、違法な野外焼却はしません。



市の取組

- 「広報おのみち」、市ホームページなどにより、環境にやさしいエコドライブの情報提供と普及啓発を行います。
- 電気自動車や燃料電池自動車、クリーンディーゼル車など環境性能の高い車両の普及を促進します。
- ノーマイカーデーの積極的な実施と市民・事業者への広報、周知を図ります。
- 公共交通機関との連携により、利便性の向上に努め、市民・事業者の公共交通機関の利用を促進します。
- 関係機関と連携し、道路・橋などの渋滞緩和対策を図ります。
- 大気に関する観測・監視活動を継続し、注意報や警報などの発令時の事業者や市民の対応について周知徹底を図ります。
- 大気汚染防止法に規定する特定施設の維持管理の指導を行い、大気汚染の未然防止に努めます。
- 違法な野外焼却をなくすため、廃棄物の適正な処理方法について指導、啓発します。



滞在者の取組

- アイドリングストップなど、エコドライブを実践します。
- 観光には、マイカーの利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。



浄土寺山からみた市街地と尾道水道

2 きれいな水の保全

本市は、美しい瀬戸内海に面していることから、市民の水環境への関心は非常に高いものがあります。市民からは、下水道等の整備による水質浄化対策が求められています。河川・水辺の環境美化も含め、水環境の保全を推進します。

基本的な取組

- 下水道等の整備と早期接続の啓発
- 生活排水等による河川の環境負荷低減
- 水質調査の継続と情報提供

成果目標

No.	成果指標	現状（平成 27 年度）	目標値（平成 38 年度）
2	汚水処理人口普及率	43.7%	73.5%

市民・事業者・市・滞在者の取組

市民の取組

- 公共下水道が整備された地区では、早期の接続に努めます。
- 公共下水道などの計画区域外の場合は、合併処理浄化槽を設置します。
- 洗剤の適正な使用、廃食用油を流さない、水切りネットを使い、食べ残しを流さないなど、水をきれいに、大切に作る生活を実践します。
- 河川や海岸の保全、美化活動などに参加します。

事業者の取組

- 水質汚濁に関する規制・基準を遵守し、水質汚濁事故の未然防止に努めます。
- 有害物質が流出、地下浸透しないよう、使用時はもとより保管などにも十分注意します。
- 工事にあたっては、濁りの発生や油の流出などが起こらないように注意します。
- 農薬・化学肥料等の適正使用や有機物の投入による土づくりなど、環境に配慮した農業に努めます。
- 事業排水などは、適切に処理します。
- 河川や海岸の保全、美化活動などに参加・協力します。

市の取組

- 河川、水路、海岸などの改修にあたっては、既存の生態系や自然環境に配慮した事業の実施を推進します。
- 生活環境の向上と清浄な河川の水を守るために、公共下水道整備、合併処理浄化槽の設置促進など、地域の状況に応じた生活排水処理対策を推進します。
- 「広報おのみち」、市ホームページなどを通じた啓発により公共下水道接続率の向上を図ります。
- 台所で水切りネットを使用する、廃食用油や食べ残しを流さないなど家庭でできる生活排水対策の普及を図ります。
- 計画的な森林の保全と整備を推進し、森林の持つ水源かん養機能[※]等の向上を図ります。
- 農薬・化学肥料などの適正使用や有機物投入による土づくりなど、環境に配慮した農業の普及を図ります。
- 事業者への適正な排水処理などについて、監視・指導します。
- 水質調査結果を定期的にホームページなどに掲載し、水質保全の意識を高めます。
- 市民等による河川や海岸の保全、美化活動などを支援します。

※水源かん養機能:森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに川の流量を安定させる機能。また、森林土壌を通過することによる水質浄化の機能。

滞在者の取組

- 河川や海岸などの水辺空間を汚さないようにします。



御調川

3 静かで安全な環境の保全（騒音・振動・悪臭・有害物質対策）

市民の日常生活における家電、音響機器、ペットの鳴き声や車のアイドリング音などの生活騒音や悪臭の発生を抑えるよう、環境意識や生活マナー意識を啓発します。

また、自動車や鉄道などの交通騒音、工場などの事業活動に起因する騒音・振動・悪臭・有害化学物質などによる公害について、関係機関との連携した対策とともに、各種規制の遵守を徹底します。

基本的な取組

- 生活マナーの意識啓発
- 環境騒音調査の継続と情報提供
- 関係機関と連携した対策と各種規制の遵守

成果目標

No.	成果指標	現状（平成27年度）	目標値（平成38年度）
3	騒音・振動・悪臭に関する苦情件数	24件	20件

市民・事業者・市・滞在者の取組

市民の取組

- 家電、音響機器、楽器、ペットの鳴き声など、生活騒音が近隣の迷惑にならないように気をつけます。
- 自動車・バイクなどの騒音を発生させないように気をつけます。
- 合併処理浄化槽やコンポストなどから悪臭が発生しないように適正に管理します。
- 農薬などの有害化学物質の取り扱いには細心の注意を払うとともに、廃棄時には適切に処分します。
- 違法な野外焼却はしません。

事業者の取組

- 駐車場内でのアイドリングストップなど、マナー向上に努めます。
- 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制基準などを遵守します。
- 夜間操業の時間調整など、近隣に配慮するよう心がけます。
- 建設工事では、低騒音・低振動型建設機械を使用し、作業時間にも配慮するなど、騒音・振動の発生防止に配慮します。
- PRTR制度※に基づくデータの集計、公表を進めます。

※PRTR制度：人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれる量を、事業者が国に届け出をし、国はデータを集計・公表する制度。

市の取組

- 「広報おのみち」、市ホームページなどにより、市民の生活環境及び生活マナーの意識向上を啓発します。
- 事業者に対し、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制基準の遵守を指導、啓発します。
- 環境騒音調査を継続して行い、結果を公表します。
- 違法な野外焼却をなくすため、廃棄物の適正な処理方法について指導、啓発します。
- 県と協力し、有害化学物質を使用する事業所に対して適正管理を指導します。

滞在者の取組

- 観光施設や宿泊施設などでは、迷惑になるような騒音を出しません。
- 観光には、マイカーの利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。



尾道灯りまつり

II 豊かな自然と仲良く暮らす仕組みづくり（自然環境）

本市は、北部の豊かな森林、里山、河川、南部の瀬戸内の美しい海に囲まれた島々まで、多彩な自然環境に恵まれています。

市民アンケートでは、本市の環境の満足度について、「山や森の緑の豊かさ」は比較的高く評価されているものの、「水辺や野山に生息する生き物の数」と「田畑など農地の保全」についてはマイナスの評価であり、以前と比較して悪化していると評価されています。

また、イノシシなどの有害鳥獣による被害が増加しており、早急な対策が求められています。

自然環境の変化に対応しながら、将来にわたって、本市の豊かな自然環境を守り、より良いかたちで共生していく環境づくりを進めていくことが望まれます。

1 生物多様性の保全

本市の森林、里山、河川、汽水域、海岸、海までの多様な自然環境には、希少な動植物も含め、多くの生物が私たちの暮らしと共生しています。

本市の豊かな自然環境の保全とともに、地域に生息する生物の情報収集及び発信により、生物多様性に関する認識と保全意識の向上を図ります。

基本的な取組

- 特定外来生物に関する情報提供と啓発
- ペットの適正な扱いに関する情報発信と啓発
- 有害鳥獣被害の防止

成果目標

No.	成果指標	現状（平成 27 年度）	目標値（平成 38 年度）
4	有害鳥獣被害金額	5,239 万円	↓



市民の取組

- 身近な動植物の生息環境に関心を持ち、理解を深めます。
- 環境教育・学習に参加して生物多様性の保全に関する知識と意識を持ちます。
- 特定外来生物による生態系への影響について理解を深め、安易な取得や移動、放棄はしません。
- 地域の生態系に影響を及ぼすペット動物の扱いに注意します。
- 農地の適正管理や作物残渣の適切な処理など、有害鳥獣が近づきにくい環境づくりに取り組みます。
- 植物を植えたり園芸をする場合は、地域の生態系に影響を及ぼす恐れがない種を選定します。

事業者の取組

- 開発の際には、地域の生物の生息情報の収集を行い、生物多様性の保全の観点から、動植物の生息環境の保全に十分留意します。
- 地域の自然環境に配慮した事業活動を行います。

市の取組

- 地域の動植物の保全・保護のため、分布や生態について情報の収集・提供に努めます。
- 地域の動植物の保全・保護のため、特定外来生物の侵入予防や拡散防止について「広報おのみち」、市ホームページなどを通して情報提供や啓発に努めます。
- 特定外来生物であるヌートリア、アライグマ、オオクチバス、ブルーギルなどの動物、オオキンケイギクなどの植物に関する状況の把握に努めます。
- ペットの適正な取り扱いに関する情報発信とともに、ペットを飼育する上でのルールやマナーを啓発します。
- 市民、環境保全活動団体などによる地域の環境保全活動を支援します。
- イノシシをはじめとする有害鳥獣対策として、被害防除や個体数管理（捕獲）などに取り組みます。



オオキンケイギク

資料：環境省

滞在者の取組

- 外来種など他の地域の生き物を持ち込みません。
- 自然観察のマナーを守ります。

2 身近な自然環境の保全

豊かな森林、ホタルが飛ぶ河川、生物を育む干潟や砂浜、自然海岸などの保全の推進とともに、身近な自然環境を良く知り、理解し、親しむ機会を充実することにより、保全意識の高揚と行動の実践を促進します。

基本的な取組

- 豊かな森林の保全
- 美しい水辺・海辺の環境保全
- 自然体験教室などの充実
- 地域の環境美化、自然環境保全活動の推進

成果目標

No.	成果指標	現状（平成 27 年度）	目標値（平成 38 年度）
5	海辺の環境保全活動の参加者数	1,750 人	1,900 人

市民・事業者・市・滞在者の取組

市民の取組

- 身近な動植物の生息環境に関心を持ち、理解を深めます。
- 森林の保全や植林活動、林業体験などに参加します。
- 海辺や河川の美化活動に参加します。



事業者の取組

- 森林の保全や植林活動、林業体験などに参加・協力します。
- 開発の際には、地域の自然環境の保全に配慮します。
- 海辺や河川の美化活動に参加・協力します。

市の取組

- 森林の持つ水源かん養機能等の維持増進を図ります。
- 森林の有する公益機能の維持、そのための森林保全管理を啓発・支援します。
- 河川改修の際には、可能な限り自然環境の保全に配慮した工法を採用します。
- 貴重な自然海岸、海岸部の森林など緑の保全を図ります。
- 市民等による森林、水辺、海辺の環境美化、環境保全活動を支援します。

滞在者の取組

- 自然を守る活動に参加します。
- 滞在中は、自然環境に配慮した行動をします。

3 里地里山の保全

山から海・島までの豊かで多彩な自然環境の保全とともに、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域である「里地里山」の田園風景及び農村環境の維持・保全を推進します。

参考：環境省自然環境局「里地里山の保全・活用」

基本的な取組

- 里地里山の活用と保全活動の推進
- 農業体験の実施
- 地産地消の推進

成果目標

No.	成果指標	現状（平成27年度）	目標値（平成38年度）
6	学校給食における地域産物を使用する割合（尾道市内産）	12.4%	15.0%

市民・事業者・市・滞在者の取組

市民の取組

- 市民参加型の里山整備活動に参加します。
- 里山整備や農業体験事業に参加・協力します。
- 自然環境体験活動などに参加します。
- 地域の産品を購入するなど、地産地消に協力します。



事業者の取組

- 有機物投入による土づくりなど、環境に配慮した農業の推進に取り組みます。
- 地域の里山整備活動に参加・協力します。
- 自然体験活動、農業体験事業などに参加・協力します。
- 地域の産品を購入・使用するなど、地産地消に協力します。

市の取組

- 市民参加型の里山整備活動を推進・支援します。
- 「わけぎ」「イチジク」「レモン」等地域の特産品を用いた食農体験事業など、食育、地産地消、地域の農業振興に資する活動や事業を推進します。
- 有機物投入による土づくりなど、環境に配慮した農業の普及を図ります。
- 関係機関、地元事業者と連携し地産地消を推進します。
- 日本型直接支払制度※を活用し、農地の保全や環境にやさしい農業の取組を推進します。
- イノシシをはじめとする有害鳥獣による被害防止対策を進めます。

※日本型直接支払制度:地域の農家等が取り組む地域活動や営農活動に対する支援制度。

滞在者の取組

- 里地里山を守る活動に参加します。

わけぎの食農体験事業



「わけぎの食農体験事業」は、因島農業青年協議会の指導の下、一連の農作業や収穫した農産物を使った調理などを体験し、自然の恩恵や食べ物を生産することの喜びや苦勞を直接肌で感じ、食べ物を大切に作る心、地域の農業への理解、さらには地域の食文化への親しみの心を育むことを目的としています。

また、尾道市やJA尾道市では因島地域にわけぎの栽培を推進していることもあり、次世代を担う子供たちに農業の体験による仕事としての意識付けを行うことにより、後継者対策にも位置づけています。

III 地球環境を意識した生活づくり（地球環境）

深刻化する地球温暖化をはじめ、気候変動や生物多様性の損失、廃棄物などの地球規模の環境問題は、異常気象や局地的な風水害、国境を越えた汚染物質の飛来など、私たちの身近な生活環境でも顕在化しています。これまで以上に、地球環境を意識した生活スタイルの見直しと、地球環境への負荷を確実に低減していくことが重要となっています。

アンケートでは、市民・事業者ともに「最近のエネルギー消費量は減っている」との回答が「増えている」をわずかながら上回っています。省エネルギーの意識が高まっていることもうかがえますが、今後も継続して省エネルギーなどの啓発により、温室効果ガス削減の取組を促進することが必要です。

ごみ処理については、満足度・改善度ともに高く評価されています。今後とも、4R（リフューズ＝発生回避、リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）の推進、ポイ捨てや不法投棄防止に向けたマナーやルール等の啓発などにより、市民の理解を高めていくことが必要です。

温室効果ガスの削減、ごみ処理の負荷低減、違法な野外焼却やポイ捨て、不法投棄による景観や自然環境への影響をゼロにするため、市民・事業者との協働のもと、地域が一体となった低炭素社会及び循環型社会の構築を進めていくことが求められます。

1 地球温暖化対策の推進（低炭素社会の構築）


（1）省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用（二酸化炭素の削減）

市民・事業者への情報提供や啓発などにより省エネルギーの実践を促進します。また、太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能エネルギーの普及を図ります。

基本的な取組

- 地球環境に配慮したライフスタイルの啓発
- 省エネルギー化、再生可能エネルギーの活用等
- 省エネルギー・再生可能エネルギー設備、支援施策等の情報提供

成果目標

No.	成果指標	現状（平成 27 年度）	目標値（平成 38 年度）
7	市の施設の二酸化炭素排出量	47,562 t-CO ₂	

市民の取組

- 家電は、エネルギー効率の高いものを選びます。
- 日常生活の中で、緑のカーテン、打ち水、よしずの利用など、省エネルギー対策を実践します。
- 自動車の運転時は、アイドリングストップ、やさしい発進と加速をするエコドライブを実践します。
- 公共交通機関や自転車の利用など、温室効果ガスを可能な限り排出しないライフスタイルを実践します。
- 太陽光発電や太陽熱利用など、再生可能エネルギーの利用設備を導入します。
- 住宅の新築や改築にあたっては、二酸化炭素の排出量が少ないスマートハウスの導入を検討します。
- 自家用車の買い替え時には、ハイブリッド自動車や電気自動車、クリーンディーゼル車など環境性能の高い車両の購入を検討します。
- 無駄な水は使用しないよう節水を心がけ、雨水タンクなど雨水貯留施設の利用にも努めます。
- フードマイレージ^{*}の観点から、地元の製品の地産地消に協力します。



※フードマイレージ: 食料を運ぶ輸送距離。距離が短いほど輸送にかかる燃料消費とそれに伴う CO₂ の排出を削減できる。

事業者の取組

- 事業所内での省エネルギーに取り組むとともに、建物や設備の省エネ改修を検討します。
- 事業の特性に応じて環境マネジメントシステム^{*}の導入やE S C O事業^{*}の活用を検討します。
- 従業員の省エネルギー意識を高め、設備稼働や車両運転時の省エネルギーを実践します。
- 社用車の購入や買い替え時は、環境性能の高い車両の購入やリースを検討します。
- ビルなどのエネルギー使用量を最適に管理するシステム（BEMS）の導入を検討します。
- エネルギーの利活用にあたっては、再生可能エネルギーに由来する電力や熱、燃料を優先して消費するよう努めます。
- 環境に配慮した製品の開発・製造・販売・利用に努めます。
- 食品廃棄物の堆肥化と農地還元による循環型農業に取り組みます。
- フードマイレージの観点から、地産地消に努めます。

※環境マネジメントシステム: 組織や事業者が、環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けて取り組むための体制や手続等の仕組み。

※ESCO事業: 省エネルギー改修で実現する光熱水費の削減分等で、回収に掛かる全ての費用を賄い、ESCO事業者は、省エネルギー効果の一部を報酬として受取る契約。

市の取組

- 地球温暖化に関する情報提供や地球環境に配慮したライフスタイルの実践を啓発します。
- 公共施設の新築・改修時には、省エネルギーに配慮した設計や再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 家庭での温室効果ガスの削減を促進するため、省エネルギー機器や再生可能エネルギー設備の導入支援に関する情報提供を充実します。
- 環境性能の高い公用車の導入を推進します。
- 近距離移動は、公用自転車を利用します。
- 公共交通機関や自転車の利用を促進します。
- 二酸化炭素などの排出を抑えるエコドライブの普及を啓発します。
- 環境にやさしい製品の取り扱いや循環型農業など、環境に配慮した事業活動の情報提供と普及啓発を図ります。
- 雨水利用など、水の再利用や有効利用に関する情報提供を行い、水資源の保全に向けた意識高揚を図ります。
- フードマイレージの観点から地産地消を推進します。

滞在者の取組

- 観光には、マイカーの利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。
- 不要なアイドリングや空ぶかし、急発進をしないエコドライブを実践します。
- 無駄な水は使用しないよう節水を心がけます。



緑のカーテン

(2) その他温室効果ガスの削減

温室効果の高い特定フロン、代替フロン等を含むフロンガスについて、法律に基づく適正な管理を徹底するとともに、化石燃料の使用量の削減により、二酸化炭素や一酸化二窒素などの温室効果ガスの削減を推進します。

基本的な取組

- フロン類の適正管理に関する啓発
- 温室効果ガスに関する情報提供と削減の啓発

市民・事業者・市の取組

市民の取組

- 温室効果ガスの排出削減の観点からもごみの排出量抑制や分別の徹底に努めます。
- フロン類が使用されている製品は、適切に処理します。

事業者の取組

- 廃棄物の減量化や再利用に努めます。
- 事業活動に関わる化石燃料の使用量削減などにより、温室効果ガスや酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出削減に努めます。
- フロン回収が適切に行えるよう、フロン排出抑制法[※]を遵守します。

市の取組

- フロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン排出抑制法[※]についての情報提供や普及啓発に努めます。
- 温室効果ガスに関する情報収集と情報発信を行います。また、温室効果ガスの排出量の削減を図ります。

※フロン排出抑制法:「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」。フロン類の排出抑制のため業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の管理者に機器及びフロン類の管理を義務付ける法律。



2 資源循環型社会の構築

本市のごみの年間排出量は、近年、約5万5千t～5万6千tで推移しており、ほぼ横ばいの状況です。平成27年度（2015年度）の資源化率は16.5%です。

市民アンケートでは、ごみ処理に対して、満足度・改善度ともに高い評価となっています。本市のごみの分別数は23種類と、県内では最も細かい分別を行っていますが、高齢者に分かりにくいなどの問題もあります。

また、ごみについては、違法な野外焼却、ポイ捨てや不法投棄による景観や自然環境への影響が問題となっています。

今後も、4R運動の推進、分別の周知、収集方法の改善などにより、ごみ処理に対する市民の意識を高め、協力を得るとともに、ポイ捨てや不法投棄の防止対策により、資源を大切にする、クリーンなまちづくりを進めることが求められます。

基本的な取組

- 4R運動の推進
- ごみ処理施設での環境学習の推進
- 野外焼却、ポイ捨て、不法投棄防止の対策

成果目標

No.	成果指標	現状（平成27年度）	目標値（平成38年度）
8	市民一人当たりの家庭から出る可燃ごみの量	438 g/人・日	410 g/人・日
9	資源化率	16.5%	現状維持



尾道市クリーンセンター



因瀬クリーンセンター

市民・事業者・市・滞在者の取組

市民の取組

- 「もったいない」の気持ちで自らのライフスタイルを見直し、4Rを実践します。
- 廃食用油の回収に協力します。
- 買い物にはマイバッグを利用し、レジ袋の削減を実践します。
- 賞味期限切れや食べ残しなどにより排出される食品を出さないようにします。
- 「広報おのみち」や市ホームページなどの情報も参考に、ごみの問題に対する理解を深めます。
- ごみ処理施設などでの環境学習に参加します。
- 販売店が取り組んでいる簡易包装、食品トレーの店頭回収などに協力します。
- 資源ごみは、必要に応じて洗浄するなど、速やかに資源化できるよう協力します。
- 家電リサイクル法^{*}や小型家電リサイクル法^{*}を理解し、家電製品の回収に協力します。
- ごみの違法な野外焼却、ポイ捨て、不法投棄はしません。



事業者の取組

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（「廃棄物処理法」）に基づいて、事業系廃棄物の減量化及び資源化に努め、自らの責任において適正に処理します。
- エコマーク商品など、環境にやさしい商品を積極的に取り扱います。
- 使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、製品の長寿命化、軽量化、薄型化など、廃棄物の発生抑制に取り組みます。
- 小型家電リサイクル法^{*}を理解し、小型家電の適正なリサイクルに協力します。
- 紙使用量の削減、廃棄物の再資源化の徹底、梱包材の再利用などに取り組みます。

※家電リサイクル法:「特定家庭用機器再商品化法」。家電製品の有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。

※小型家電リサイクル法:「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」。家電製品の有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。

市の取組

- 4R運動の普及啓発を進めます。
- 小売事業者への協力要請などにより、マイバッグ利用の促進を図ります。
- 市民・事業者に向け、まだ食べることができる食品を廃棄する「食品ロス」の削減を啓発します。
- ごみの正しい分別や収集方法のわかりやすい広報、周知を図ります。
- 「尾道市クリーンセンター」などのごみ処理施設において、ごみ処理や分別などに関する環境学習を推進します。
- 家電リサイクル法や小型家電リサイクル法の広報、周知を図ります。
- 路上喫煙の危険性を周知し、喫煙マナーを啓発します。
- 「広報おのみち」のほかポスター、看板など様々な方法でポイ捨て防止、違法な野外焼却の禁止を啓発します。
- 不法投棄監視パトロールの実施、監視カメラの設置など、不法投棄の防止対策を進めます。また、不法に投棄された廃棄物については、関係機関とも連携しながら、対応に努めます。

滞在者の取組

- ごみの持ち帰りに努め、分別してリサイクルします。
- 宿泊施設や食堂などでは、食べ残しをしないようにします。

食品ロスの削減

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

日本では、年間約2,797万トン（平成25年度推計）の食品廃棄物が出されています。このうち、食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は年間約632万トン（平成25年度推計）です。

これを日本人1人あたりに換算すると、毎日お茶碗約1杯分（約136g）のご飯が捨てられている計算になります。

つまり、あなたも1年で、お茶碗365杯分（約50kg）の食べ物を無駄にしているかもしれないのです。

「もったいない」と思いませんか？

大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要です。



参考資料：消費者庁「食べもののムダをなくそうプロジェクト」

IV みんなが住みやすさを感じるまちづくり（快適環境）

本市の景観は、山から海・島までの多様な自然を背景に、美しく多様な景観に恵まれています。北部の良好な自然景観、里地里山の田園景観、尾道水道と尾道三山などを骨格とした尾道の特徴的な景観、寺社や古い街並みの空間が形成する歴史・文化的景観、さらに、南部の海と島が織りなす瀬戸内の景観に映えるしまなみ海道の橋梁が美しい景観を形成しています。

市民アンケートでの将来の本市のイメージについて、「情緒あふれる風景、癒されるまち」「昔ながらの街並みに合った環境」「歴史的、文化的施設と緑豊かな自然が融合するまち」などの表現が見られます。個々の表現は違っても、豊かな自然、歴史・文化を感じる落ち着いた街の雰囲気、海と緑と文化が調和したこのまちの景観をいつまでも大切に残してほしいという、尾道に暮らす人々の想いがうかがえます。

景観を保全するうえで指摘されているのが、空き家や空き地、農地の荒廃の問題です。これらの問題への対策を進めながら、いまある景観の保全とともに、より美しい景観を創出していくことが求められます。

1 景観の保全と創出

(1) 美しい景観の保全と創出

尾道らしい景観の保全とともに、いまある景観と調和したまちづくりを推進します。

基本的な取組

- 自然景観、街並み景観の保全
- 景観と調和したまちづくり
- 空き家、空き地対策

成果目標

No.	成果指標	現状（平成 28 年度）	目標値（平成 38 年度）
10	自然の景色、街並み景観を美しいと感じる市民の割合	44.7%	55.0%



御調町の田園風景

市民・事業者・市・滞在者の取組

市民の取組

- 里山の整備、農地の保全など、田園景観の保全、活用、継承に協力します。
- 住宅などの建設、改築などの際には周辺の景観との調和に配慮します。
- 空き家、空き地などの所有者は、周辺の迷惑にならないように適正に維持管理します。

事業者の取組

- 事業活動にあたり、周辺の景観に配慮するとともに、より良い景観形成に寄与するよう努めます。
- 市の景観形成に関わる施策に協力します。
- 空き事業所、未活用地、遊休地の適正管理に努めます。
- 「尾道市屋外広告物条例」に基づく広告看板などの適正な掲出と維持管理を行います。

市の取組

- 「尾道市景観条例」「景観計画」に基づく、尾道らしい景観の保全と、より良い景観形成に取り組みます。
- 歴史的な街並みや文化財を照らし出す照明の整備など、本市の特長を活かした夜間景観の創出を図ります。
- 地産地消等の農業振興と連携した地域活性化の推進や農業体験などを通して、田園景観の保全を図ります。
- 「尾道市空家等対策計画」に基づき、空き家等の適正な維持・管理による周辺の生活環境の保全を図るとともに、空き家等の利活用を図ります。
- 空き地等の所有者に対して、周辺の迷惑にならないように適正に維持・管理するよう働きかけます。
- 「尾道市屋外広告物条例」により、屋外広告物の適正な表示・設置を誘導・指導します。

滞在者の取組

- 文化財を汚したり、傷つけたりせず、大切にします。

(2) 公園、緑地の整備・管理

市民アンケートでは、「身近な公園や広場のつかいやすさ」の満足度はマイナスの評価となっています。公園や緑地は、市民の憩いの場として、良好な住環境を形成する役割を担っており、適正な管理や整備を進めます。

基本的な取組

- 公園、緑地の適正管理
- 地域の状況に応じた公園、緑地の配置・整備

市民・事業者・市・滞在者の取組

市民の取組

- 身近な公園や緑地の保全、美化活動に参加します。
- 公園や緑地、道路、学校などの樹木や草花を大切にします。

事業者の取組

- 地域の公園や緑地の保全、美化活動に参加・協力します。

市の取組

- 利用者のニーズや人口分布などを勘案しながら公園、緑地の適正な配置・整備を進めます。
- 公共施設の樹木点検を行い、樹木の状態を把握するとともに、危険樹木の撤去を進めます。

滞在者の取組

- 公園や緑地の樹木や草花を大切にします。



(3) 環境美化の推進（マナーやモラルの向上）

市民アンケートでは、市への取組の要望として「ごみのポイ捨てや不法投棄の防止対策」が最も多くの回答が集まっており、次いで「河川・道路や公園の清掃・美化」があがっています。

また、環境美化だけでなく安全な生活環境の面でも、飼い主のいない犬や猫への対応が問題となっています。

ポイ捨てや不法投棄の防止、ペットの飼い方など、一人ひとりのマナーやモラル向上の啓発をとおして、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めます。

基本的な取組

- 日常生活におけるマナー・モラルの啓発

成果目標

No.	成果指標	現状（平成 27 年度）	目標値（平成 38 年度）
11	犬に関する苦情・相談件数	97 件	70 件

市民・事業者・市・滞在者の取組

市民の取組

- 喫煙者は決められた場所で喫煙し、路上喫煙などをしないように努めます。
- 散歩時のペットのふんの処理など、飼育のマナーを守ります。
- 飼い主のいない犬や猫に、無責任に餌を与えません。
- 自転車を利用する際には、道路交通法を守るとともに、歩行者の安全に十分に気をつけます。
- ごみのポイ捨て、不法投棄はしません。
- 公園や河川など地域の美化活動に積極的に参加します。



事業者の取組

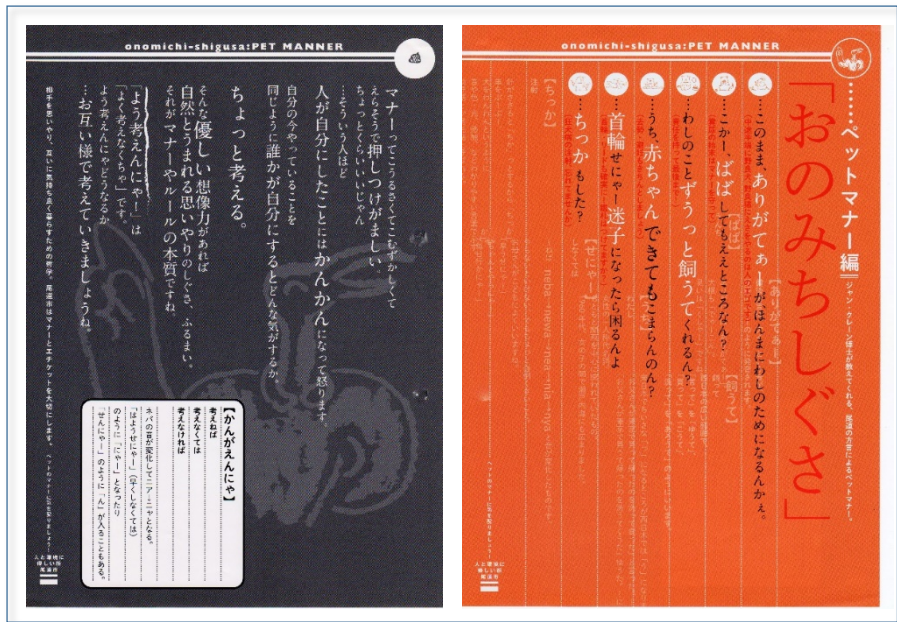
- 商品などの販売と併せて、利用のマナーや取り扱い、処理に関する注意事項の告知、周知を徹底します。
- 地域と連携した清掃美化活動への参加など、美しいまちづくりに協力します。

市の取組

- 路上喫煙の危険性を周知し、喫煙マナーを啓発します。
- ペットの飼い方など、飼い主に対しマナーを啓発します。
- 飼い主のいない犬や猫への対策を推進するとともに、適切な対応について啓発します。
- 歩行者、自転車利用者への交通マナー、道路交通法の周知を図ります。
- 外国人観光客にも、交通マナー等の啓発や施設の利用方法などをわかりやすく周知するよう努めます。
- 「広報おのみち」や様々な媒体を通して、ポイ捨て防止や生活のルール・マナーを啓発します。
- 不法投棄監視パトロールの実施、監視カメラの設置など、不法投棄の防止対策を進めます。

滞在者の取組

- 環境美化の関連イベントに参加します。
- 空き缶やたばこのポイ捨てはしません。
- ごみの持ち帰りに努めます。
- 路上駐車はしません。
- サイクリングをする際は、道路交通法を守るとともに、歩行者の安全に十分に気をつけます。



おのみちしぐさ「ペットマナー編」

2 地域の伝統・文化の継承

本市は、古くから瀬戸内海の交通の要衝として栄え、港町・商都として経済的発展を遂げるなかで、浄土寺多宝塔、向上寺三重塔など多くの寺社仏閣が建立されたほか、市内各地域に様々な種類の文化財が存在し、語り継がれ、残されてきました。

こうした歴史的魅力に溢れた文化財を活用したストーリーとこれまでのまちづくりなどが認められ、平成27年度（2015年度）から2年連続で日本遺産に認定されました。

また、各地域には、「ベッチャー祭り」「みあがり踊り」「法楽踊り」など、伝統行事や民俗芸能が伝承されています。

今後も、これらの伝統や文化を将来にわたって引き継いでいくことが必要です。

基本的な取組

- 伝統・文化の保護活動等の支援

成果目標

No.	成果指標	現状（平成28年度）	目標値（平成38年度）
12	登録文化財の数	33件	43件

市民・事業者・市・滞在者の取組

市民の取組

- 文化財などの保全、活用、継承に協力します。
- 地域の歴史・文化、伝統行事の認識を深め、「神楽」や「鉦太鼓踊り」などの保存と継承に協力します。
- 地域の伝統行事、文化イベントなどに積極的に参加します。

事業者の取組

- 開発時には、事前に文化財の有無について調査を行い、工事中においても、新たな発見があれば適切に対応します。
- 文化財の保存・活用に協力します。

市の取組

- 地域の文化財を次世代へ継承するため、保存・活用に取り組みます。
- 地域の伝統文化を継承していくため、保護団体等の後継者育成を支援します。
- 収蔵資料の展示や市ホームページでの公開など、市民の歴史・文化に対する意識高揚を図ります。

滞在者の取組

- 文化財などの保護に協力します。



ベッチャー祭り



みあがり踊り



白滝山の石仏群



吉原家住宅



向上寺三重塔

3 みんなにやさしいまちづくり

少子・高齢化が進む中、市民の多くが、子どもや高齢者にやさしく、いつまでも暮らし続けたい安全・安心で、快適なまちであることを望んでいます。

市民アンケートには、将来のまちのイメージとして、「住みやすく、安心して暮らせる」「高齢になっても住みよい」「子育てがしやすい」をあげる意見が多く見られます。

市民の誰もが温かさや安らぎを感じることができる、みんなにやさしいまちづくりの推進が求められています。

(1) バリアフリー化やユニバーサルデザイン[※]の推進

環境や安全性に配慮した道路づくりやバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入など、すべての人にやさしく暮らしやすい施設の整備を推進します。

※ユニバーサルデザイン:すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

基本的な取組

- 住宅、歩道等のバリアフリー化の推進
- 公共施設等へのユニバーサルデザインの推進

成果目標

No.	成果指標	現状(平成28年度)	目標値(平成38年度)
13	市営住宅のバリアフリー化戸数割合 (募集中の住宅の手摺り設置割合)	36.0%	52.0%

市民・事業者・市・滞在者の取組

市民の取組

- 高齢者や障がい者の方に思いやりを持って接します。
- 高齢者や障がい者と暮らす世帯では、バリアフリー改修の実施を検討します。

事業者の取組

- 誰もが使いやすいように配慮された設計や設備の採用などを推進します。

市の取組

- 公共施設等の整備において、バリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を導入します。
- 高齢者や障がい者が暮らす住宅のバリアフリー化などの助言を行います。

滞在者の取組

- 高齢者や障がい者の方に思いやりのある行動をします。

(2) 安全・安心な移動空間の確保

歩行者や自転車の安全性や快適性の向上に向け、人と環境にやさしい道路・交通環境の改善を進めます。

また、国内外からのサイクリストが増加する中、歩行者などとの相互の安全確保のため、交通ルールやマナーを啓発します。

基本的な取組

- 歩行者や自転車の通行環境の整備
- 交通ルールの周知と徹底

成果目標

No.	成果指標	現状（平成 28 年度）	目標値(平成 38 年度)
14	身近な道路を安全に通行できると感じる市民の割合	48.0%	55.0%

市民・事業者・市・滞在者の取組

市民の取組

- 歩行時や自転車利用時には、思いやりとマナーの意識を持って、安全・快適な移動を心がけます。
- 駐輪、駐車などのルールを守ります。

事業者の取組

- 違法駐車、放置自転車の監視・情報提供に協力します。
- 駐輪、駐車などのルールを守ります。

市の取組

- 路肩、植栽帯の除草など、歩行者、自転車利用者の安全性を確保し、適切な道路の維持管理に努めます。
- 自転車が通行しやすい道路づくりや駐輪場などの整備とともに、自転車利用者への道路交通法の周知、マナー啓発により、安全・快適な自転車利用を促進します。
- 外国人観光客にも、交通マナー等の啓発や施設の利用方法などをわかりやすく周知するよう努めます。
- 防犯灯の計画的な設置を進めます。
- 公共交通機関と連携し、交通利便性の向上を図ります。

滞在者の取組

- 迷惑駐車や駐輪はしません。
- 観光するときはマナーを守り、交通安全に心がけます。



しまなみ海道サイクリング

V 尾道の環境を守る人づくり（環境教育・学習及び環境保全活動）

山から海までの自然環境、自然景観と調和した街並みの景観、また、地域の伝統や文化とともに人々が暮らしてきた、本市のかけがえのない環境を将来に引き継いでいかななくてはなりません。そのためには、市民一人ひとりが地域の環境について学び、理解を深めるとともに、美しい環境を守り、より良い環境づくりを担う人材を育成していくことが必要です。

子どもの頃からの継続した環境教育・学習の推進とともに、身近な山や川、海、公園などの様々な場において、地域と連携した環境教育・学習の機会を充実し、市民一人ひとりの自主的な環境行動の実践につなげていくことが求められます。

1 環境教育・学習の推進

(1) 子どもたちへの環境教育・学習の推進

環境学習・教育を効果的に推進していくには、地域の自然や公園、施設などにおいて、「実際に見て、触れて、体験を通して、興味を持つ」ことが大切です。自分たちで考え、実際に行動していくといった「体験」や「学び」の過程が非常に重要です。

環境の視点を取り入れた体験学習や総合的な学習の時間などを通して、環境に対する感性を育て、環境課題に対する的確に判断し、意思決定ができる子どもを育てていく環境教育・学習を推進します。

基本的な取組

- 継続した環境教育・学習の推進
- 地域と連携した体験学習の充実
- 食育の推進

成果目標

No.	成果指標	現状（平成27年度）	目標値（平成38年度）
15	環境学習の参加者数	340人	620人

市民・事業者・市の取組

市民の取組

- 身近な山、川、海などでの環境教育・学習に参加します。
- 様々な生態系や施設などを積極的に環境学習活動の教材として活用します。
- 身近な地域の体験会や学習の機会に積極的に参加します。
- 家族と一緒に地産地消、食育についての理解を深めます。



事業者の取組

- 施設見学への対応や地域の環境学習・教育の推進に協力します。
- 学校などに出向いて開催する「出前授業」などに協力します。
- 従業員の意識を高めるため、研修会の実施や参加を進めます。

市の取組

- 環境教育・学習や体験学習の機会を充実させます。
- 尾道スローフードまちづくり推進協議会などとの連携による農業体験、地産地消や食育の取組を推進します。
- 環境学習の場の拠点施設の整備とともに、既存施設の活用の促進に努めます。
- 環境保全活動団体と連携し、体験学習の機会や場の充実を図ります。
- 自然とふれあう場の有効活用や整備を推進します。
- 子どもたちへの環境教育・学習を充実させるため、大学、企業、環境保全活動団体などと連携し、指導者やリーダーの育成に努めます。



ふるさと海辺教室（因島大浜海岸）

(2) 地域における環境教育・学習の推進

子どもから大人まで世代を超えて、地域の人たちによる生涯学習活動や地域活動などを通して、みんなで生きるための環境教育・学習の推進を図ります。

基本的な取組

- 地域の環境教育・学習の推進
- 指導者やリーダーの育成

成果目標

No.	成果指標	現状（平成27年度）	目標値（平成38年度）
16	市民を対象にした環境学習の参加者数	75人	300人

市民・事業者・市の取組

市民の取組

- 身近な環境について関心を高め、理解を深めます。
- 身近な地域での環境学習や環境保全活動に参加します。

事業者の取組

- 地域の環境教育・学習の活動に参加・協力します。
- 地域の環境教育や体験学習の講師やリーダーとして協力します。
- 地域の環境に関心を持ち、環境に配慮した事業活動の展開に活かします。
- 従業員への環境教育を充実するなど、環境に対する意識の高揚を図ります。

市の取組

- 地域の環境教育・学習を推進します。
- 地域における環境教育・学習を充実させるため、指導者やリーダーの育成に努めます。
- 「広報おのみち」や市のホームページなどを通して、環境に関する情報を発信します。

2 環境保全活動の推進

身近な地域の環境問題やまちづくりの課題に対する取組、地域の学習活動や環境保全団体の活動を推進します。

基本的な取組

- 環境保全活動の推進
- 地域の環境に関する情報発信の充実

成果目標

No.	成果指標	現状（平成 28 年度）	目標値（平成 38 年度）
17	地域の美化、緑化活動などの環境活動に取り組んでいる市民の割合	31.0%	40.0%

市民・事業者・市・滞在者の取組

市民の取組

- 「広報おのみち」や市のホームページなどの情報から、地域の環境に関する理解を深めます。
- 「ごみゼロウォーク」や「不法投棄防止キャンペーン」「シティクリーニング」などの地域の美化活動に積極的に参加します。
- 身近な自然環境保全活動や体験会、勉強会などに積極的に参加します。
- テレビや新聞、インターネットなどを利用し、地球環境問題やエネルギー問題について認識を高めます。

事業者の取組

- 「広報おのみち」や市のホームページなどの情報から、地域の環境に関する理解を深めます。
- 事業活動の特性や状況に応じて、地域環境の保全や美化活動に取り組みます。
- 地域の環境保全活動へ積極的に参加・協力します。

市の取組

- 「広報おのみち」や市のホームページを通して、地域の様々な環境に関する情報や、環境保全活動に関する情報を発信、提供します。
- 地域環境の保全・美化などの活動の状況に応じて、情報、人材、連携などの支援を充実させていきます。

滞在者の取組

- 尾道市の環境保全活動に協力します。



サンセットビーチ清掃



不法投棄防止キャンペーン

成果目標一覧

I 安全・安心な暮らしづくり（生活環境）

No.	成果指標	現状	目標値（平成 38 年度）
1	空気がきれいと感じる市民の割合	62.6%	70.0%
2	汚水処理人口普及率	43.7%	73.5%
3	騒音・振動・悪臭の苦情件数	24 件	20 件

II 豊かな自然と仲良く暮らす仕組みづくり（自然環境）

No.	成果指標	現状	目標値（平成 38 年度）
4	有害鳥獣被害金額	5,239 万円	↘
5	海辺の環境保全活動の参加者数	1,750 人	1,900 人
6	学校給食の地域産品使用割合	12.4%	15.0%

III 地球環境を意識した生活づくり（地球環境）

No.	成果指標	現状	目標値（平成 38 年度）
7	市の施設の二酸化炭素排出量	47,562 t-CO ₂	↘
8	市民一人当たりの可燃ごみの量	438 g/人・日	410 g/人・日
9	資源化率	16.5%	現状維持

IV みんなが住みやすさを感じるまちづくり（快適環境）

No.	成果指標	現状	目標値（平成 38 年度）
10	自然の景色、街並み景観を美しいと感じる市民の割合	44.7%	55.0%
11	犬に関する苦情・相談件数	97 件	70 件
12	登録文化財の数	33 件	43 件
13	市営住宅のバリアフリー化戸数割合	36.0%	52.0%
14	身近な道路を安全に通行できると感じる市民の割合	48.0%	55.0%

V 尾道の環境を守る人づくり（環境教育・学習及び環境保全活動）

No.	成果指標	現状	目標値（平成 38 年度）
15	環境学習の参加者数	340 人	620 人
16	市民を対象にした環境学習の参加者数	75 人	300 人
17	地域の美化、緑化活動などに取り組んでいる市民の割合	31.0%	40.0%

第7章 計画の推進

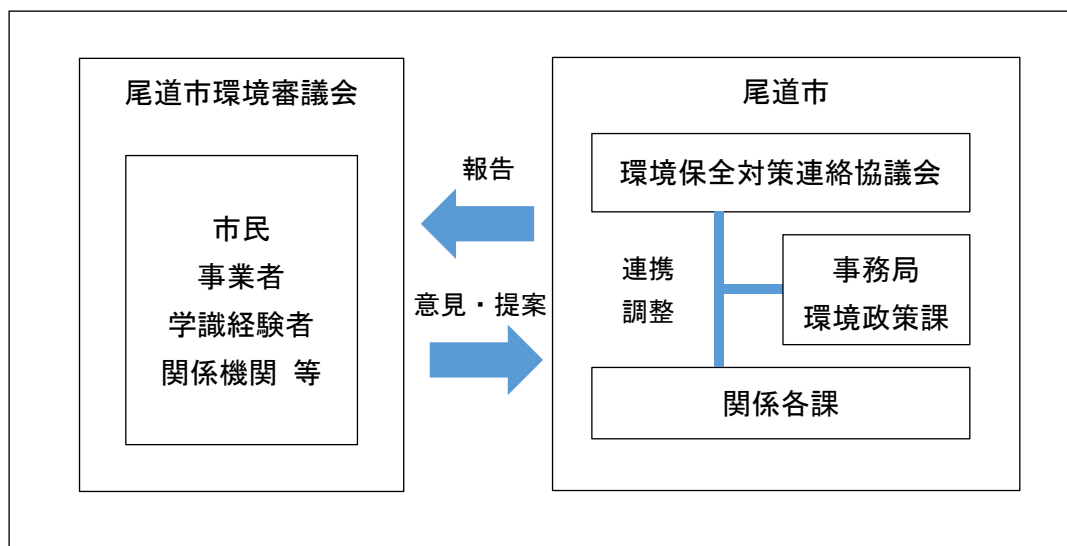
1 推進体制

本計画は、市民、事業者、団体等と市との連携・協働のもと、効果的な推進を図ります。

市民、事業者、学識経験者及び関係機関等で構成する「尾道市環境審議会」は、計画推進の外部機関として、環境施策の進捗状況を確認するとともに、本市を取り巻く環境の変化などを考慮し、必要と認められた場合は、環境施策の見直しに関する意見・提案を行います。

また、「尾道市環境審議会」は、環境施策の検証や検討を通して、市民、事業者、学識経験者等の相互の情報交流及び連携の場としての機能を持ちます。

庁内においては、環境保全対策連絡協議会を中心に、各関係部局との連携・調整を密にして、計画全体の進行管理と見直しを行い、環境施策の実効性を高めます。



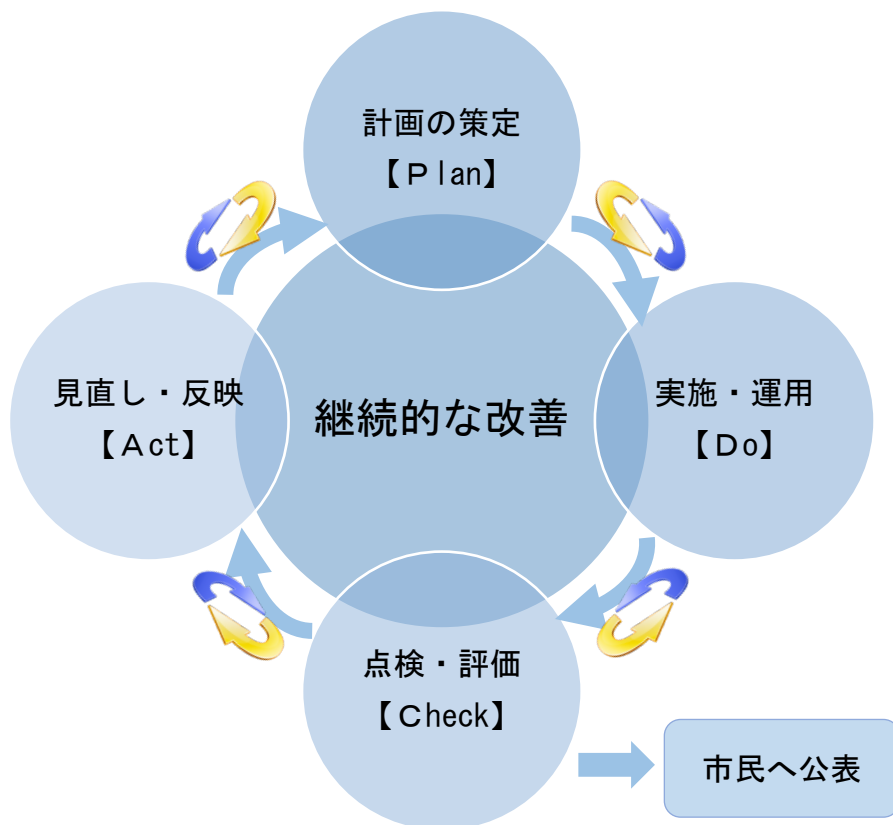
2 進行管理

環境基本計画の推進にあたっては、計画の進捗状況の確認、状況に応じた調整など、計画の実効性を確保するために、適切な進行管理を行う必要があります。

本計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の考え方であるPDCAサイクルに基づいて行います。

PDCAとは、下の図のように、Plan（計画）→Do（実施・運用）→Check（点検・評価）→Act（見直し）の4段階を繰り返すことによって、事業の継続的な改善を図るものです。PDCAの大きなサイクルとともに、プロセス間の小さなサイクル（調整）を確実に行うことで、全体の実効性を高め、施策推進の円滑化を図ります。

なお、事業の進捗に関する情報は、ホームページなどを通して公表していきます。



【計画の策定】各施策の方針、構想及び計画において、環境に配慮した取組の方針や目標等を定めます。

【実施・運用】設定した方針や目標を達成するよう各施策を実施します。

【点検・評価】1年間の各施策の進捗状況及び取組の状況、環境の状態等を把握します。その結果を公表するとともに、結果を基に環境施策の評価を行います。

【見直し・反映】評価の結果や尾道市環境審議会の意見・提案等を受けて、次年度の計画に反映させます。

資 料 編

【資料1】 アンケート調査	80
【資料2】 策定の経緯	116
【資料3】 尾道市環境基本条例	119
【資料4】 関連用語	125

【資料1】アンケート調査

I. 調査の概要

1. 調査の目的

第2次尾道市環境基本計画の策定にあたり、市民、事業者、中学生への意向調査を実施し、環境基本計画策定の基礎資料とします。

2. 調査の項目

(1) 市民アンケート

設問項目	設問の内容
属性	性別・年齢・住所地・職業・居住年数
問1～問2 市の環境について	市の環境の変化や満足度
問3 環境保全に関する取組	日常における環境保全活動の実施状況
問4～問5 環境保全活動について	環境保全活動の取組意向、参加状況
問6～問8 エネルギーの利用	エネルギーの利用状況、再生可能エネルギー等の利用
問9～問10 市の取組について	市の取組について 環境教育、環境学習の進め方
問11～問12 将来の環境について	市の将来のイメージ 大切にすべき資産、資源
問13 自由意見	市の環境全般についての意見・要望など

(2) 事業者アンケート

設問項目	設問の内容
属性	業種、業務形態、従業員数
問1～問6 環境保全に関する取組について	事業活動と環境問題の関連 環境関連の部署の設置 環境マネジメントシステムの認証取得状況 環境保全に向けた取組の実施状況 環境対策へ取り組むことへの認識 環境対策へ取り組む上での問題・課題
問7～問11 問 エネルギーの利用について	エネルギーの使用、管理状況 再生可能エネルギー設備等の利用
問12～問13	無料省エネ診断サービス等の認識、意向
問14 環境に関する情報について	情報の入手状況
問15 市の取組について	環境保全のために市が取り組むべき課題
問16 市民の協力について	市民の協力を求めたいこと
問17 自由意見	市の環境全般についての意見・要望など

(3) 中学生アンケート

設問項目	設問の内容
問1 学校名	学校名
問2～問3 まちの環境について	周辺の環境イメージ 家や学校のまわりの環境問題
問4 環境に気をつけていること	ごみの扱いや省エネについて
問5 環境問題の認識	地球環境レベルの問題意識
問6 今後の対策	環境改善の方策
問7～問8 自然体験教室などへの参加状況、参加意向	参加体験や参加意向
問9～問11 再生可能エネルギーについて	再生可能エネルギーの認識、活用が期待される再生可能エネルギー
問12 自由意見	市の環境について気になっていることや要望など

3. 調査の対象

(1) 市民アンケート

住民基本台帳をもとに、無作為に抽出した18歳以上の市民2,500人

(2) 事業所アンケート

法人課税台帳等から無作為に抽出した市内の300事業所

(3) 中学生アンケート

中学2年生の全員(1,114人)

4. 調査の実施方法

実施期間：平成28年7月21日(木)～8月16日(月)

配布及び回収：市民・事業者は、郵送配布、郵送回収

中学生は、学校配布、学校回収

対象	送付数	回収数	回収率
市民	2,500	962	38.5%
事業者	300	110	36.7%
中学生	1,114	1,044	93.7%

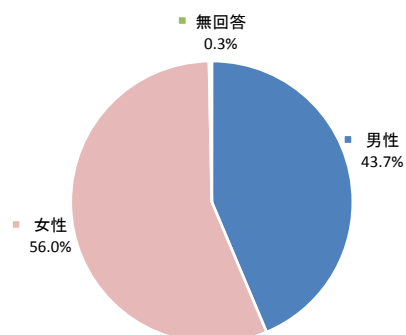
Ⅱ. 調査結果

1. 市民アンケート

○属性

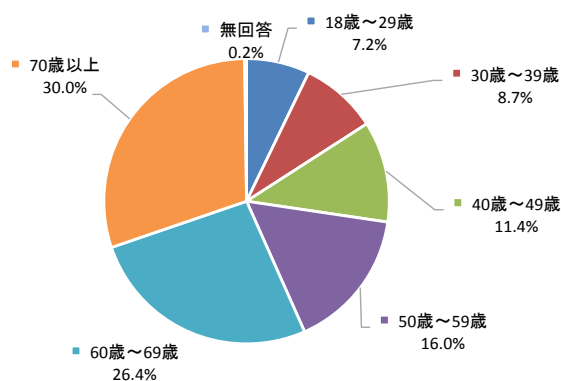
1) 性別

性別	人数	割合
男 性	420	43.7%
女 性	539	56.0%
無回答	3	0.3%
合 計	962	



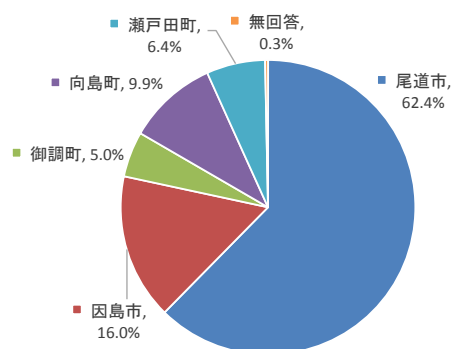
2) 年齢

年齢	人数	割合
18 歳～29 歳	69	7.2%
30 歳～39 歳	84	8.7%
40 歳～49 歳	110	11.4%
50 歳～59 歳	154	16.0%
60 歳～69 歳	254	26.4%
70 歳以上	289	30.0%
無回答	2	0.2%
合 計	962	



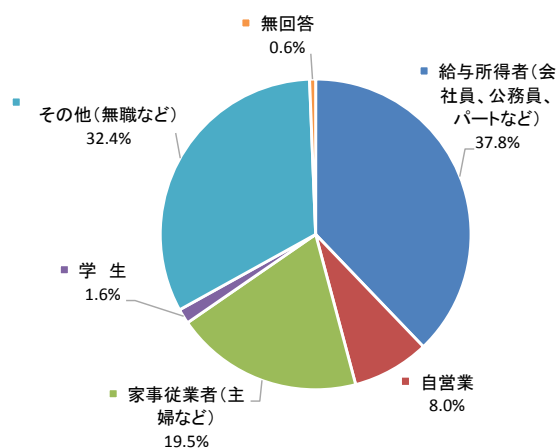
3) 住所地

地域	人数	割合
尾道市	600	62.4%
因島市	154	16.0%
御調町	48	5.0%
向島町	95	9.9%
瀬戸田町	62	6.4%
無回答	3	0.3%
合 計	962	



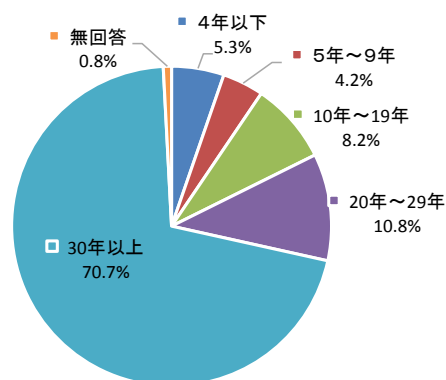
4) 職業

職業	人数	割合
給与所得者（会社員、公務員、パートなど）	364	37.8%
自営業	77	8.0%
家事従業者（主婦など）	188	19.5%
学生	15	1.6%
その他（無職など）	312	32.4%
無回答	6	0.6%
合 計	962	



5) 居住年数

年数	人数	割合
4年以下	51	5.3%
5年～9年	40	4.2%
10年～19年	79	8.2%
20年～29年	104	10.8%
30年以上	680	70.7%
無回答	8	0.8%
合 計	962	

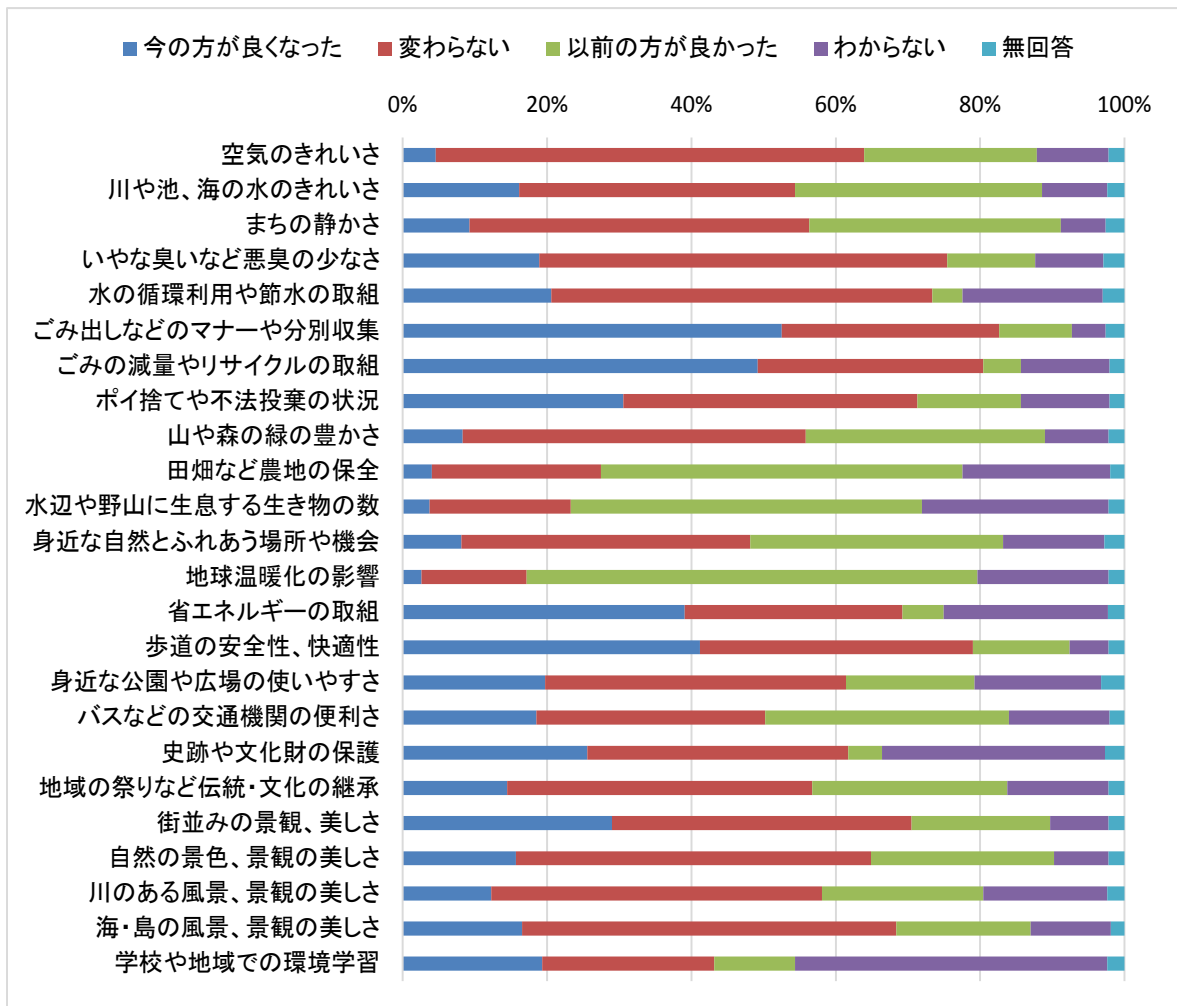


問1 あなたの住んでいる地域の環境の変化についてどのように感じていますか。
次の項目のあてはまる欄の数字に○をつけてください。

- | | |
|-------------|---------|
| 1 以前の方がよかった | 2 変わらない |
| 3 今の方が良くなった | 4 わからない |

本市の環境の変化について、「ごみの減量やリサイクルの推進」「ごみ出しなどのマナーや分別収集」「省エネの取組」「歩道の安全性、快適性」について、「今の方が良くなった」と、改善度が高く評価されています。

一方、「地球温暖化の影響」「田畑など農地の保全」「水辺や野山に生息する生き物の数」「身近な自然とふれあう場所や機会」など地球環境や自然環境の保全に関しては以前の方が良かったとする評価が多くなっています。



N=962

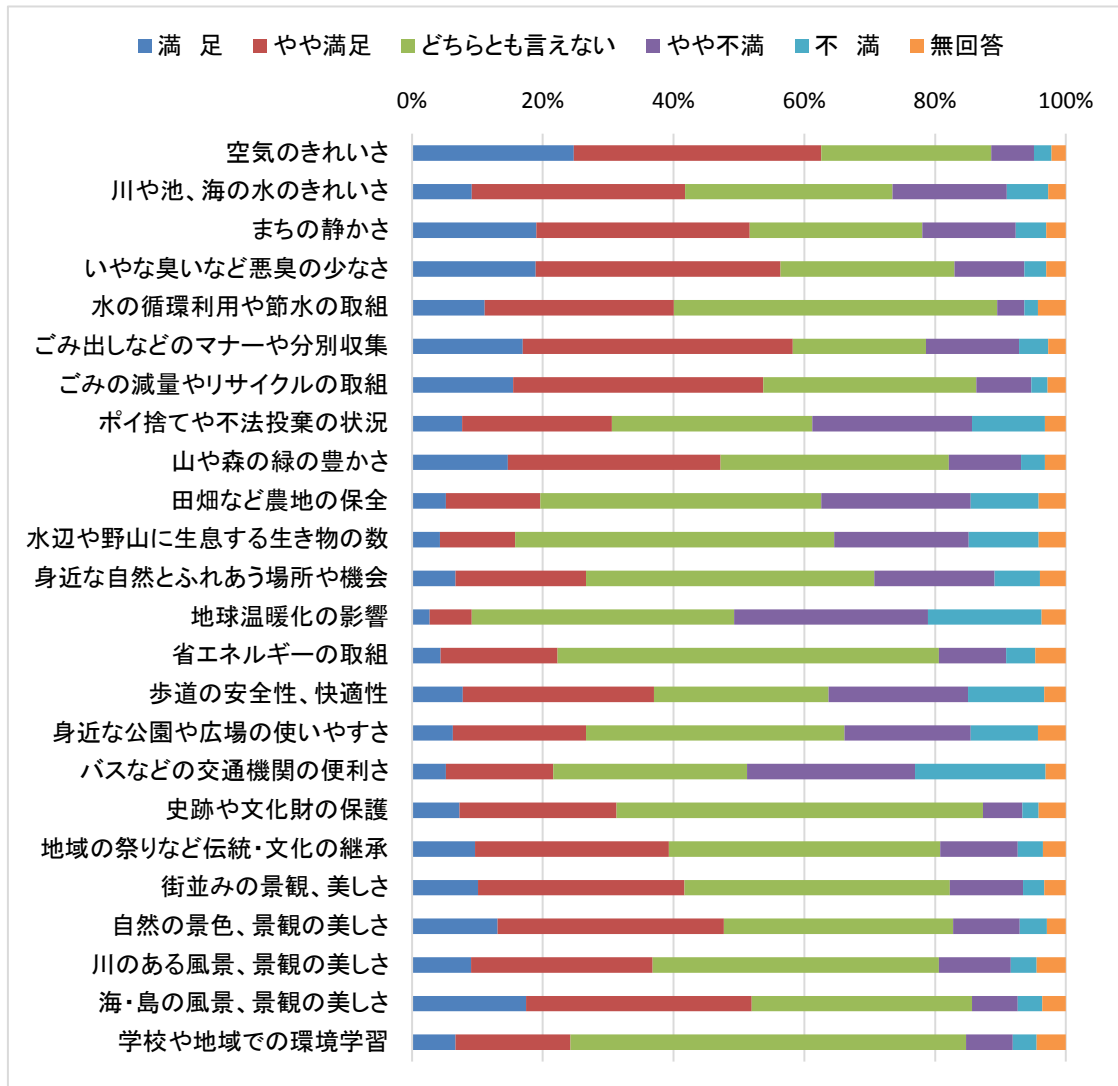
問2 あなたの住んでいる地域の環境の満足度についてお聞かせください。
次の項目のあてはまる欄の数字に○をつけてください。

- 1 満足 2 やや満足 3 どちらとも言えない
4 やや不満 5 不満

本市の環境の満足度については、「空気のきれいさ」「いやな臭いなど悪臭の少なさ」「海・島の風景、景観の美しさ」で満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が高い評価となっています。

次いで、「まちの静かさ」「山や森の緑の豊かさ」「自然の景色、風景の美しさ」のほか、改善度が高く評価されている「ごみの減量やリサイクルの推進」「ごみ出しなどのマナーや分別収集」も満足度は高く評価されています。

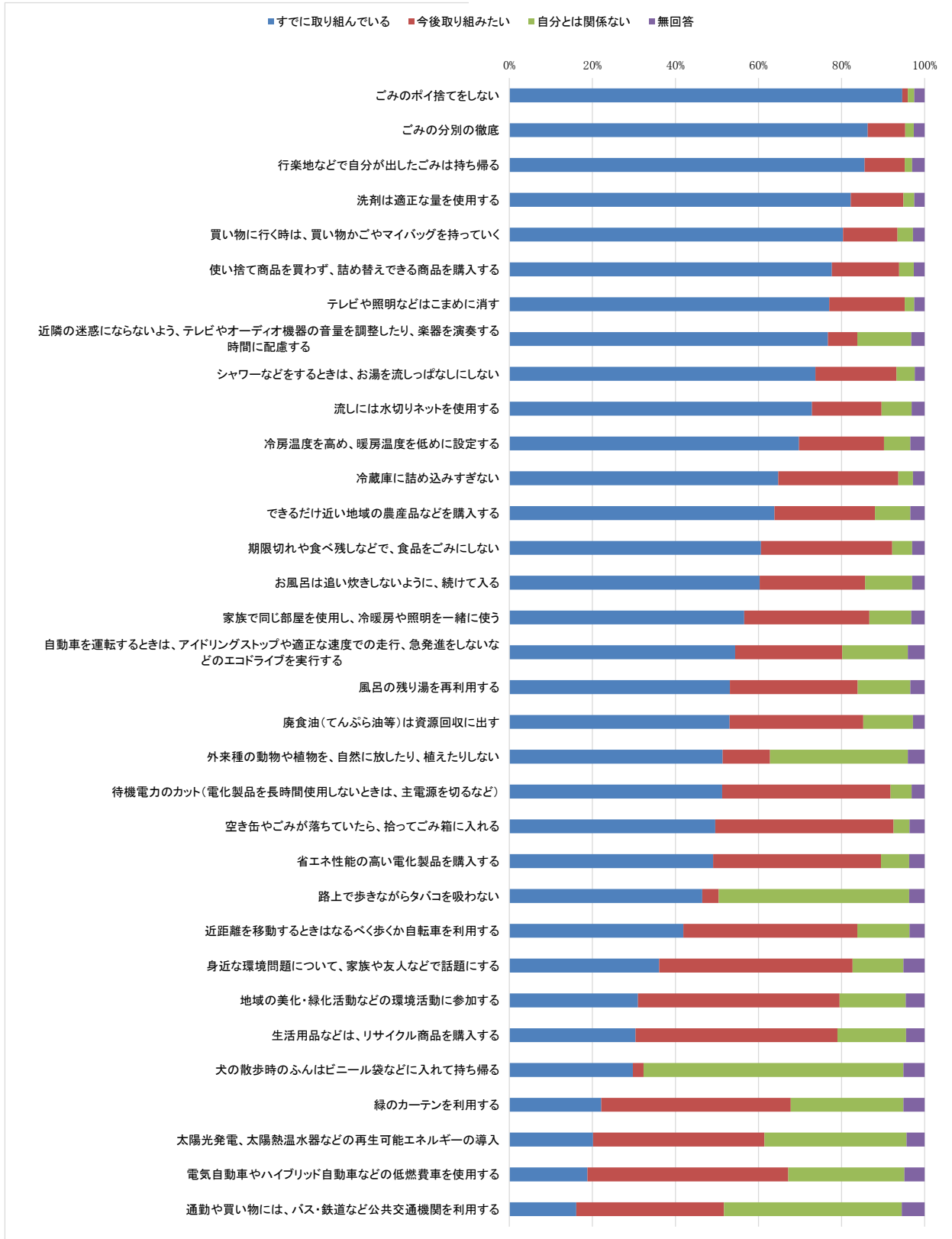
一方、改善度の評価が低かった項目に加え、さらに「バスなどの公共交通の便利さ」「ポイ捨てや不法投棄の状況」「身近な公園や広場の使いやすさ」の満足度が低い評価となっています。



N=962

問3 環境を良くするために、あなたの取組や考えについて、次の項目のあてはまる欄の数字に○をつけてください。

《「すでに取り組んでいる」の回答数降順並び替え》



N=962

環境保全の取組は、ごみの取り扱いや処理に関わる取組について「すでに取り組んでいる」とする回答が多く、実施度が高い項目となっています。次いで、こまめな消灯、節水、冷暖房の温度設定など、家庭での省エネルギーや省資源の取組が高い項目となっています。

「空き缶やごみが落ちていたら、拾ってごみ箱に入れる」から下位の12項目(33項目中)が「すでに取り組んでいる」の回答率が50%以下となっています。

50%以下の項目の中でも、タバコやペットに関しては、タバコを吸わない人やペットを飼育していない人が「自分とは関係ない」と回答しているため、その人たちを除いた実施度はほぼ100%になります。これらの項目に「今後取り組みたい」と回答した数%の人には、早急にマナー・ルールを守る行動を促すことが必要です。

その他の50%以下の項目には、「今後取り組みたい」との回答が多く、今後の実践が期待されます。

「今後取り組みたい」とする回答が多かった上位5項目(439件・46%以上)は、

「地域の美化・緑化活動などの環境活動に参加する」

「生活用品などは、リサイクル商品を購入する」

「電気自動車やハイブリッド自動車などの低燃費車を使用する」

「身近な環境問題について、家族や友人などで話題にする」

「緑のカーテンを利用する」です。

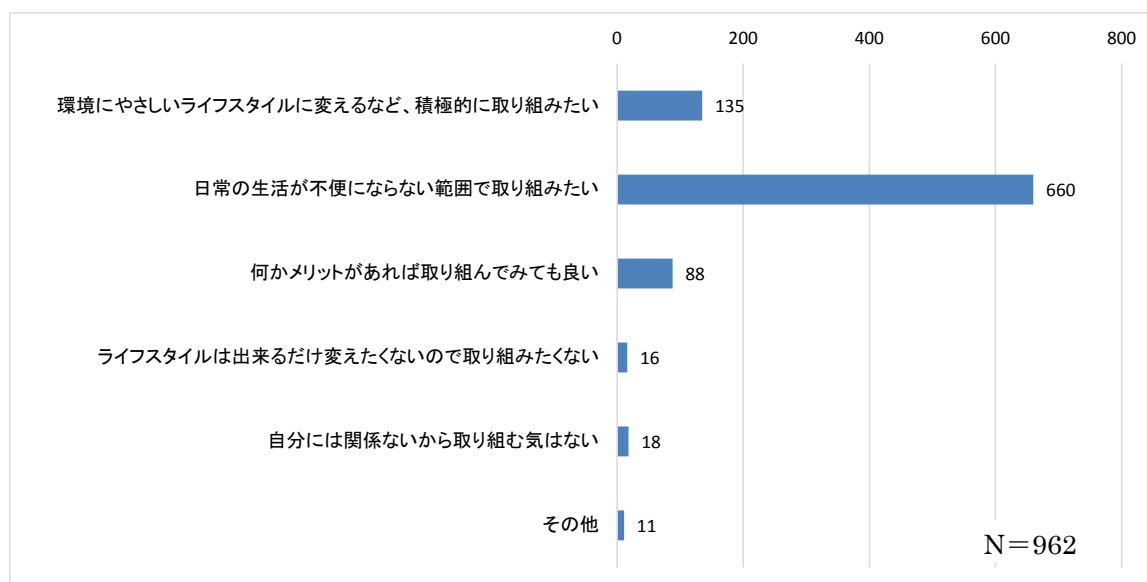
これらは、認識はしているものの、なかなか実践できていない取組であり、実践を妨げる何かが存在していること、あるいは実践しづらい環境にあることが考えられます。「参加しやすい環境活動の企画」や「リサイクル商品の品揃えの増加」「低燃費車や次世代自動車の価格低下」などの環境が整っていく中で町民の実践が徐々に高まることが期待されます。

問4 あなたは、環境保全に向けた取組についてどのようにお考えですか。あてはまる項目の番号の1つに○をつけてください。

「日常生活が不便にならない範囲で取り組みたい」との回答が68.6%と約7割を占める結果となっています。

環境に対する意識は高まっています。子どもでも高齢者でも、それぞれの状況に応じた環境保全活動の着実な実践を促していくことが求められます。

項目	人数	割合
環境にやさしいライフスタイルに変えるなど、積極的に取り組みたい	135	14.0%
日常の生活が不便にならない範囲で取り組みたい	660	68.6%
何かメリットがあれば取り組んでみても良い	88	9.1%
ライフスタイルは出来るだけ変えたくないので取り組みたくない	16	1.7%
自分には関係ないから取り組む気はない	18	1.9%
その他	11	1.1%
無回答	34	3.5%
合計	962	



問5 あなたは、環境に関わるセミナーや保全活動などに参加してみたいと思いますか。
あてはまる項目の全ての番号に○をつけてください。

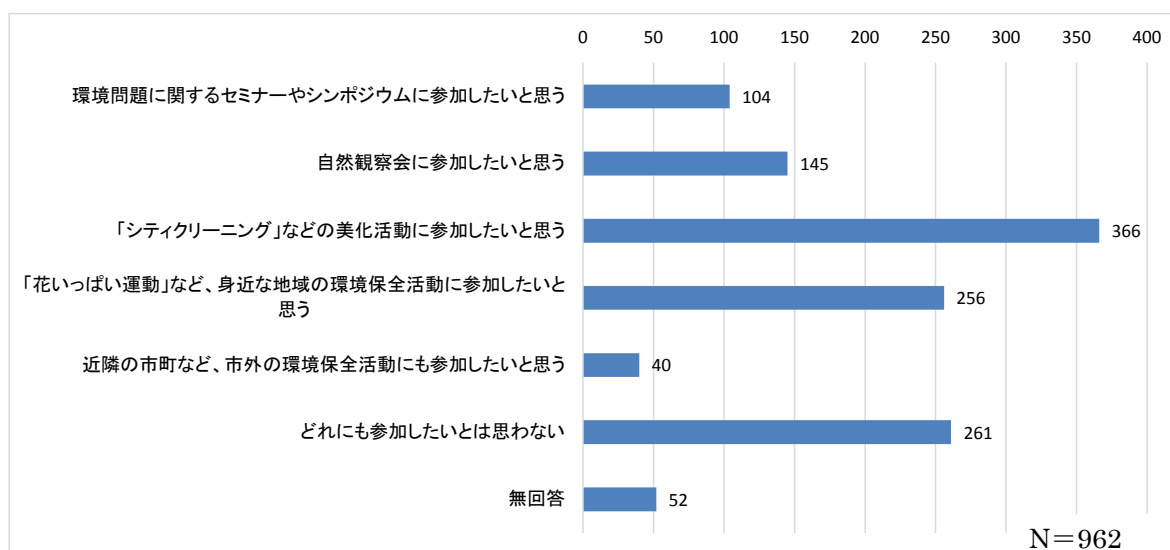
参加したい活動の上位は、「シティクリーニングなどの美化活動」と「花いっぱい運動など、身近な地域の環境保全活動」であり、身近な場所の活動で、参加しやすい美化や環境保全活動への参加が望まれていることがうかがわれます。

一方で、座学中心のセミナーやシンポジウム、近隣市町の環境保全活動への参加意向は比較的低い結果となっています。

「どれにも参加したいとは思わない」の27.1%の人にも、参加を促すきっかけとなるような活動や学習機会の創出が望まれます。

《複数回答》

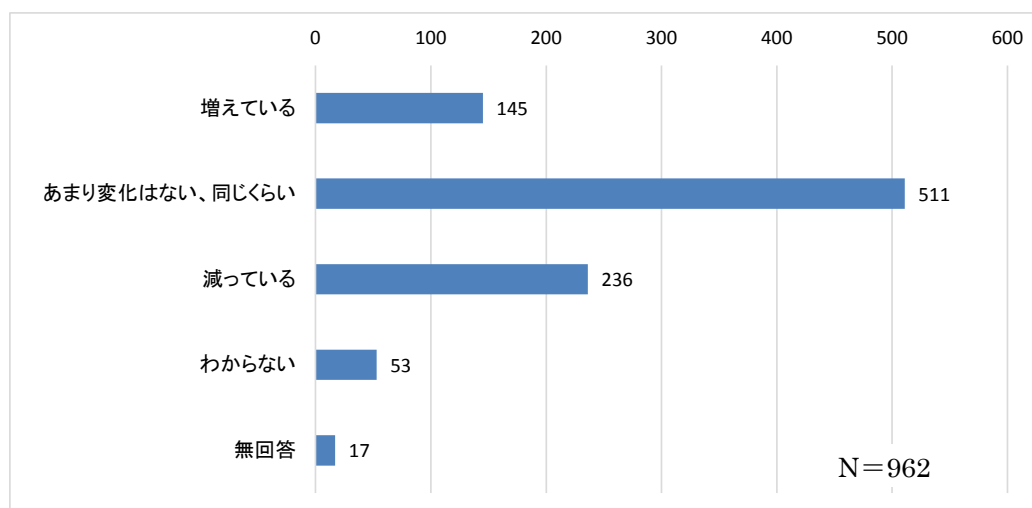
項目	回答数	割合
環境問題に関するセミナーやシンポジウムに参加したいと思う	104	10.8%
自然観察会に参加したいと思う	145	15.1%
「シティクリーニング」などの美化活動に参加したいと思う	366	38.0%
「花いっぱい運動」など、身近な地域の環境保全活動に参加したいと思う	256	26.6%
近隣の市町など、市外の環境保全活動にも参加したいと思う	40	4.2%
どれにも参加したいとは思わない	261	27.1%
無回答	52	5.4%
合計	1224	962人中



問6 あなたのご家庭では、ここ数年でエネルギーの使用量（電気・ガス・燃料など）が変化していますか。あてはまる項目を1つ選んで番号に○をつけてください。

「減っている」が24.5%と「増えている」の15.1%を10ポイント程度上回る回答となっています。「あまり変化はない、同じくらい」が53.1%と半数を超えています。

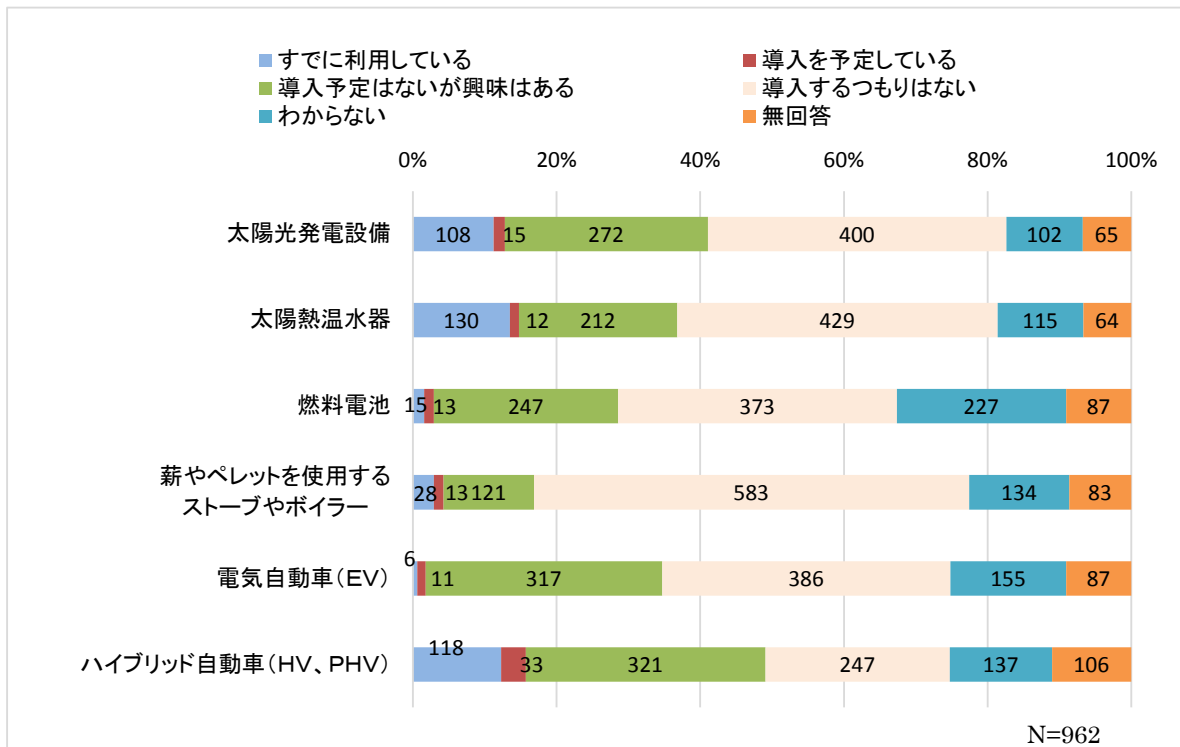
項目	人数	割合
増えている	145	15.1%
あまり変化はない、同じくらい	511	53.1%
減っている	236	24.5%
わからない	53	5.5%
無回答	17	1.8%
合計	962	



問7 あなたのご家庭では、再生可能エネルギーを利用する設備や省エネルギー機器を利用していますか。あてはまる項目の欄に○をつけてください。

すべての設備等の回答は、「すでに利用している」導入数以上に「導入を予定している」あるいは「導入予定はないが興味はある」とする回答が多くあります。「導入予定」と「興味がある」の合計は、「ハイブリッド自動車」で36.8%、「電気自動車」で34.1%、「太陽光発電設備」が29.8%であり、ほぼ30%以上となっています。

今後、本市において普及が期待されるところです。



その他の回答

内容	回答数
蓄電池設備	2
LED照明	2
太陽光で床暖房	1
窓をペアガラスで4重にしている	1
雨水の再利用	1
エコカー、軽自動車の利用	2
オール電化にしている	5
エコキュート	4

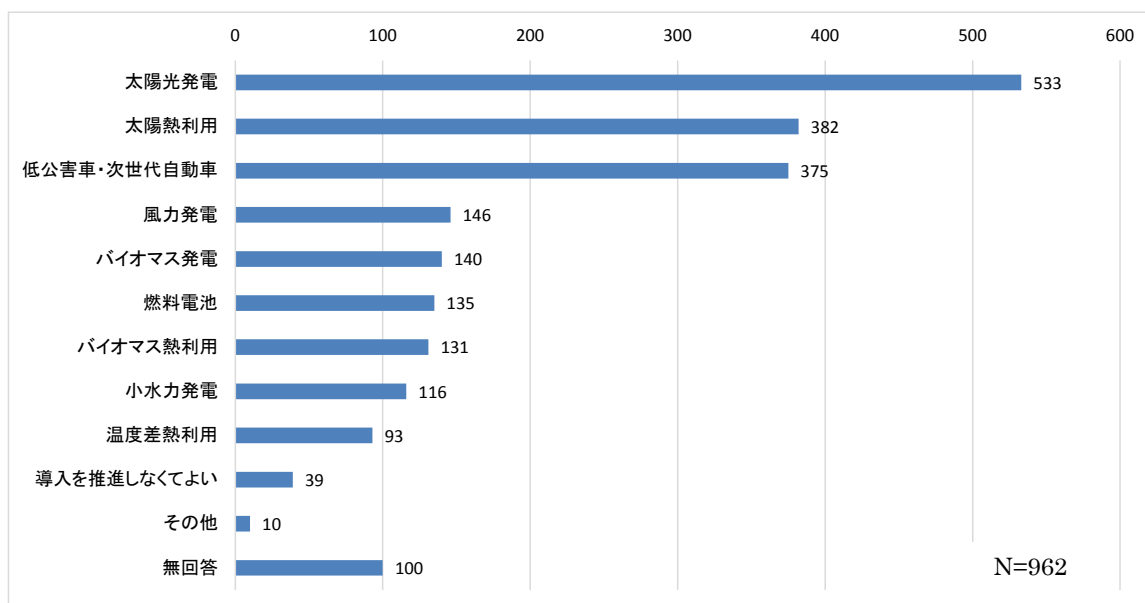
問8 尾道市で導入を推進すべき再生可能エネルギーなどの設備はどれだと思いますか。
あてはまる項目の番号の欄すべてに○をつけてください。

「太陽光発電」が533件（55.4%）と最も多く、次いで「太陽熱利用」「低公害車・次世代自動車」「風力発電」という回答になっています。

「導入を推進しなくてよい」とする回答も4.1%あります。

《複数回答・回答数降順並び替え》

項目	回答数	割合
太陽光発電	533	55.4%
太陽熱利用	382	39.7%
低公害車・次世代自動車	375	39.0%
風力発電	146	15.2%
バイオマス発電	140	14.6%
燃料電池	135	14.0%
バイオマス熱利用	131	13.6%
小水力発電	116	12.1%
温度差熱利用	93	9.7%
導入を推進しなくてよい	39	4.1%
その他	10	1.0%
無回答	100	10.4%
合計	2200	962人中

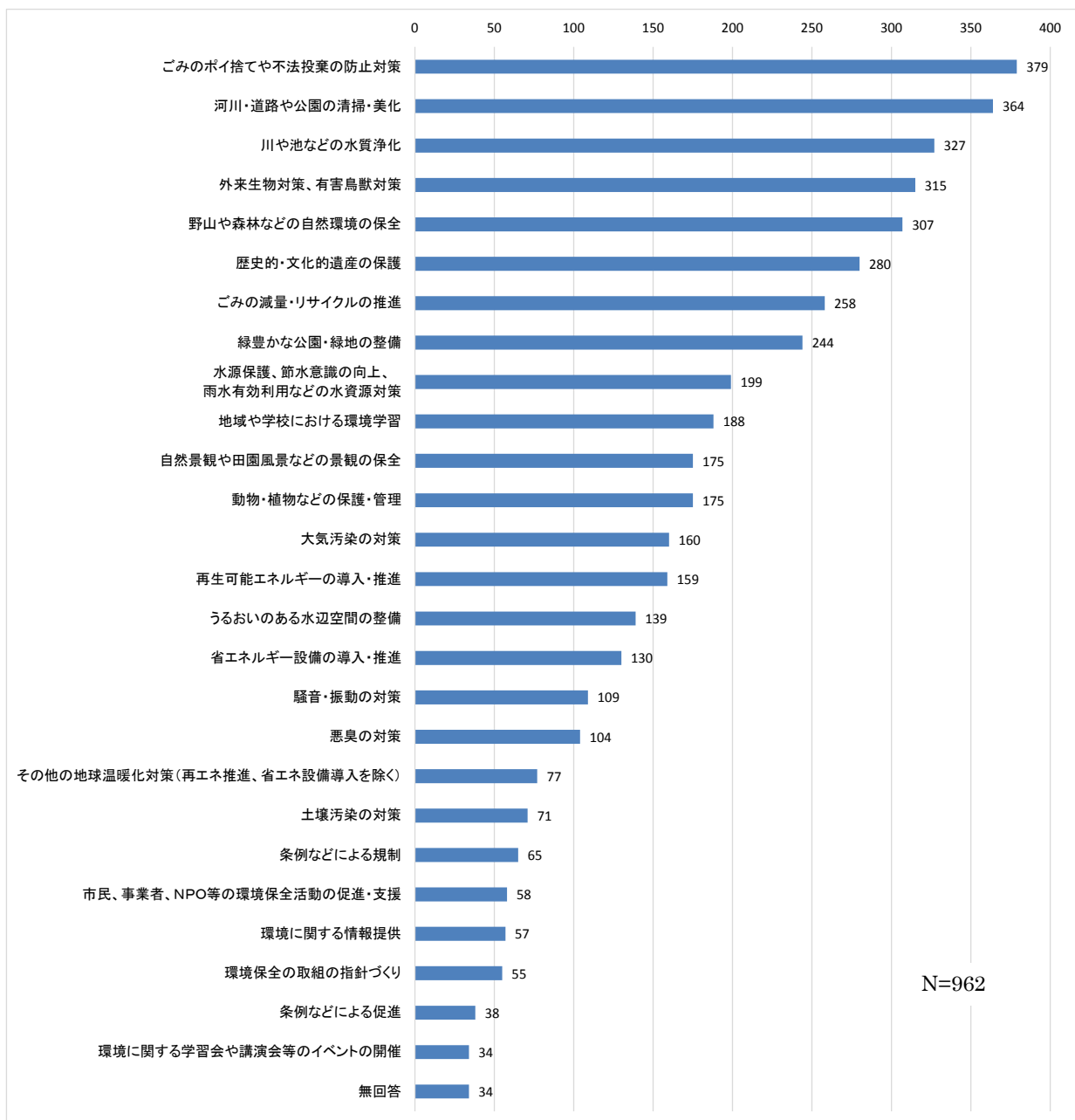


問9 より良い環境づくりを進めるために、尾道市は今後どのようなことに力を入れて取り組むべきだと思いますか。5つを選んで番号に○をつけてください。

「ごみのポイ捨てや不法投棄の防止対策」が378件（39.4%）とほぼ40%の多い回答となっており、さらに「河川・道路や公園の清掃・美化」「川や池などの水質浄化」があがっていることから、「美しいまちづくり」や「環境美化」について市民の課題意識が高いことがうかがわれます。

次いで「外来生物対策、有害鳥獣対策」「野山や森林などの自然環境の保全」という「自然環境の保全」、「歴史的・文化的遺産の保護」が課題としてあがっています。

《複数回答・回答数降順並び替え》

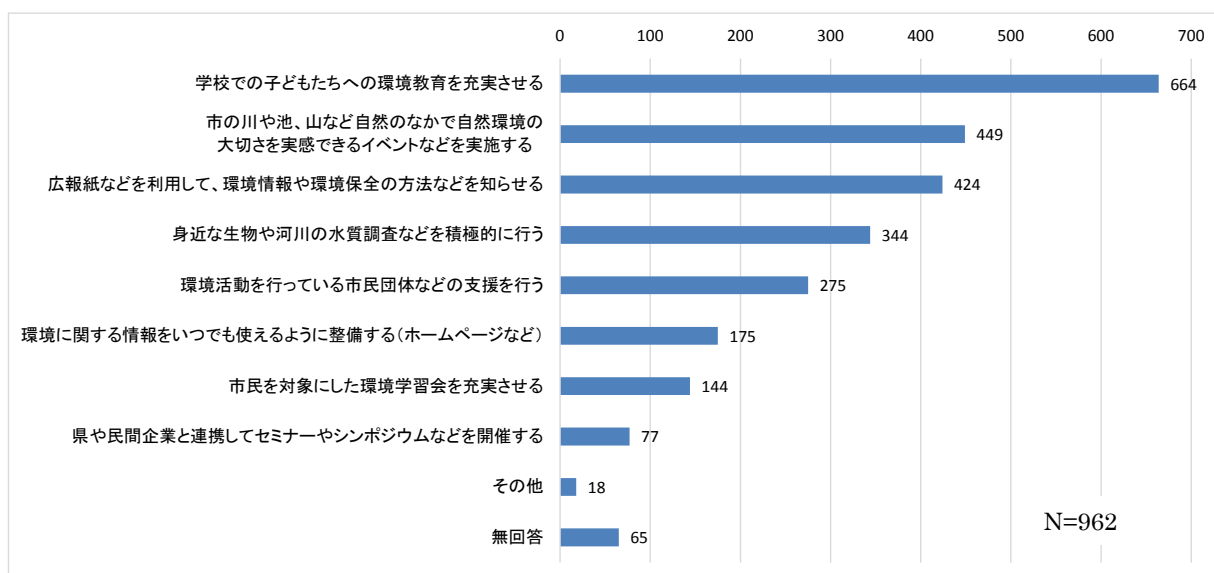


問 10 環境教育や環境学習について、尾道市はどのように進めて行けば良いと思いますか。次の項目から3つを選んで番号に○をつけてください。

「子どもたちへの環境教育を充実させる」が 664 件（69.0%）と要望が高い回答となっています。次いで「市の川や池、山など自然のなかで自然環境の大切さを実感できるイベントなど」があがっています。

《複数回答・回答数降順並び替え》

項目	回答数	割合
学校での子どもたちへの環境教育を充実させる	664	69.0%
市の川や池、山など自然のなかで自然環境の大切さを実感できるイベントなどを実施する	449	46.7%
広報紙などを利用して、環境情報や環境保全の方法などを知らせる	424	44.1%
身近な生物や河川の水質調査などを積極的に行う	344	35.8%
環境活動を行っている市民団体などの支援を行う	275	28.6%
環境に関する情報をいつでも使えるように整備する(ホームページなど)	175	18.2%
市民を対象にした環境学習会を充実させる	144	15.0%
県や民間企業と連携してセミナーやシンポジウムなどを開催する	77	8.0%
その他	18	1.9%
無回答	65	6.8%
合 計	2635	962 人中



問 11 将来の市の環境は、どうなっていたら良いと思いますか。あなたが住みたいと思う「尾道市のイメージ」を言葉で表してください。簡単なキーワードでも、短い文章でもかまいません。自由に記入してください。

※一部抜粋

尾道のイメージ、郷愁、レトロ、変わらない、素敵なまち
郷愁をそそるまち
芸術の町尾道、古き良き町尾道
情緒あふれる風景、癒されるまち
文化的遺産と観光、自然と人々の生活が空間と共有できる町
時間の流れがゆっくりと感じられる環境
海、山、尾道水道、景観、きれい
青い空・青い海・山の緑の豊かさ
海と山の港町
尾道水道と瀬戸内海の島々の美しさが実感できる街並み
坂道の街並み。みんなが守る日本の箱庭的存在の町。海と山のある町
自然、花、緑
自然の恵みを体いっぱいを感じることでできる市
夜は星空を楽しめる、夏は蛍を楽しめる環境。山・海・まちが一体化しているまち
空気、騒音、ごみ クリーン
川や海もきれいなまちづくり
ゴミのポイ捨てが無く水と調和した環境
大気汚染のない、車の騒音のない、ゴミ不法投棄のない、住みよいまちでありたい
子ども、高齢者
子育てしやすい街にしてほしい
高齢者のための憩いの場所や施設が各地域に必要
子どもが安心安全に生活できる環境
安全・安心 静か、穏やか、住みやすい
安心して落ち着いた暮らしができる町であつたら良い
静かなまち、のんびりしたまち、年寄りと子供たちとが触れ合えるまち
人に優しい尾道市
活性化、若者、人口、産業
若者で活気あふれるまち
若い世代から高齢世代まで気持ちよく過ごせるまちであってほしい
観光
観光地として海と自然を大切にして、良い田舎のイメージ
観光と文化の融合
箱町（ジオラマ）“小京都”おのみち。山陽路～山陰～四国～十字路。観光商都

問 12 あなたがずっと大切にしたい、尾道市に残しておきたいと思う場所や施設、風景、伝統行事などを3つ教えてください。

※一部抜粋

千光寺	253 件
千光寺山から眺める尾道港、四方に広がる風景	千光寺道 (尾道の市街地に続く石段の坂道)
千光寺、浄土寺、西国寺など文化遺産	千光寺や桜土手などの桜
千光寺、浄土寺から見える風景	千光寺、尾道水道の景観

尾道水道	101 件
尾道水道 (寺・塔・線路・海)	尾道水道の渡船
尾道水道 (渡船)	日本一の尾道水道
尾道水道から見る千光寺	尾道水道と坂の町 など

海、海岸、海岸沿いの景色	62 件
海・山・島々の美しい風景	きれいな海と渡船
海あり山あり自然の景観美しいと思う	海の水 (漁港など)
瀬戸内の尾道水道の優しい風景	多島美
ゆったりと海に浮かぶ船の光景	海辺の街
海岸通り雁木のある風景	海と遊歩道 など

渡船、船のある風景	18 件
尾道の街並み	10 件
尾道大橋	9 件
因島大橋	5 件

問 13 日ごろ身の回りの環境について感じていることや、尾道市の環境行政に関するご意見、ご要望、環境を良くするためのアイデアなどがありましたら、自由にご記入ください。

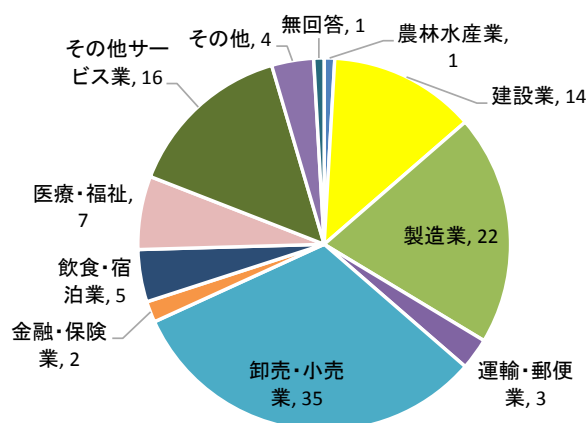
※記入意見は、各主体の取組に反映しています。

2. 事業者アンケート

○属性

1 業種

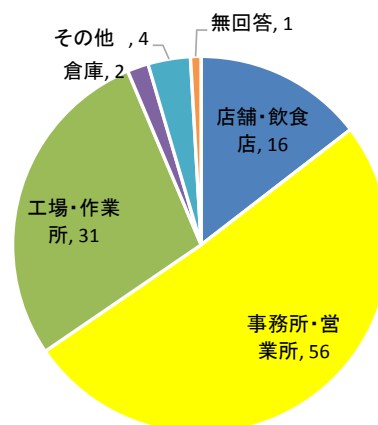
業種	件数	割合
農林水産業	1	0.9%
建設業	14	12.7%
製造業	22	20.0%
運輸・郵便業	3	2.7%
卸売・小売業	35	31.8%
金融・保険業	2	1.8%
飲食・宿泊業	5	4.5%
医療・福祉	7	6.4%
その他サービス業	16	14.5%
その他	4	3.6%
無回答	1	0.9%
合計	110	



その他：不動産 2 件、港湾荷役作業 1 件

2 業務形態

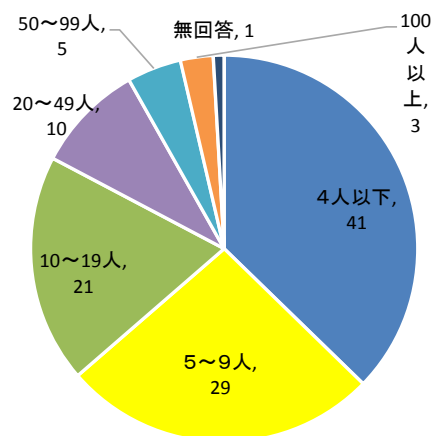
業務形態	件数	割合
店舗・飲食店	16	14.5%
事務所・営業所	56	50.9%
工場・作業所	31	28.2%
倉庫	2	1.8%
その他	4	3.6%
無回答	1	0.9%
合計	110	



その他：診療所 2 件

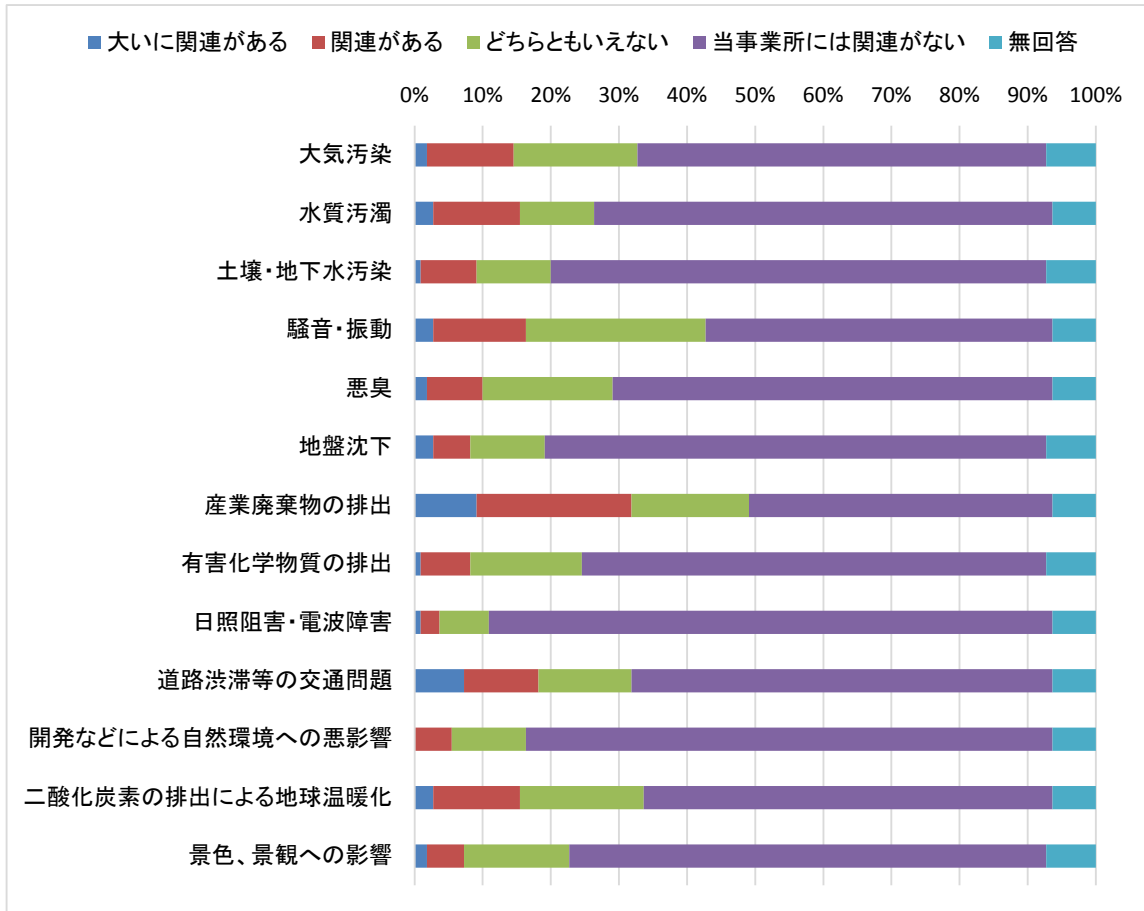
3 従業員数

従業員数	件数	割合
4人以下	41	37.3%
5～9人	29	26.4%
10～19人	21	19.1%
20～49人	10	9.1%
50～99人	5	4.5%
100人以上	3	2.7%
無回答	1	0.9%
合計	110	



問1 貴事業所の事業活動（製造、販売、使用、廃棄など）と、次の環境問題と関連していると思いますか。

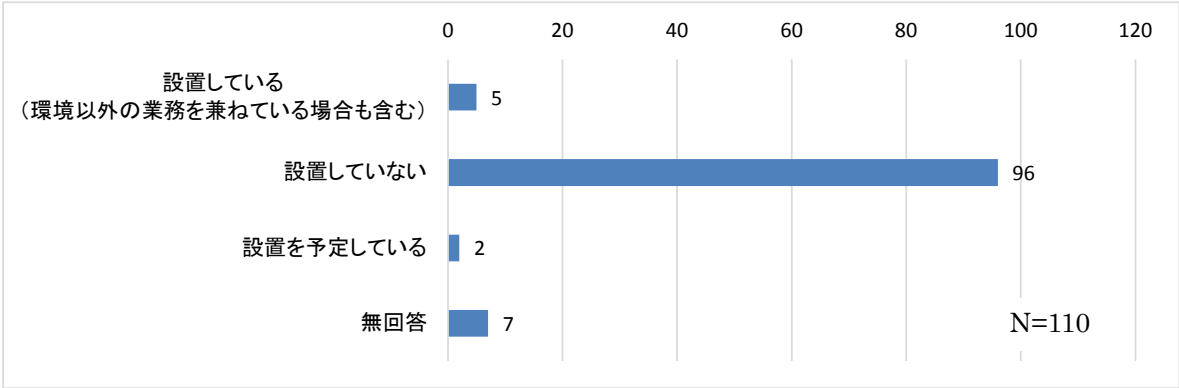
事業活動が「産業廃棄物の排出」に関連するという回答が31.8%と最も多く、次いで「道路渋滞等の交通問題」が18.2%、「騒音・振動」と「水質汚濁」「二酸化炭素の排出による地球温暖化」が15~16%となっています。



N=110

問2 貴事業所では、環境関連の業務や作業を取り扱う部署を設置されていますか。

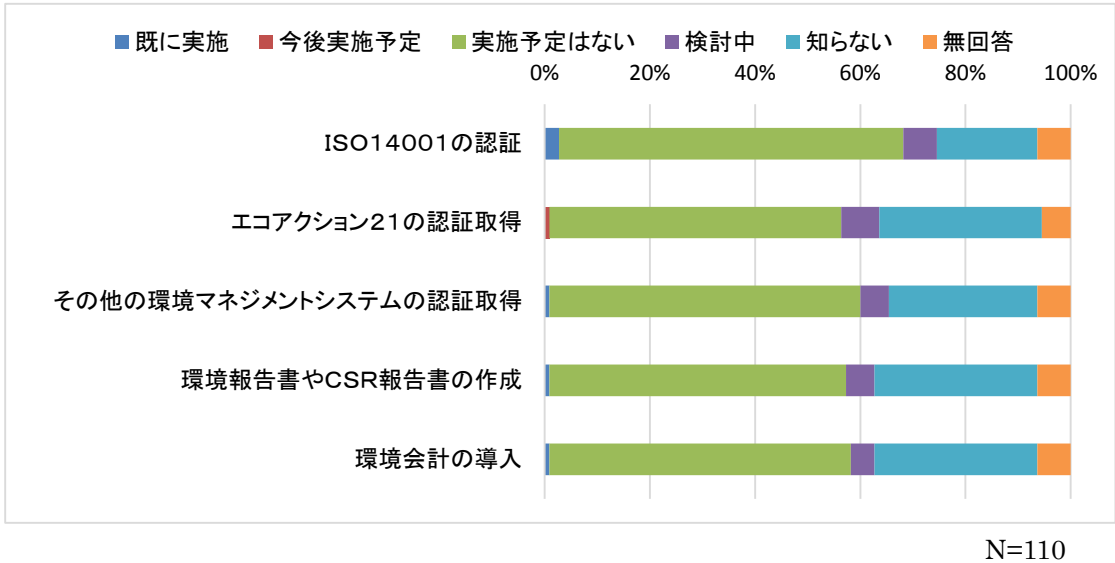
環境関連の部署を設置している事業所が5件(4.5%)、今後設置を予定している事業所は2件(1.8%)となっています。



問3 貴事業所では環境に配慮した経営管理手法の導入について、各項目のあてはまる番号に○をつけてください。

「ISO14001」、「エコアクション21」、「その他の環境マネジメントシステム」の認証を取得している事業所は計4件(3.6%)です。「環境報告書やCSR報告書の作成」「環境会計の導入」が各1件(0.9%)ありました。

検討中が各5~8件(4.5%~7.3%)ある一方で、「エコアクション21」などを「知らない」とする回答が30件(30%)程度あります。



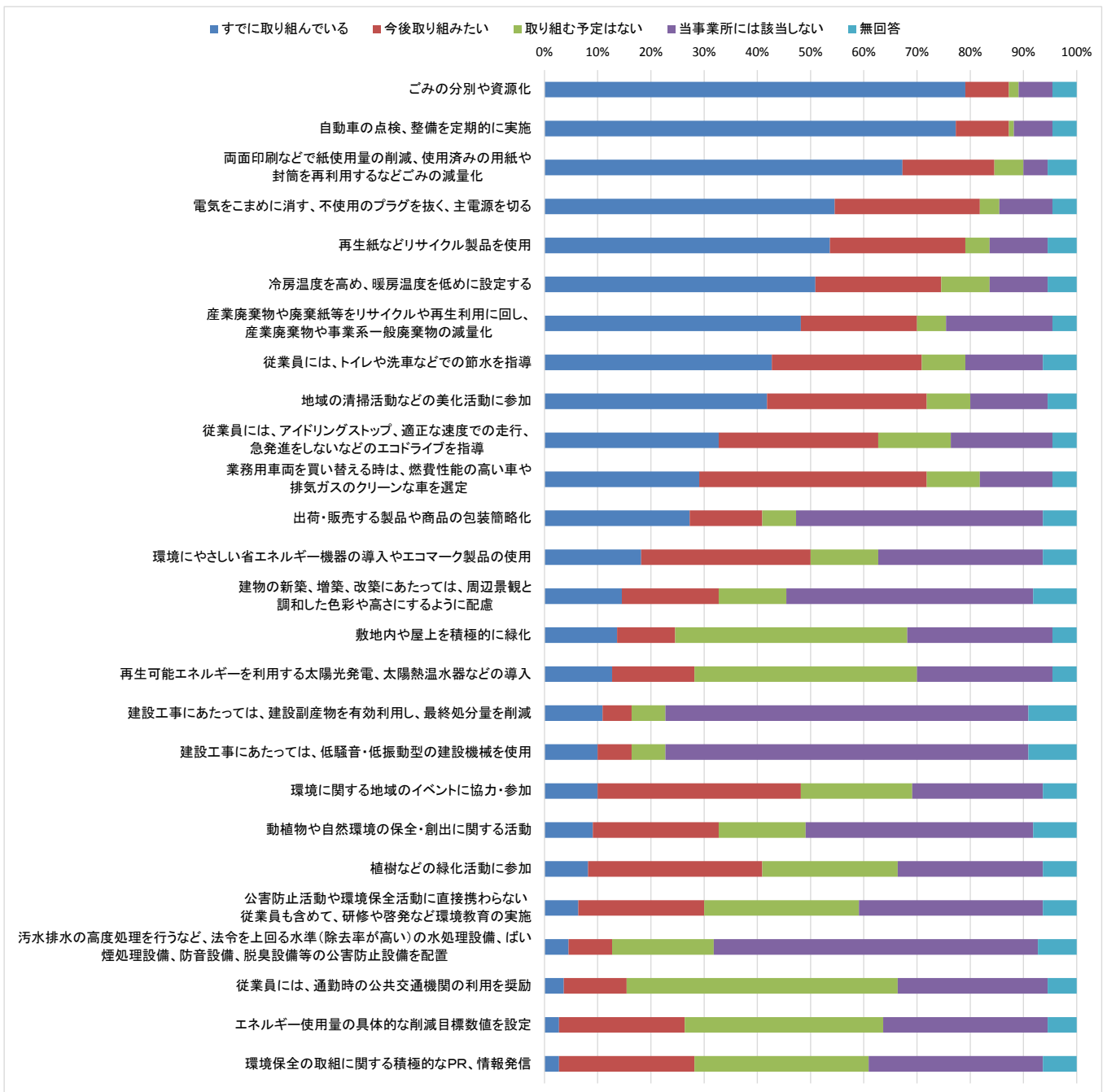
問4 次の環境保全に向けた行動に関して、貴事業所の現状や、今後のお考えについて各項目のあてはまる番号に○をつけてください。

「ごみの分別や資源化」と「自動車の点検、整備を定期的実施」は75%以上が実施しています。その他省エネルギーや省資源など経費削減に直接つながる取組は、実施率が高くなる傾向があります。

「環境保全の取組に関する積極的なPR、情報発信」「エネルギー使用量の具体的な削減目標数値を設定」「従業員には、通勤時の公共交通機関の利用を奨励」は3~4%の実施率しかない状況です。

その他の記入回答として「毎月初日営業日の周辺清掃活動」がありました。

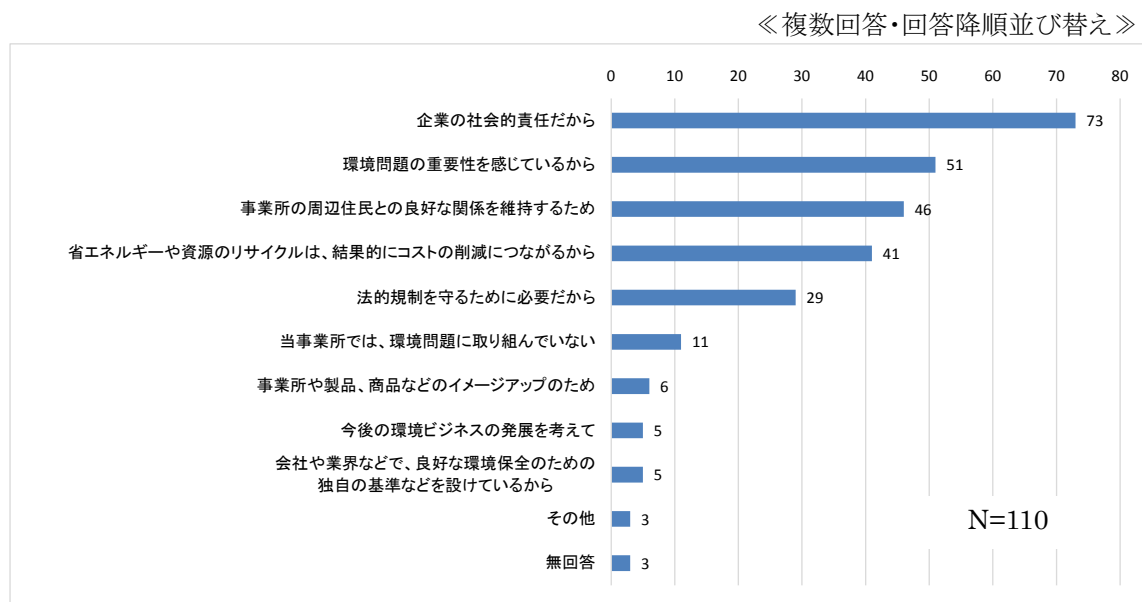
《「すでに取り組んでいる」降順並び替え》



N=110

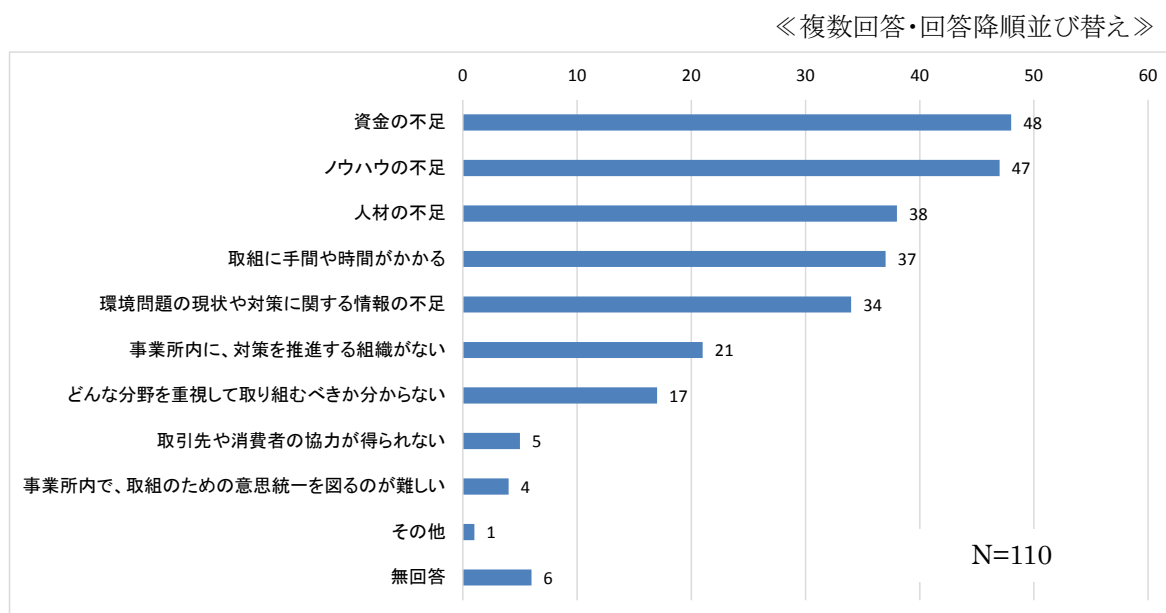
問5 貴事業所の環境保全への取組みの理由について、次の項目から3つまで選んで○をつけてください。

環境対策に取り組む理由については、「企業の社会的責任」が73件（66.4%）と、大半の事業者が社会的責任を意識しています。「環境ビジネスの発展を考えて」や「イメージアップのため」とは大きな差が表れています。



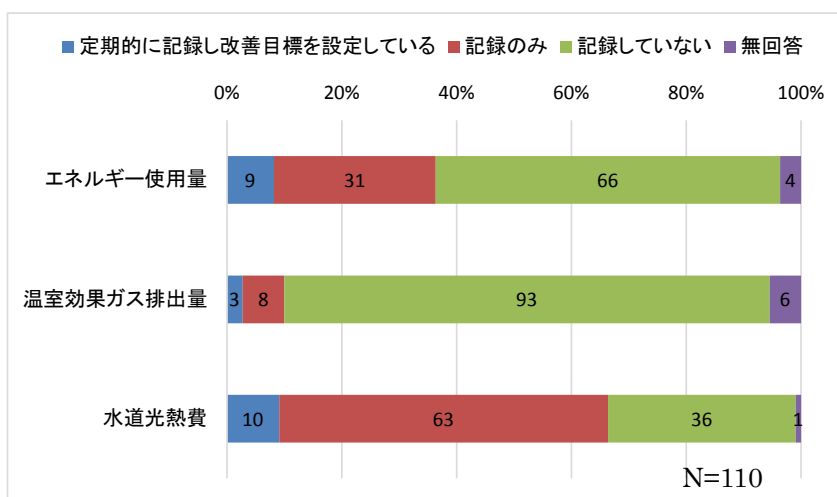
問6 環境保全に向けた取組を進める上での問題・課題で特に重要と思われることについて、次の項目から3つまで選んで○をつけてください。

「資金不足」48件（43.6%）、「ノウハウの不足」47件（42.7%）と多い回答です。これと「人材の不足」については、EMSを導入し環境保全活動を積極的に進めている事業所も、そうでない事業所も同様に選択している項目です。



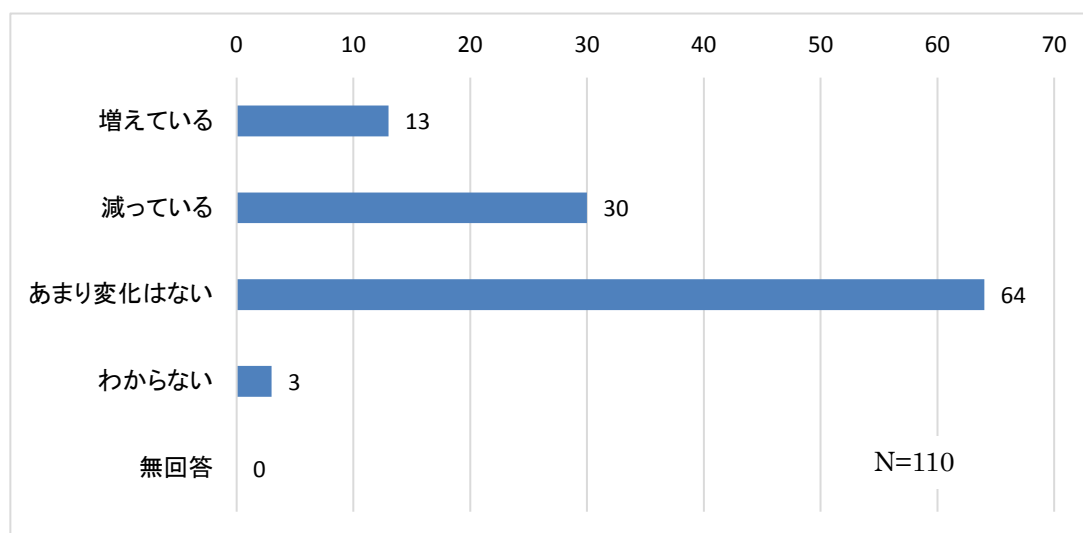
問7 貴事業所におけるエネルギー使用量、温室効果ガス排出量（CO₂のみでも可）、水道光熱費についてどのように把握していますか。

「エネルギー使用量」「水道光熱費」と比較して、経理上の記録が残らない「温室効果ガス排出量」の把握は少なく11件（10.2%）です。エネルギー使用量や水道光熱費については、経理上の記録が残るもの（金額だけでも）であるため、「記録していない」という回答は、「環境を意識して記録していない」ということを示していると考えられます。



問8 貴事業所で消費するエネルギー（電力・ガス・灯油、自動車のガソリン等）の使用量は、ここ数年間で変化していますか。

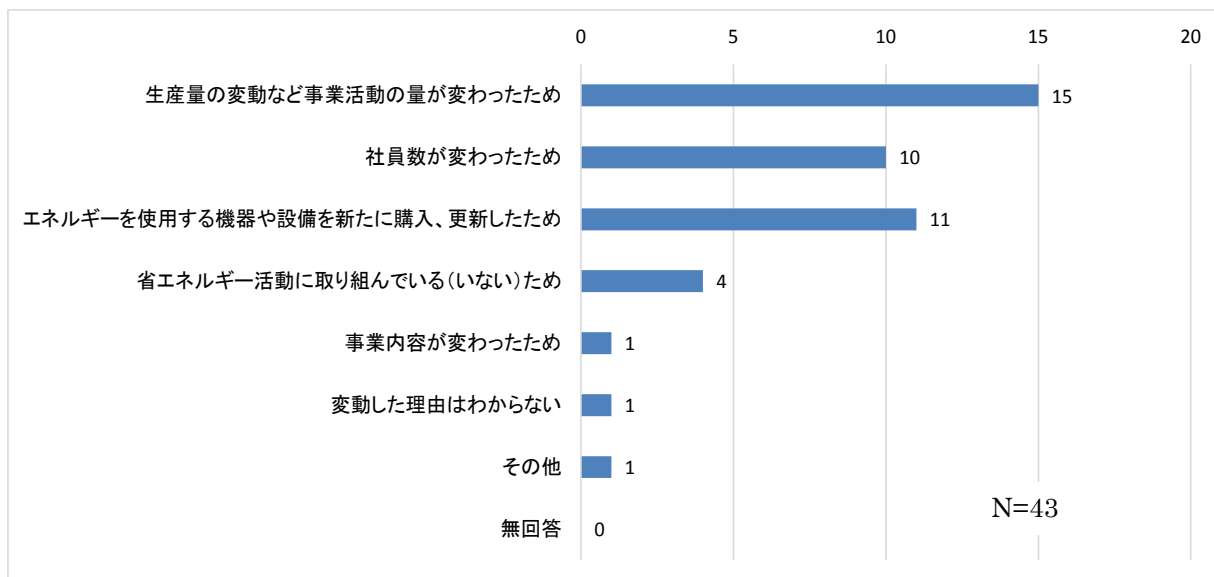
エネルギー消費量は「増えている」の13件（11.8%）に対して、「減っている」が30件（27.3%）と多い回答となっています。



問9 問8で「1. 増えている」、「2. 減っている」と答えた方にお聞きします。変化の理由として思い当たることはありますか。

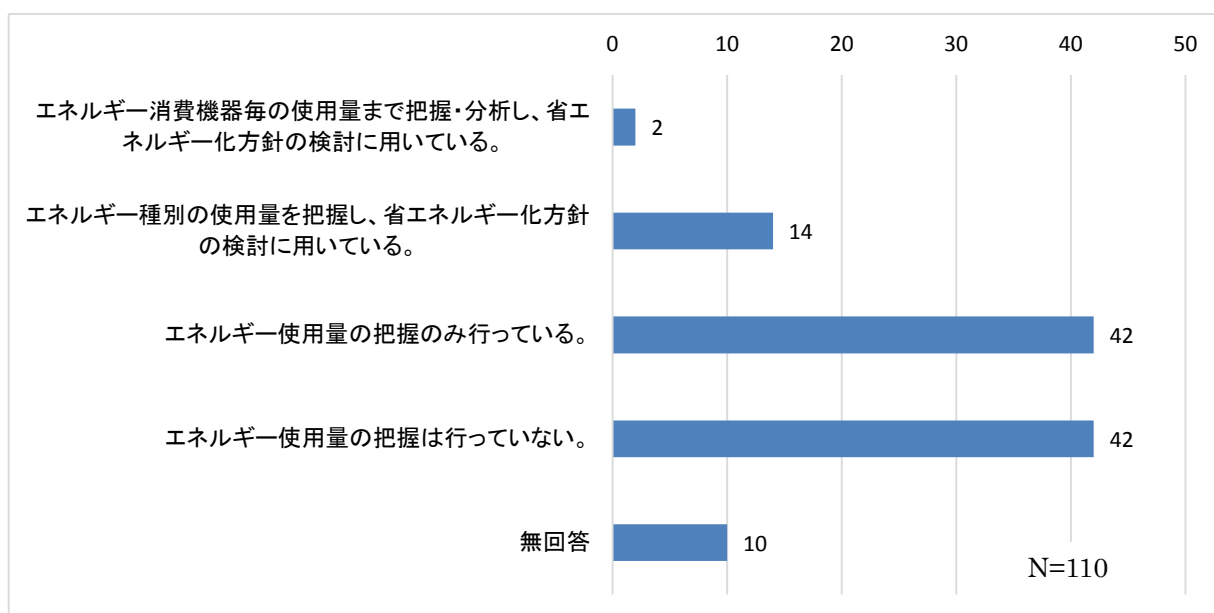
問8の変化の要因は、「生産量の変動など事業活動の量が変わったため」ことが大きいと認識されています。

《回答降順並び替え》



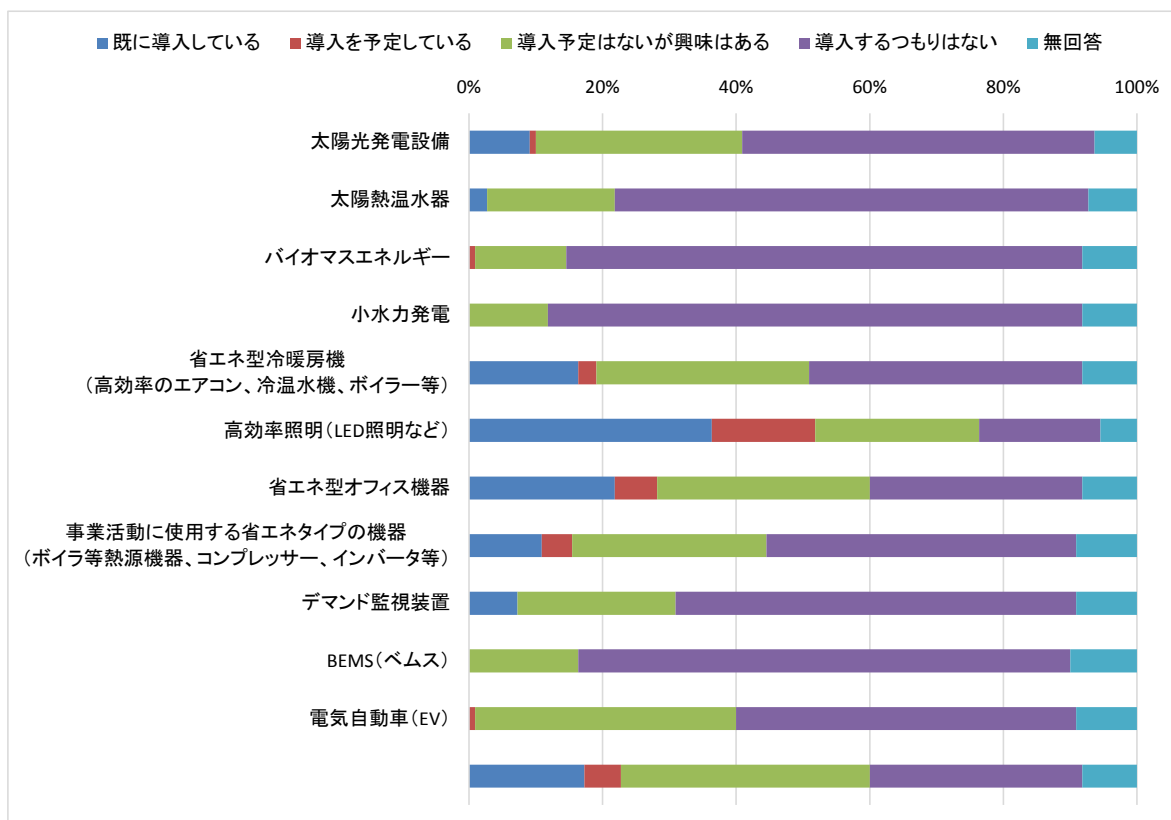
問10 貴事業所では把握したエネルギー使用量等をもとに省エネルギー化などの検討を行っていますか。

エネルギー機器毎、エネルギー種別の使用量を把握して「省エネルギー化の方針を検討している」とする回答は計16件(14.5%)となっています。



問 11 貴事業所では、再生可能エネルギー、省エネルギー機器を利用していますか。

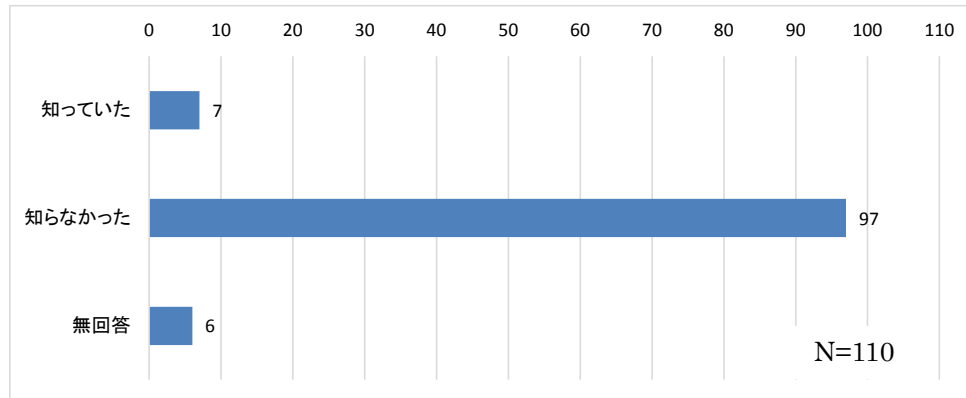
事業所では、省エネルギー機器の活用が多い回答となっています。特に「高効率照明（LED照明など）」は40件（36.4%）が導入済みであり、さらに導入予定も17件（18.7%）あり、今後のさらなる普及が期待されます。



N=110

問12 (一財)省エネルギーセンターが実施している「無料省エネ診断サービス」をご存知ですか。

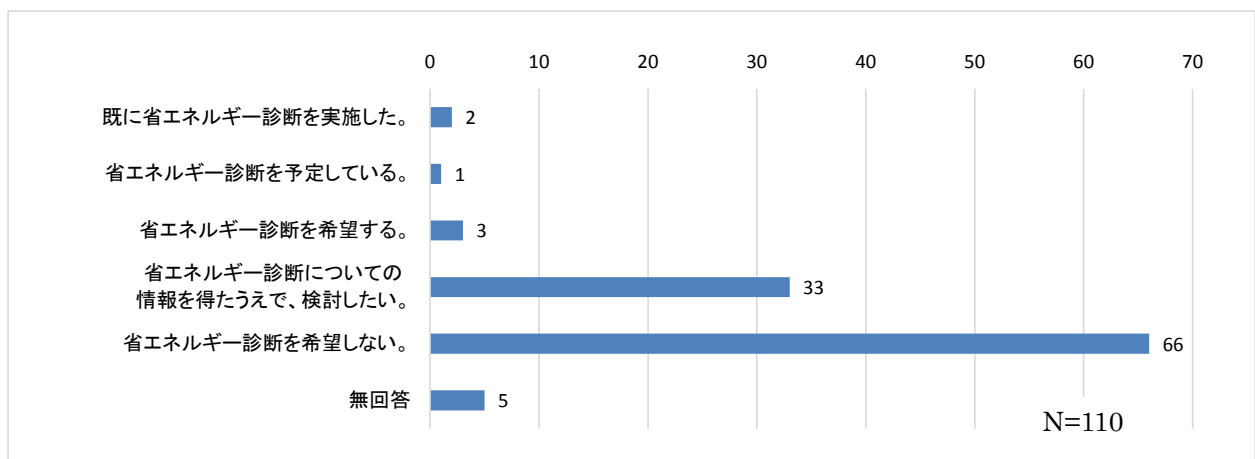
「知っている」はわずかに7件(6.4%)です。



問13 「無料省エネ診断サービス」を実施したいと思いますか。

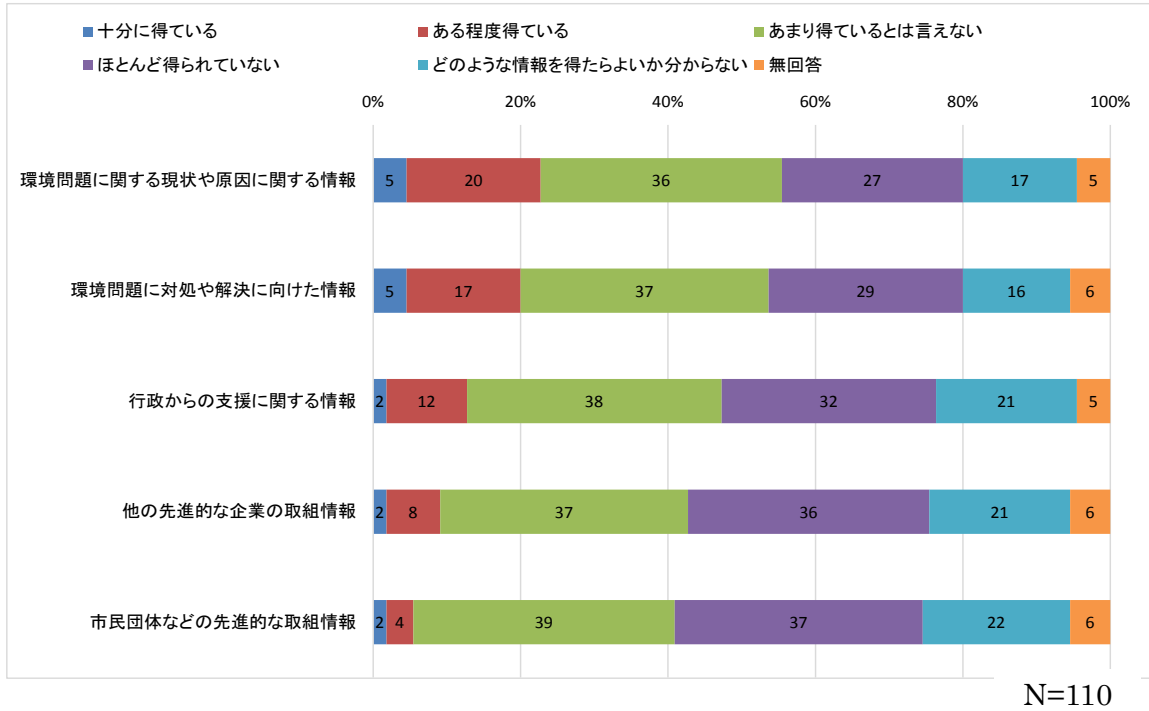
省エネルギー診断を「既に実施」が1件、「予定している」が1件、「希望する」が1件の回答となっています。

「省エネルギー診断を希望しない」の理由として「エコアクションで診断済みのため」との回答がありました。



問 14 貴事業所では、環境保全等に関する情報を十分に得ていると思いますか。

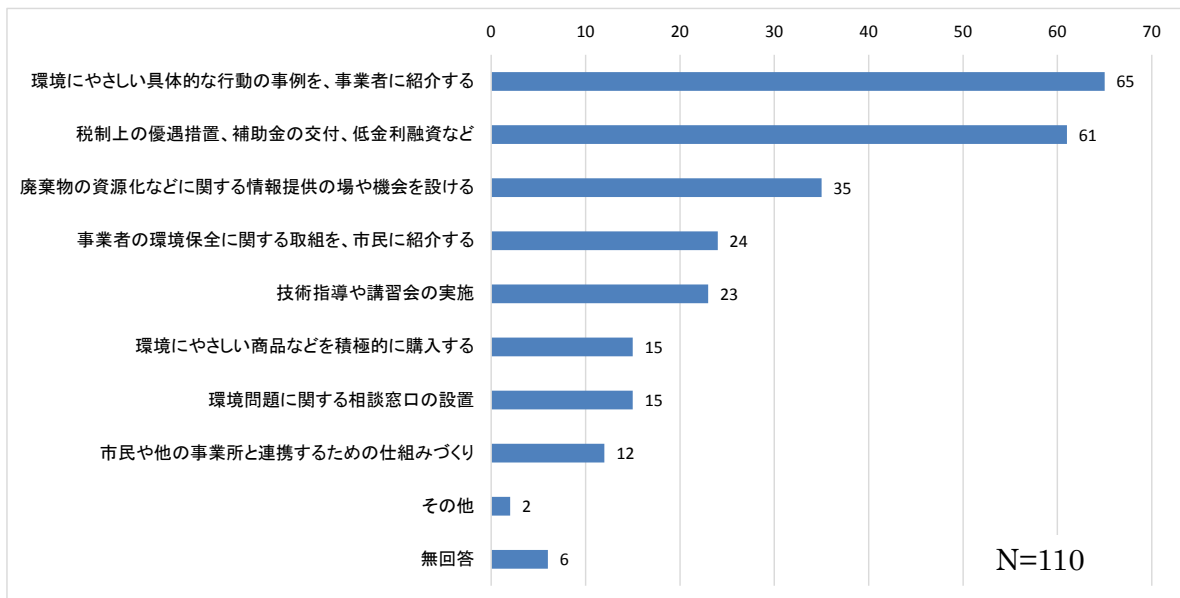
環境問題に関する情報について、「十分に得ている」と「ある程度得ている」の回答を合わせても 20%程度となっています。



問 15 環境保全に向けた取組を進める上で、尾道市は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。

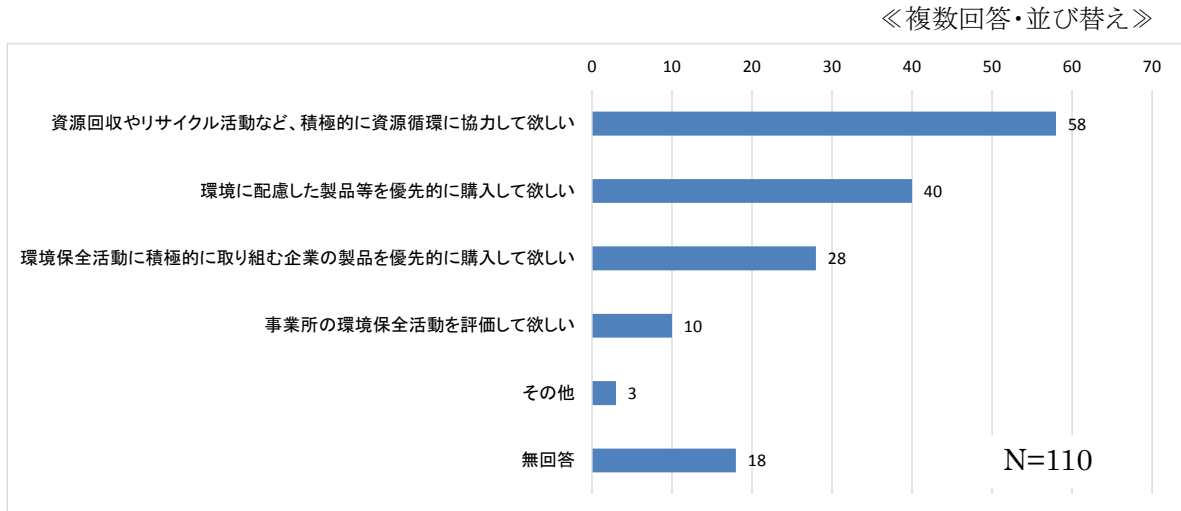
「環境にやさしい具体的な行動の事例を、事業者を紹介する」が 65 件 (59.1%) と「税制上の優遇措置、補助金の交付、低金利融資など」が 61 件 (55.5%) と、この 2 項目について半数以上の事業者が要望しています。

《複数回答・回答降順並び替え》



問 16 環境保全を進めるため、市民に協力を求めたいことはありますか。

事業者は、市民に対して、「リサイクル活動、資源循環」への協力を求めている結果となっています。



問 17 このほか、環境全般について、ご意見・ご要望などがありましたら、自由に記入してください。

※記入意見は、各主体の取組に反映しています。

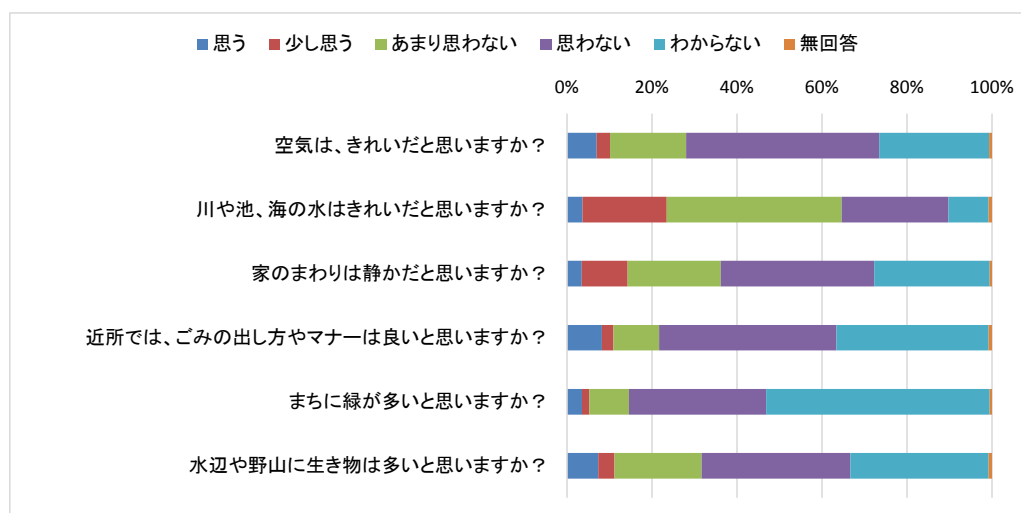
3. 中学生アンケート

問1 学校名を書いてください。

学校名	生徒数	回収数	学校名	生徒数	回収数
久保	67	53	向東	71	68
長江	89	85	御調	64	58
栗原	125	113	向島	123	117
吉和	34	29	因島南	85	80
日比崎	76	73	因北	66	62
美木	72	72	重井	16	16
高西	134	129	瀬戸田	53	50
百島	4	4	尾道学園尾道	21	21
浦崎	14	14	—	—	—
合 計				1,114	1,044

問2 あなたが住んでいるまちの環境についてどう思いますか。

まちの環境について、厳しい評価になっています。、きれいだと「あまり思わない」と「思わない」を加えた回答率が、「空気」が63.3%、「水」は66.3%となっています。「静かさ」についても58.0%であり、過半数が良く思っていない状況です。

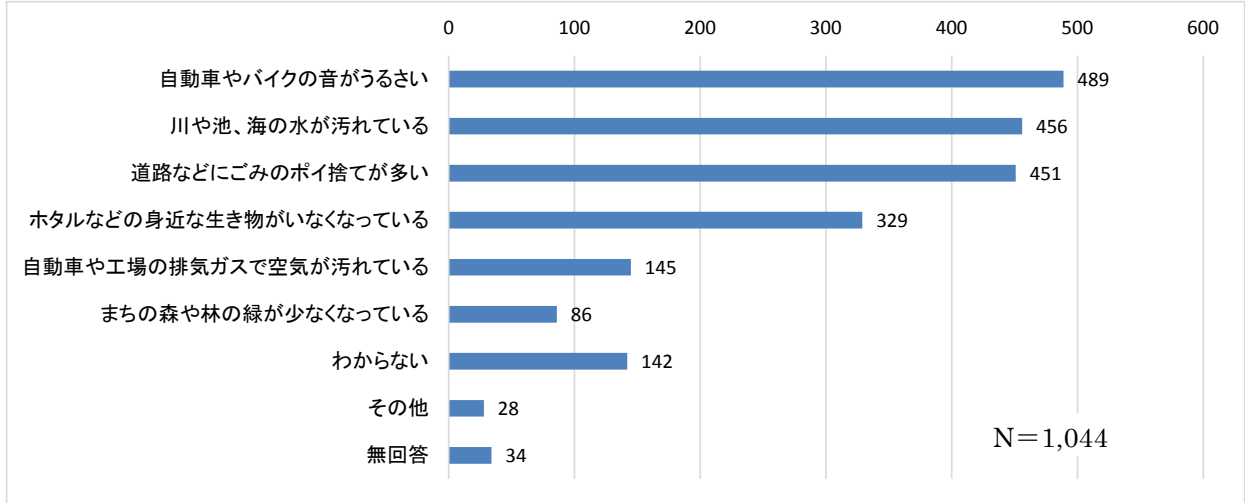


N=1,044

問3 あなたの家や学校のまわりで、気になっている環境問題はありますか。

問2とも連動して「自動車やバイクの音」「川や池、海の水」、さらに「ごみのポイ捨て」が気になっているとする回答が多くなっています。

《複数回答・並び替え》



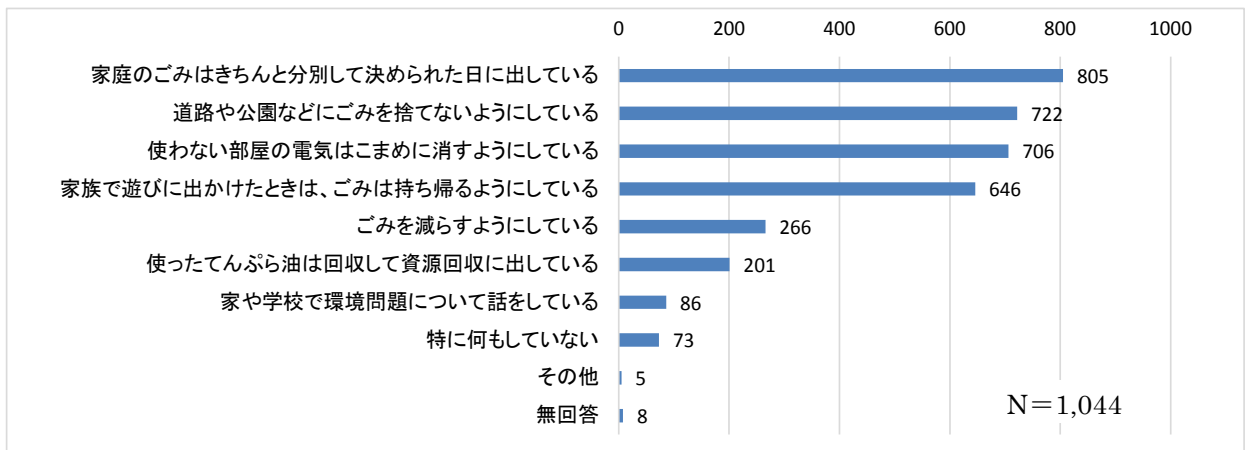
その他記入

坂が多い	野良犬が多く、そしてうるさい。
タバコを吸いながら歩く人を時々見かける	選挙活動や町内放送の音がうるさい
人が多すぎる	イノシシがよく畑を荒らす
海にゴミが多い	

問4 あなたやあなたの家庭で環境に対して気をつけていることは何ですか。

直接取り扱うことが少ない「てんぷら油の回収」以外の自分たちで実行できることに対しては、気をつけているとする回答が多くあります。今後、「ごみを減らす」が高くなることを期待します。

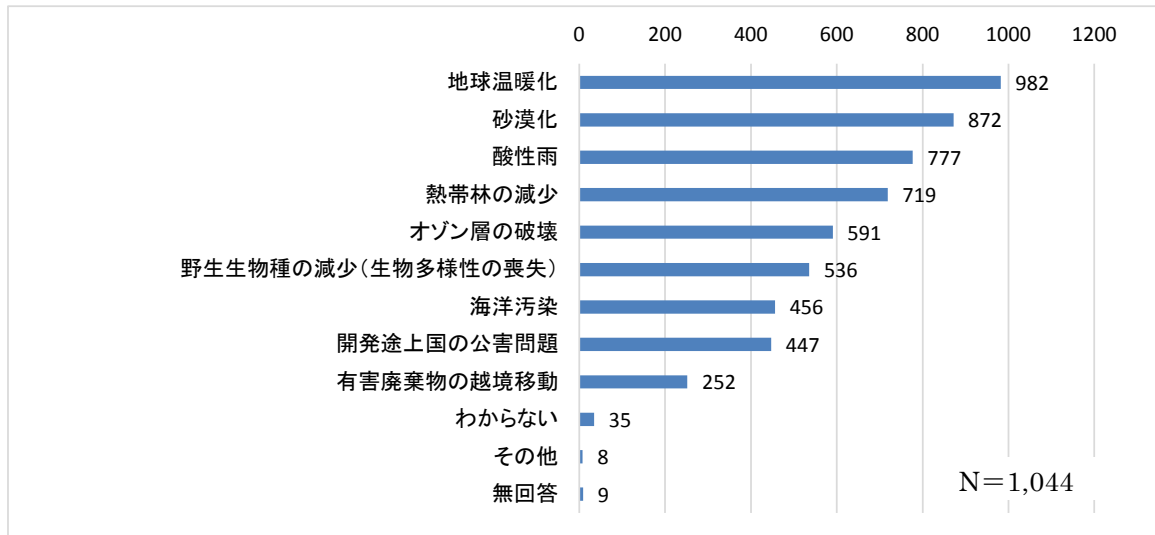
《複数回答・並び替え》



問5 環境問題で、あなたが知っているもの、聞いたことがあるものをいくつでも選んで番号に○をつけてください。

「地球温暖化」は回答してくれた生徒のほとんどが知っている問題となっています。その他にも、個別の問題が記入されており、多様な問題が認知されていることがうかがわれます。

《複数回答・並び替え》



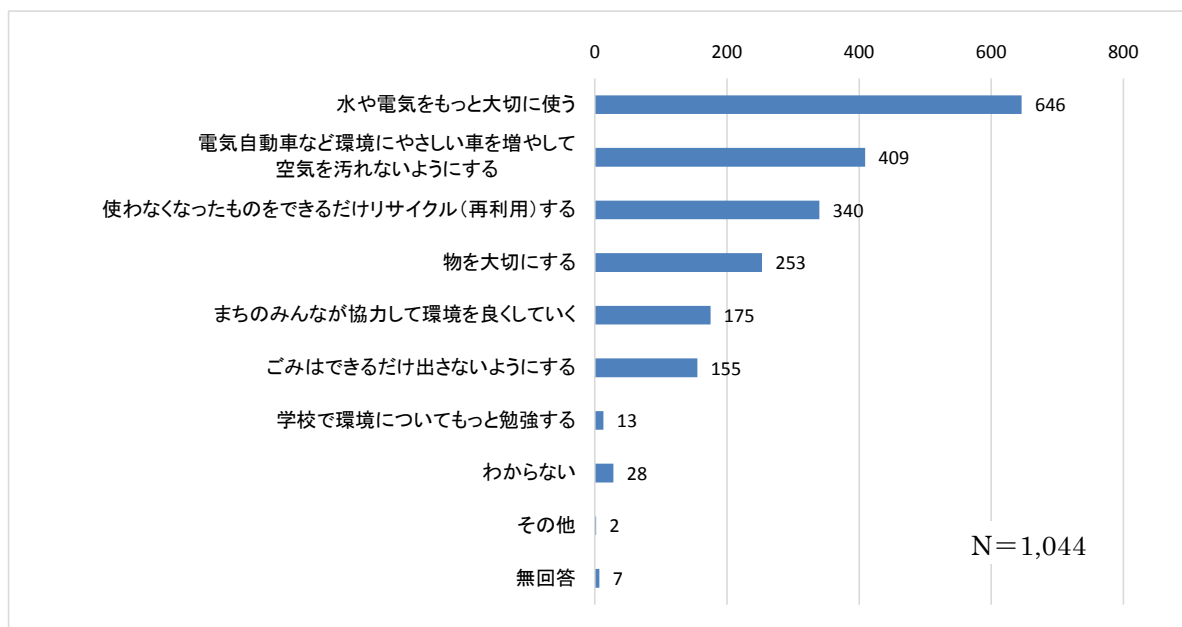
その他記入

PM2.5などの有害物質が風によって運ばれること
物資の使い過ぎで木々資源が減少している。
人口増加
海洋汚染による新種の生物の誕生
大気汚染
空気汚染
ゴミ問題
自然破壊
永久凍土が温暖化で解けている
海水が上がっている
海面上昇
日本に移住している人ややって来る人のマナーの違い

問6 あなたは、地球環境を良くしていくために、どのようなことをしなければいけないと思いますか。

「水や電気を大切に使う」が61.8%と回答が多くなっています。次いで、「電気自動車など環境にやさしい車を増やす」となっています。

《複数回答・並び替え》



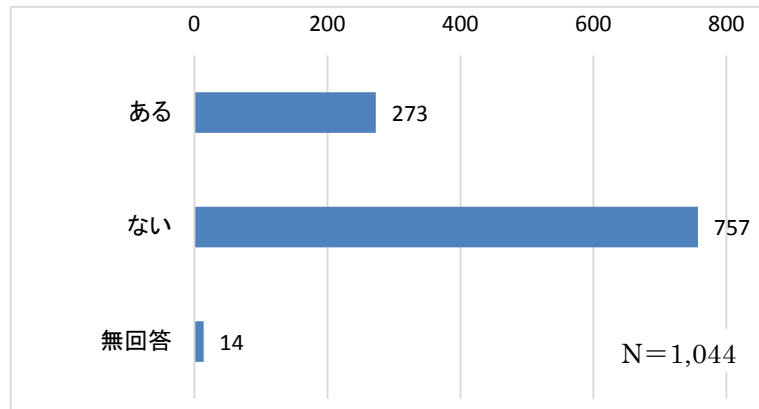
その他記入

いらぬ物をなくしていくこと
ポイ捨てをしない
環境に対する授業をもっと増やすべき

問7 あなたは、自然体験教室や生物調査などに参加したことがありますか。

参加したことが「ない」が、757件72.5%と多い回答となっています。記入回答には、「小学生の時に」という記入回答がみられることから、小学生の時に比較して中学校での体験学習などの回数が少ないことなどが要因とも考えられます。

記入回答には、様々な活動やメニューがあがっています。

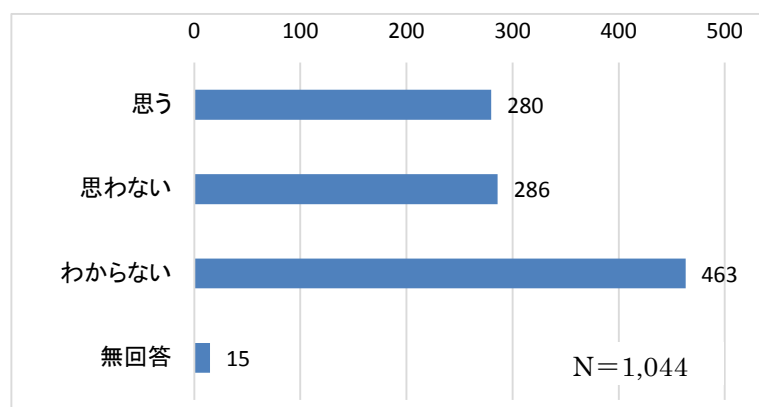


参加経験のある活動など

記入回答	件数	記入回答	件数
海での生物調査、海の探検	11	林間学校	2
山海島体験学習	10	YMCA	1
カレイの放流、ヒラメの放流	3	文化財愛護少年団の体験教室	1
干潟調査	3	シティクリーニング	3
洋上セミナー	2	山や海、川などの清掃	2
川で生き物を調べた、川の生物調査	36	田園民宿～緑を増やそう～	1
水辺教室	12	ボーイスカウトのキャンプ	1
藤井川の生物調査	5	離島に行って、そこに生息する生き物を発見する	1
ホテルの棲む川の調査	4	コメの稲刈りや田植	1
水質検査	3	百島こども会	1
門田川にいる生物を調べる教室	2	ボランティア	1
高見山の森づくり、清掃活動	12	魚を捕る、鮎を捕る、アサリ捕り	4
鳴滝山の植樹、清掃	6	クイズに答えながら生き物を捕まえた	1
植樹	4	少年自然の家に泊まったことが三回ある	1
野外キャンプ	23	森林についての勉強、川魚について	1
野外活動	8	EM菌を川に流した	8
学校の授業、自然体験学習	5		

問8 あなたは、自由に参加できる自然体験教室などがあれば、参加してみたいと思いますか。

参加したい「思わない」が「思う」を若干上回っていますが、どちらも30%以下の回答率です。44.3%が「わからない」と回答していることから、自然環境保全の観点からは、子どもたちに参加してみたいと思わせる、魅力ある企画とPRの必要性が感じられます。

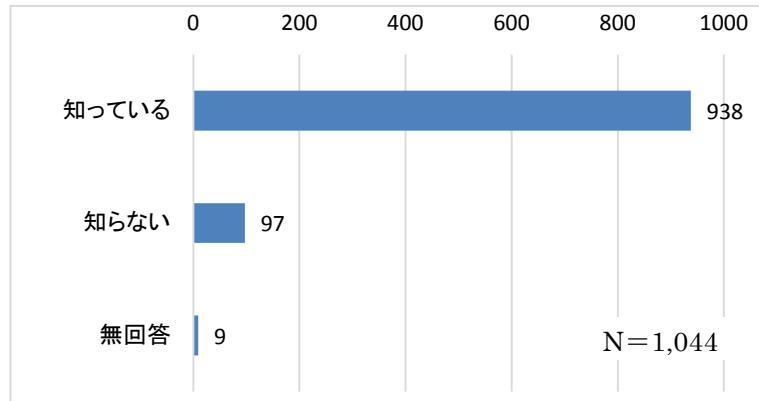


参加したい活動など

記入回答	件数	記入回答	件数
野外キャンプ	138	森を歩く	1
干潟調査	7	もっと自然を体験したい	1
生物関係のもの	6	自然を大切にする活動	1
川の生物調査	2	高見の森づくり	1
水の中を調査する	2	植樹	1
海洋生物の調査	2	自然保護学習	1
ゴミ拾いボランティア	2	野生動物を見ることができること	1
山や海などの生物についての調査	1	川掃除	1
虫の観察	1	エコツーリズムのような観光	1
山の植物検査	1	いろいろなもの	1
川などに入って生き物(野生)が昔に比べてどのように数が変化したか	1	汚染実験	1
生物についてもっとしりたい 減らないように	1	ものをなるべく使わない、無人島生活	1
海での自然体験教室	1	森のアスレチック体験、ツリーハウス造り	1
水質調査	1		

問9 あなたは「再生可能エネルギー」ということばを、知っていますか。

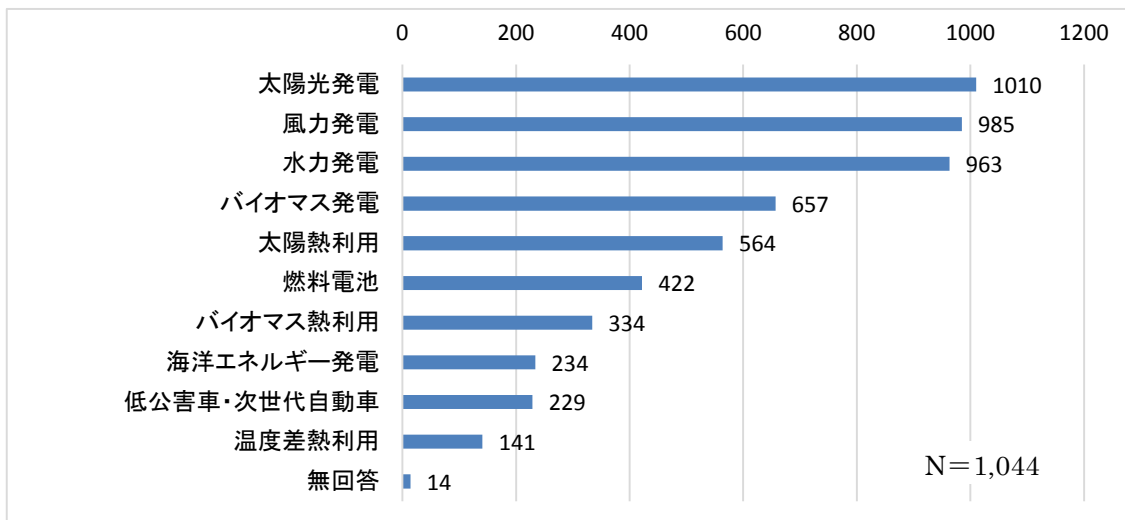
「再生可能エネルギー」は、ほとんどの生徒が「知っている」と回答しています。



問10 再生可能エネルギーなどの地球にやさしいエネルギー利用には、次のようなものがあります。知っているものの番号に○をつけてください。

既に普及が進んでいる「太陽光発電」「風力発電」「水力発電」は、ほとんどの生徒が知っている」と回答しています。「燃料電池」ほか、回答率の低いものも、今後普及が進むとともに認知度が向上することが望めます。

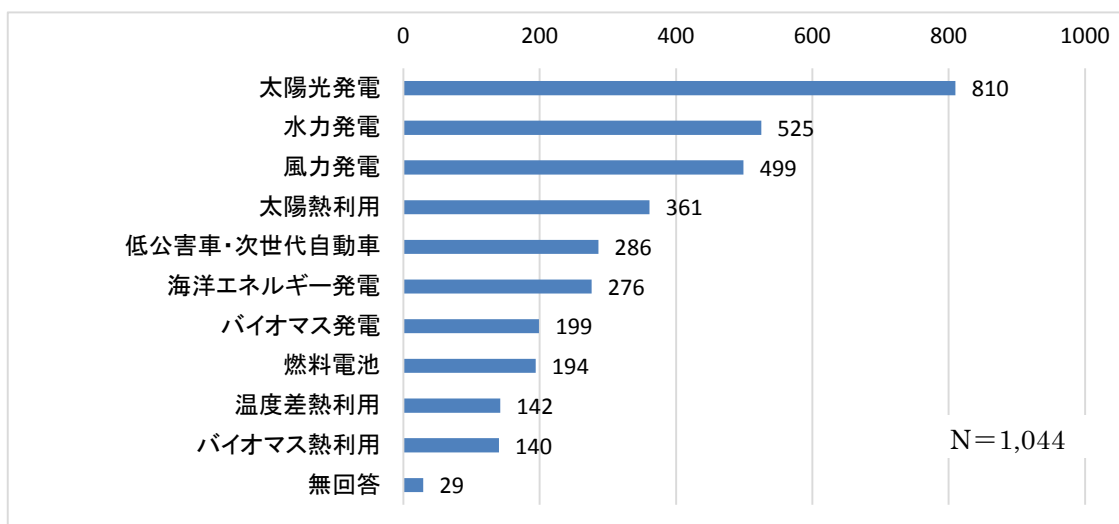
《複数回答・並び替え》



問 11 尾道市で増えたらよいと思う再生可能エネルギーなどの利用はどれですか。

「太陽光発電」が 810 件 77.6%と期待の大きい再生可能エネルギーとなっています。
認知度では、下位にあった「低公害車・次世代自動車」「海洋エネルギー発電」が中位に上がっています。

《複数回答・並び替え》



問 12 身近な場所や尾道市の環境について、気になっていることやこうしてほしいと思うことなどがあれば自由に書いてください。

※回答は、各主体の取組に反映しています。

【資料 2】 策定の経緯

(1) 会議等の開催

《平成 27 年度》		
平成 27 年 12 月 7 日	第 1 回 環境保全対策 連絡協議会	(1)尾道市環境基本計画の改定について (2)尾道市環境審議会について
平成 27 年 12 月 18 日	第 1 回 環境審議会	(1)会長の互選 (2)尾道市環境基本条例について (3)尾道市環境審議会について (4)尾道市環境基本計画の改定について
平成 28 年 2 月 15 日	第 2 回 環境保全対策 連絡協議会	(1)現行尾道市環境基本計画の取組進捗状況について (2)次期尾道市環境基本計画について (3)第 4 次広島県環境基本計画（素案）について
平成 28 年 2 月 23 日	第 2 回 環境審議会	(1)現行尾道市環境基本計画の取組進捗状況について (2)次期尾道市環境基本計画について (3)第 4 次広島県環境基本計画（素案）について

《平成 28 年度》		
平成 28 年 6 月 20 日	第 1 回 環境保全対策 連絡協議会	(1)次期尾道市環境基本計画策定スケジュールについて (2)アンケート調査（案）について (3)現行尾道市環境基本計画の取組進捗状況等について
平成 28 年 7 月 4 日	市長から尾道市環境審議会へ諮問	
平成 28 年 7 月 4 日	第 1 回 環境審議会	(1)次期尾道市環境基本計画策定スケジュールについて (2)アンケート調査（案）について (3)現行尾道市環境基本計画の取組進捗状況等について
平成 28 年 9 月 3 日	市民 ワークショップ	(1)尾道の環境の良いところ・悪いところ (2)将来も住み続けたい尾道の姿
平成 28 年 9 月 23 日	第 2 回 環境保全対策 連絡協議会	(1)アンケート調査結果について（中間報告） (2)市民ワークショップ実施報告について (3)（仮称）第 2 次尾道市環境基本計画 構成（案）・施策 体系（素案）について
平成 28 年 10 月 7 日	第 2 回 環境審議会	(1)アンケート調査結果について（中間報告） (2)市民ワークショップ実施報告について (3)（仮称）第 2 次尾道市環境基本計画 構成（案）・施策 体系（素案）について
平成 28 年 12 月 8 日	第 3 回 環境保全対策 連絡協議会	(1)第 2 次尾道市環境基本計画（素案）について (2)第 2 次尾道市環境基本計画策定スケジュールについて

平成 28 年 12 月 19 日	第 3 回 環境審議会	(1) 第 2 次尾道市環境基本計画（素案）について (2) 第 2 次尾道市環境基本計画策定スケジュールについて
平成 29 年 2 月 10 日	第 4 回 環境保全対策 連絡協議会	(1) パブリックコメントの実施結果報告について (2) 第 2 次尾道市環境基本計画（案）について
平成 29 年 2 月 21 日	第 4 回 環境審議会	(1) パブリックコメントの実施結果報告について (2) 第 2 次尾道市環境基本計画（案）について
平成 29 年 3 月 1 日	尾道市環境審議会から市長へ答申	



尾道市環境審議会



市民ワークショップ

(2) 尾道市環境審議会 委員名簿

[任期] 平成 27 年 12 月 18 日～平成 29 年 12 月 17 日

名前	所属・役職	備考
荒井 貴史	尾道市立大学 教授	会長
奥本 美智子	ひろしま女性大学尾道の会 副会長	
樫本 登美子	尾道商工会議所 女性会副会長	
川崎 育造	一般社団法人尾道観光協会 会長	
河村 敏成	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課長	平成 28 年 4 月 21 日まで
松浦 孝易	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課長	平成 28 年 4 月 22 日から
木曾 奈美	尾道市 PTA 連合会おのみち母の会さくら 代表	
實井 公子	尾道市市民生活部 部長	
白井 孝治	市民	
新宅 活巳	広島経済同友会尾道支部 総務部会長	
久木 拓人	尾道市立大学 (学生)	
比本 学志	尾道市農業協同組合 経済事業専任理事常務	
村上 洋治	市民	
村田 吉三	一般社団法人尾道市公衆衛生推進協議会 理事長	
横田 貞子	尾道市保健推進員連絡協議会 会長	

平成 29 年 3 月現在、敬称略

【資料3】尾道市環境基本条例

尾道市環境基本条例

平成17年（2005年）3月23日
条例第136号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策（第8条―第22条）

第3章 環境審議会（第23条―第29条）

第4章 その他（第30条）

付則

（前文）

わたしたちの尾道は、瀬戸内海、尾道三山など美しく豊かな環境に恵まれ、瀬戸内の十字路としての長い歴史の流れの中で、生活を営み、産業を興し、自然と調和のとれた都市景観、個性ある文化を創り出してきた。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済活動は、環境の恵みである資源を消費し、不用物を排出する営みでもあり、環境に大きな負荷を与えている。

また、自然の復元力を超えるまでに大きくなりつつある人間の活動は、自然の生態系を破壊するだけでなく、地球の温暖化、オゾン層の破壊や海洋汚染などの地球的規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、健康で文化的な生活を営むことは、現在及び将来の市民の権利であり、この環境を守り育て、将来の世代に継承していくことは、市民の責務である。

わたしたちは、環境がかげがえのないものであることを深く認識し、行政、事業者、市民及び滞在者が相互に協力しあって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指さなければならない。

ここに、わたしたちは、尾道市の健全で恵み豊かな環境を保全、創造し、及び世界に誇れる文化遺産を保存、整備していくとともに、将来の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全（環境の創造を含む。以下同じ。）について、基本理念を定め、並びに尾道市（以下「市」という。）、事業者、市民及び滞在者（観光旅行者その他市内に滞在する者をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境保全に関する施策を総合的かつ計

画的に推進するとともに、文化遺産等を保存、整備し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の生存基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な社会経済の発展を図りながら、持続的に発展をすることができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 生活環境の保全に関すること。
- (2) 自然環境の保全に関すること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいの確保及び良好な景観の形成に関すること。
- (4) 廃棄物の適正処理並びに廃棄物の減量化及びリサイクルに関すること。
- (5) 資源及びエネルギーの有効利用に関すること。
- (6) 地球環境の保全に関すること。
- (7) 世界的、歴史的文化遺産の保存に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関すること。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自らの活動が環境に影響を与えていることを自覚し、公害の防止及び環境の保全に必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環

境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、環境の保全上の支障を防止するため、滞在中の環境への負荷の低減に努め、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(年次報告)

第8条 市長は、毎年環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策に関する報告書を作成し、公表しなければならない。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する基本構想

(2) 環境の保全に関する施策に係る基本的な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ尾道市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

2 市は、市の環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境への影響に対する事前配慮の推進)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、環境保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよ

う努めるものとする。

(環境保全に関する施設の整備等)

第14条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備、汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第16条 市は、環境の保全に関し、事業者及び市民がその理解を深めるとともに活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(ボランティア活動の促進)

第17条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う環境美化活動、緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動（以下「ボランティア活動」という。）が促進されるよう必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びにボランティア活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(監視、測定及び調査等)

第19条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに、必要な監視、測定及び調査等の体制の整備に努めるものとする。

(国、県及び市町村との協力)

第20条 市は、環境の保全を図るための広域的な施策について、国、県及び他の市町村と協力して、その推進に努めるものとする。

(国際環境協力)

第21条 市は、海外の地域の環境の保全に関する国際協力の円滑な推進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第22条 市は、市、事業者、市民及び滞在者がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するために必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境審議会

(設置)

第23条 市は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、尾道市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第24条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の区域における環境の保全について、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 年次報告書に関すること。
- (3) その他環境の保全に関する重要事項に関すること。

2 審議会は、前項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民
- (4) 事業者
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認めた者

(委員)

第26条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第27条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第29条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

第4章 その他

(委任)

第30条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

【資料4】関連用語

あ 行

■ ISO14001

組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境活動の改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステムを構築するために要求される規格。

■悪臭防止法

悪臭防止法は、規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うことなどにより生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

都道府県知事が、市町村長の意見を聴いて規制地域を指定し、また、環境省令が定める範囲内で規制基準を定めて、悪臭を規制し、指定後は市町村長が規制実務を行い、悪臭公害を防止することを主な内容としている。

■EA21

中小企業、学校、公共機関等に対して「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく事業者のための認証・登録制度。

■一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、法で特定した20品目の産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（家庭系廃棄物）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。発生源別に、生活系と事業系の二つに区分される。

■オゾン層

地上から10～50kmの高度で地球をとりまく成層圏に存在するオゾン濃度の濃い大気層。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収するが、フロンガスなどによるオゾン層破壊が問題となっている。

そのため、オゾン層の保護等に取り組むことを目的に特定フロン、代替フロンへの移行が進んでおり、さらにフロンの生産、管理、回収、処分を適正に行うため、フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）が平成27年（2015年）4月に施行された。

■温室効果ガス

大気中には、太陽から地球へ降り注ぐ光のエネルギーを通し、地面から放射される赤外線熱を吸収するガスがある。こうした性質をもつガスは、地球の平均気温を温室のように一定に保つ役割を果たして「温室効果ガス」と呼ばれる。

主な温室効果ガスには二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン、フロン類などがある。人間の活動によって、大量の温室効果ガスが大気中に放出され、地球温暖化の原因となっている。

■環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められているもの。この基準は、公害防止対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。典型7公害のうち、振動、悪臭及び地盤沈下の3つを除いた大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の四つについて環境基準が定められている。

■環境基本法

公害対策基本法で公害対策を、自然環境保全法で自然環境対策を行っていたが、複雑化・地球規模化する環境問題への対応に限界があるとの認識から、環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、平成5年（1993年）に制定された。

基本理念としては、(1) 環境の恵沢の享受と継承等、(2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3) 国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。この他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など）が順次規定されている。また、6月5日を環境の日とすることも定められている。

■環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

■環境保全型農業

「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」のこと。食料農業農村基本法においても、国全体として適切な農業生産活動を通じて国土環境保全に資するという観点から、環境保全型農業の確立を目指している。

■環境マネジメントシステム（環境管理システム）

環境マネジメントとは、大きくとらえれば企業が事業活動を行う際に環境への影響を自主的に管理することを指す。平成4年（1992年）の「地球サミット」を契機に、国際標準化機構本部に環境管理に関する専門委員会が設置され、平成8年（1996年）9月に環境マネジメントの国際規格「ISO14001」などが定められた。

■景観

風景外観。けしき。ながめ。また、その美しさ。（広辞苑）

人間の視覚によってとらえられる地表面の認識像。山川・植物などの自然景観と、耕地・交通路・市街地などの文化景観に分けられる。（大辞林）

■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質。日差しの強い夏季に高濃度になりやすく、目をチカチカさせたり、

胸苦しくさせたりすることがある。光化学スモッグの原因物質の一つ。光化学オキシダント注意報は、1時間値が0.12ppm以上で、気象条件からみて、汚染の状態が継続すると認められる時発令される。

さ 行

■再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。

■再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）

再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間、電気事業者に調達を原則義務づける制度。平成24年（2012年）7月1日開始。

電気事業者が再生可能エネルギーに起因する電気の買い取りに要した費用は、電気料金の一部として、賦課金という形で利用者の負担となる。

■酸性雨

二酸化硫黄（SO₂）や窒素酸化物（NO_x）などを起源とする酸性物質が雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象。河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させたりして建造物や文化財に被害を与える。（気象庁：酸性雨に関する基礎的な知識）

■循環型社会

ごみをなるべく出さず、ごみをできるだけ資源として使い循環させ、使えないごみはきちんと処分を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

■食育

生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるべきもの、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な生活を実践することができる人間を育てること。（食育基本法）

■振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

都道府県知事が、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する振動を規制する地域を指定し、指定された地域内において著しい振動を発生する施設（「特定施設」という。）を有する工場・事業場について、規制基準を遵守させるための所要の措置を講ずることになる。

■生物多様性

地球上の生物は、生命の誕生以来、さまざまな環境のもとで絶滅と進化をくり返し、未知のものを含めると3,000万種ともいわれる多様な生物が存在している。生物多様性とは、ひとつひとつに個性がある生命が、網の目のようにさまざまな関係でつながって

いることをいう。

生物の多様性に関する条約（平成5年（1993年）12月発効）では、生物多様性を「すべての生物に違いがあること」と定義しており、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の三つのレベルがあるとしている。

■騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

都道府県知事が、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する騒音を規制する地域を指定し、指定された地域内において著しい騒音を発生する施設（「特定施設」という。）を有する工場・事業場について、規制基準を遵守させるための措置を講ずる必要がある。

た 行

■大気汚染防止法

この法律は、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、(1) 工場及び事業場における事業活動や建築物の解体に伴う「ばい煙」や「粉じん」の規制、(2) 有害大気汚染物質対策の推進、(3) 自動車排出ガスに係る許容限度を定めることなどが盛り込まれている。

■地産地消

地域で生産された農林水産物などを、地域内または出来る限り近い地域で消費すること。

な 行

■二酸化炭素

化学式は CO_2 。地球上で最も代表的な炭素の酸化物であり、炭素単体や有機化合物の燃焼によって容易に生じる。地表付近の大気の主成分は、窒素 78.1%、酸素 20.95%、アルゴン 0.9%、二酸化炭素は 0.04%。大気中の比率はわずかだが、温室効果ガス総排出量の中では 76%と大半を占めており、地球温暖化に及ぼす影響が最も大きな温室効果ガスである。

■二酸化窒素

化学式は NO_2 。一酸化窒素 (NO) と酸素の作用、又は硝酸鉛、硝酸銅の固体を熱すると発生する赤褐色の刺激性の気体。水に比較的溶解しにくいので肺深部に達し、肺水腫などの原因となる。

主として重油、ガソリン、石炭などの燃焼によって発生し、発生源としては自動車、ボイラー、暖房機器など広範囲にわたっている。

■燃料電池自動車

燃料電池で水素と酸素を化学反応させて発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。走行時には、水蒸気しか発生せず、大気汚染の原因となる窒素酸化物 (NO_x) や地球温暖化の原因となる二酸化炭素 (CO_2) を排出しない。

は 行

■ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの二つの動力源をもち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車のこと。

■PRTR制度

PRTRは、Pollutant Release and Transfer Registerの略称。

化学物質排出移動量届出制度。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。

■微小粒子状物質 (PM_{2.5})

粒径が2.5 μ m (1 μ m (マイクロメートル) =1mmの千分の1)以下の粒子状物質。PMは、「Particulate Matter (粒子状物質)」の頭文字。肺の奥深くにまで入り込みやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させると考えられている。

■浮遊粒子状物質

略称はSPM (Suspended Particulate Matter (浮遊粒子状物質)の頭文字)。浮遊粉じんのうち粒径が10 μ m (1 μ m (マイクロメートル) =1mmの千分の1)以下の粒子をいう。10 μ m以下の粒子は気道、肺胞への沈着率が高くなる。

■フロンガス

炭化水素の水素原子のいくつかが、塩素原子やフッ素原子で置き換ったものの総称。熱に強く冷媒、溶剤としてすぐれた性能をもっており、クーラーや冷蔵庫等のほか、半導体産業での洗浄剤としても広く利用されている。しかし、オゾン層破壊効果と温室効果が問題視され、先進国では20世紀中に生産が中止された(2020年までに全廃される。)

ま 行

■緑のカーテン

「ゴーヤ」や「アサガオ」などのツル性の植物を、窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったもの。

窓から入る直射日光を遮るので、室内温度の上昇を抑えとともに、植物が根から吸った水分を葉から蒸発させ周りの温度を下げる「蒸散作用」効果がある。

や 行

■有害化学物質

有害化学物質は、環境を経由して人又は動植物に有害な作用を及ぼす化学物質を指す一般的な総称である。具体的には、人の健康又は動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたものは有害化学物質といえる。

■4R (ヨンアール、フォーアール)

「過剰包装などを受け取らない」、「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品

や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リフューズ (Refuse=発生回避)」、「リデュース (Reduce=発生抑制)」、「リユース (Reuse=再使用)」、「リサイクル (Recycle=再生利用)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

ら 行

■ レッドデータブック

国または地域ごとに、絶滅危惧種を記し、各々の種の現状を調査した報告書。絶滅にひんしている動植物の種を記した資料集。日本に関しては平成元年（1989年）に作成された。



市の木・花 桜

第2次尾道市環境基本計画

発行日／平成29年3月

発行・編集／尾道市市民生活部環境政策課

〒722-8501

広島県尾道市久保一丁目15番1号

TEL (0848) 38-9434

FAX (0848) 37-2740

URL <http://www.city.onomichi.hiroshima.jp>